福祉用具専門相談員の資質向上と
均質性の確保に関する調査研究事業
調査報告書

平成 19 年 3 月

社団法人　シルバーサービス振興会

はじめに

介護保険制度における福祉用具サービスの基本方針は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与（販売)することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない、とされています。

こうしたサービスを適切に遂行するために、人員基準において配置が義務付けられているのが福祉用具専門相談員であり、居宅要介護者又は居宅要支援者が福祉用具を選定するに当たっては、福祉用具に関する専門的知識に基づき助言を行うものとされています。このように、介護保険制度の下での福祉用具の供給に当たって、福祉用具専門相談員の役割は非常に重要であり、常に専門職としての質の確保・向上が求められています。

このように、福祉用具専門相談員の知識及び技術の向上に向けた取り組みは非常に重要となります。

本調査研究事業では、全国で行われている福祉用具専門相談員指定講習の内容及び指導者等について教育現場での実際の取り組み状況を把握するとともに、課題を抽出・検証し、福祉用具専門相談員の資質の向上と均質性の確保に向けた方策を検討することを目的としております。

本調査研究事業の実施に当たり、検討委員会の委員長としてご尽力いただいた山内　繁氏(早稲田大学特任教授)をはじめとする委員の皆様、ヒアリングやアンケート調査にご協力いただいた全国の指定講習実施事業者および各都道府県担当課の方々に厚く御礼申し上げるとともに、事務局にご協力いただいた株式会社 日本総合研究所、関係各位に深く感謝の意を表します。

今後本調査研究事業の結果が福祉用具専門相談員の資質向上と均質性の確保に向けた取り組みの進展にも少しでも寄与できれば幸いです。

平成 19 年 3 月

社団法人 シルバーサービス振興会

ー目　次ー

第１章　調査研究の概要

１．調査研究の背景と目的 1
２．調査研究の方法 2
３．福祉用具専門相談員指定講習会を取り巻く環境 4

第２章　アンケート調査

１．アンケート調査の概要 9
２．アンケート調査の結果（ポイント） 10
３．アンケート調査の結果（詳細） 11

第３章　ヒアリング調査

１．ヒアリング調査の概要 47
２．ヒアリング調査の結果（ポイント） 48
（１）福祉用具専門相談員指定講習会事業者 48
（２）都道府県 52
３．ヒアリング調査の結果（詳細） 54
（１）福祉用具専門相談員指定講習会事業者 54
（２）都道府県 102

第４章　福祉用具専門相談員指定講習会の現状・課題

１．福祉用具専門相談員指定講習会の実施に関する現状・課題 107
（１）指定講習会の実施 107
（２）指定講習会の講義・演習 108
（３）指定講習会の講師 109
（４）指定講習会の施設・福祉用具 109
２．その他福方向性の検討 110

第５章　福祉用具専門相談員指定講習会の課題解決の方向性

１．福祉用具専門相談員指定講習会の実施に関する課題解決の方向性 111
（１）指定講習会の実施 111
（２）指定講習会の講義・演習 112
（３）指定講習会の講師 113

（4）指定講習会の施設・福祉用具 113
２．その他福祉用具専門相談員指定講習会に関する課題解決の方向性 114

参考資料

アンケート調査票 115
ヒアリング調査票（対事業者） 135
ヒアリング調査票（対都道府県） 137

第１章　調査研究の概要

第１章　調査研究の概要

1. 調査研究の背景と目的

(１) 福祉用具専門相談員の位置づけ

介護保険制度における福祉用具貸与サービスの基本方針は、「利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。」とされている（特定福祉用具販売又は介護予防福祉用具貸与若しくは特定介護予防福祉用具販売サービスについても同様)。

こうしたサービスを適切に遂行するために、それぞれの人員基準において配置が義務付けられているのが福祉用具専門相談員であり、居宅要介護者又は居宅要支援者が福祉用具を選定するに当たっては、福祉用具に関する専門的知識に基づき助言を行うものとされている。このように、介護保険制度の下での福祉用具の供給に当たって、福祉用具専門相談員の役割は非常に重要であり、常に専門職としての質の確保・向上が求められている。

(２) 福祉用具専門相談員の範囲と養成

この福祉用具専門相談員の範囲は、介護保険法施行令第３条の２第１項において以下の各号に示された者となっている。

①保健師、②看護師、③准看護師、④理学療法士、⑤作業療法士、⑥社会福祉士、⑦介護福祉士、⑧義肢装具士、⑨前条第１項に規定する養成研修終了者（都道府県における介護員養成研修終了者)、⑩福祉用具専門相談員に関する講習であって厚生労働省令で定める基準に適合するものを行う者として都道府県知事が指定するものにより行われる当該講習の課程を終了し、当該福祉用具専門相談員指定講習事業者から当該福祉用具専門相談員指定講習を終了した旨の証明書の交付を受けた者。

このうち、⑩の福祉用具専門相談員指定講習については、これまで厚生労働省において一元的に指定していたが、今回の介護保険改正において国から都道府県へ移管されることとなった。これにより、各都道府県において実施される福祉用具専門相談員指定講習の質の向上及び均質性の確保が課題となっている。

(３) 調査研究の目的

このため本調査研究事業では、全国で行われている福祉用具専門相談員指定講習の内容及び指導者等について教育現場での実際の取り組み状況を把握するとともに、課題を抽出・検証し、福祉用具専門相談員の資質の向上と均質性の確保に向けた方策を検討することを目的とする。

2. 調査研究の方法

本調査研究は、①検討委員会の開催、②アンケート調査の実施、③ヒアリング調査の実施を通して、福祉用具専門相談員指定講習会での講義・演習の取り組み状況の実態や、指定講習会への意見等を実態的に把握し、指定講習会の実態に対する多角的な分析を加えた上で、福祉用具専門相談員の資質や均質性を確保する上で望まれる「福祉用具専門相談指定講習会の今後のあり方」を整理するものである。

本調査研究の実施の流れは以下の通りである。

図表 1-1 調査研究の実施の流れ

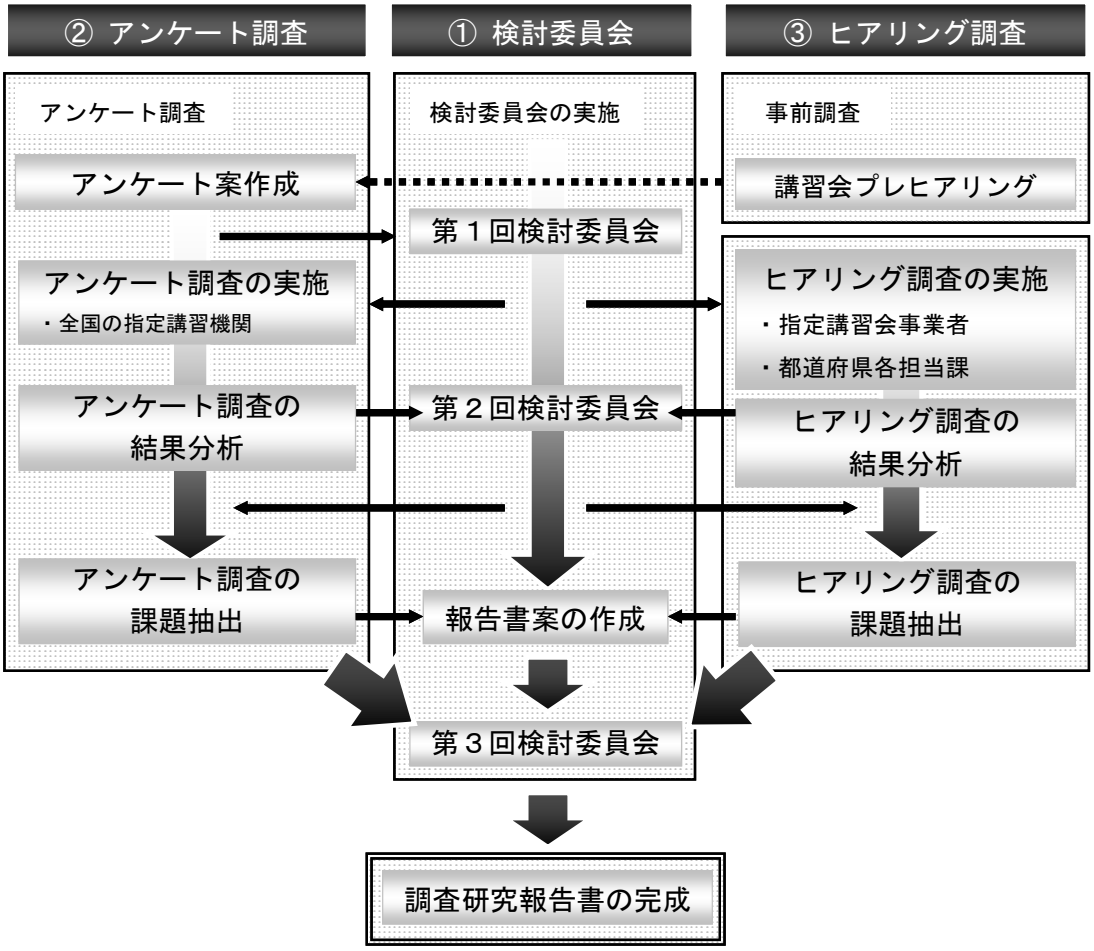

検討委員会は、学識経験者、福祉用具供給事業者及び介護支援専門員等の有識者で構成し、アンケート調査やヒアリング調査の分析結果等を基礎資料としながら、福祉用具専門相談員等の業務上の課題や解決策、そして研修のあり方等について検討をして頂いた。

《検討委員会メンバー》

委員長	山内　繁	早稲田大学人間科学学術院特任教授　健康福祉科学科　工学博士
委　員	荻原　芳明	社会福祉法人全国社会福祉協議会　中央福祉学院　副部長
	小澤　淳子	財団法人東京都高齢者研究・福祉振興財団　福祉情報部普及推進室 地域支援担当主査
	小島　操	財団法人東京都高齢者研究・福祉振興財団　東京都老人総合研究所 介護予防区市町村サポートセンター　研究員
	寺光　鉄雄	フランスベッドメディカルサービス株式会社　業務部　課長
	東畠　弘子	福祉用具ジャーナリスト
	山下　一平	株式会社ヤマシタコーポレーション　代表取締役社長
	渡邉　愼一	横浜市総合リハビリテーションセンター　企画研究課　課長補佐 作業療法士
(オブザーバー)		
	北島　栄二	厚生労働省　老健局振興課　福祉用具・住宅改修指導官
	岡本　慎	厚生労働省　老健局振興課　福祉用具・住宅改修係長

アンケート調査（第２章）は、福祉用具専門相談員指定講習会の実施状況や講習会を開催する上での工夫、福祉用具専門相談員の質の向上のために取り組むべきこと等を把握することを目的として、郵送にて実施した。なお、アンケートの対象者は、指定講習会を実施する事業者のうち指定講習会に関する業務を担当する方である。

また、ヒアリング調査（第３章）は、検討委員会における検討内容及びアンケート結果等の検証をすると同時に、実際の講習会の現場での実施状況を汲み取るために実施したものである。全国 11 都道府県の福祉用具専門相談員指定講習会の事業者に加え、平成 18 年４月以降指定講習会の指定事務を担当することになった各都道府県の担当課に対してヒアリング調査を実施した。

3. 福祉用具専門相談員指定講習会を取り巻く環境

福祉用具専門相談員指定講習会は全国的に実施されているが、一部の都道府県では開催していない場合もあるため、都道府県間での実施状況には差が生じているのが現状である。また、平成 18 年４月には各都道府県に講習会指定業務が移管されたが、HP等を見る限りでは各都道府県の取り組み状況や事業者情報の提供等には若干の差が見受けられる。

以下、福祉用具専門相談員指定講習会の置かれている環境について整理する。

(1) 指定講習会事業者の全国分布

福祉用具専門相談員指定講習会を実施している事業者の全国分布を示す。全国およそ 140 事業者の分布は以下の通りである。なお、下記分布は事業者の主たる所在地（都道府県への指定申請の際に届出をしている住所）を示しているため、事業所がなくても指定講習会を実施している場合は件数として含まれていない。

(2)

図表 1-2 全国の指定講習会事業者分布

県名	数	県名	数	県名	数
東京都	28	新潟県	3	秋田県	1
愛知県	16	三重県	3	福島県	1
大阪府	13	和歌山県	3	栃木県	1
神奈川県	7	広島県	3	福井県	1
千葉県	6	熊本県	3	山梨県	1
岐阜県	6	宮城県	2	長野県	1
兵庫県	6	石川県	2	静岡県	1
福岡県	6	徳島県	2	滋賀県	1
埼玉県	5	宮崎県	2	奈良県	1
群馬県	4	香川県	2	岡山県	1
北海道	4	沖縄県	2	山口県	1
茨城県	4	佐賀県	1	大分県	1

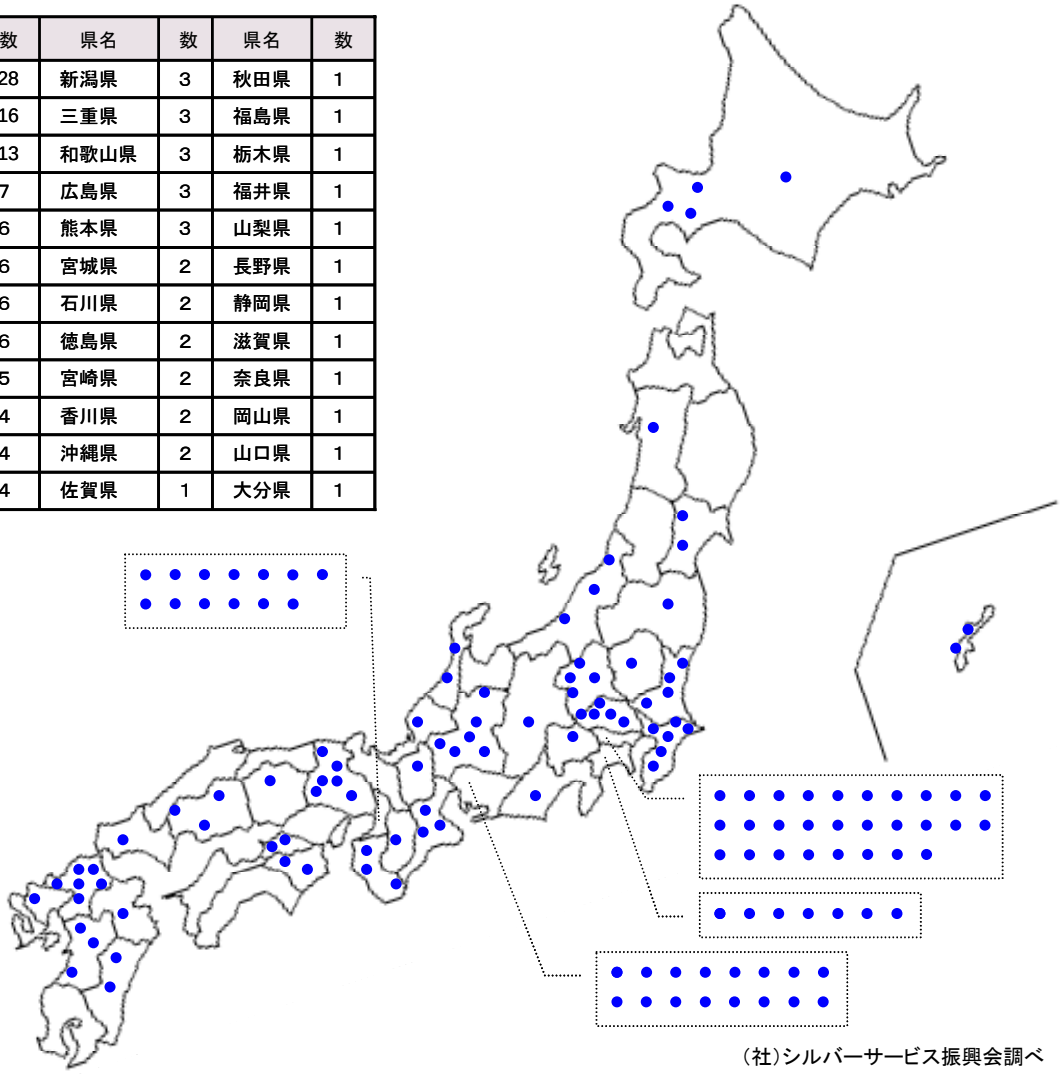

(社)シルバーサービス振興会調べ

福祉用具貸与事業者の全国分布

介護保険制度においては福祉用具貸与が保険給付の対象となっているが、指定居宅サービスとしての福祉用具の貸与事業を行う際には、各事業所に２名以上の福祉用具専門相談員を配置することが定められている。

指定居宅サービスとしての福祉用具貸与を行う事業所は全国で 9,500 程度（福祉用具販売を行う事業所は全国で 7,400 程度）あるが、仮に従業員が指定講習会の受講により福祉用具専門相談員としての資格を取ると仮定した場合、各都道府県での講習会実施状況によって資格の取得しやすさや受講の機会に若干の差異が生まれることも予想される。

各都道府県の指定講習会事業者数と福祉用具貸与/販売事業所数との関係は以下の通りである。

図表 1-3　1指定講習会事業者あたりの福祉用具貸与/販売事業所数

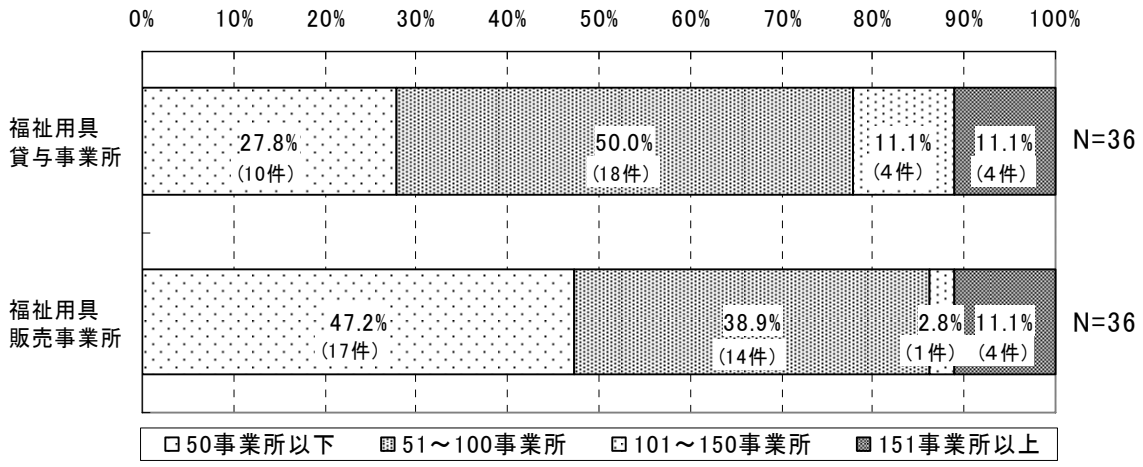

WAM-NET 等より作成

指定講習会事業者の事業所がない都道府県（11 県）を除いた 36 都道府県について、１指定講習会事業者あたりの福祉用具貸与・販売事業所数を求めたところ、福祉用具貸与では 51～100 事業所あたりに１件、福祉用具販売では 50 事業所以下に１件の指定講習会事業者がいる計算となった。

151 事業所あたりに指定講習会事業者が１件となったのは福島県、長野県、静岡県、奈良県の４件のみだったが、これらの４県近隣の都府県では頻繁に指定講習会が開催されている。

なお参考として次ページの表にて、福祉用具貸与/販売事業者数に対して指定講習会事業者数が占める割合を都道府県別に示した。福祉用具貸与事業者数に占める割合の全国平均は 1.62%、福祉用具販売事業者に占める割合は 2.11%であった。

(3) 各都道府県の取り組み状況

各都道府県の情報提供の取り組みとして、以下の項目についてHPで確認。

- 専門相談員指定講習会指定要綱の掲載の有無
- 事業者情報（住所、問い合わせ先、実施日、費用、HP アドレス or リンク）

要綱が掲載されていた都道府県は 16、事業者情報を掲載していたのは 18。うち、要綱と事業者情報を両方掲載していた都道府県は９件にとどまった。都道府県により情報提供に差が見られた。

図表 1-4 指定講習会に関する各都道府県の情報提供（平成 18 年2月）

都道府県	指定講習会事業者数/福祉用具貸与事業所数(%)	指定講習会事業者数/福祉用具販売事業所数(%)	要綱	事業者情報					
					住所	TEL(問合せ先)	実施日	費用	HPアドレスorリンク
北海道	1.45%	1.56%	×	×	—	—	—	—	—
青森県	-	-	○	○	○	○	×	×	×
岩手県	-	-	○	×	—	—	—	—	—
宮城県	1.06%	1.42%	○	○	○	○	×	×	×
秋田県	1.06%	1.27%	○	○	○	○	×	×	×
山形県	-	-	×	×	—	—	—	—	—
福島県	0.52%	0.56%	×	○	○	○	×	×	×
茨城県	2.40%	3.31%	○	○	○	○	×	×	×
栃木県	0.67%	0.91%	×	○	○	○	×	×	×
群馬県	3.54%	4.04%	×	○	○	○	×	×	×
埼玉県	1.21%	1.59%	○	○	×	×	○	○	○
千葉県	1.75%	2.16%	×	×	—	—	—	—	—
東京都	3.15%	4.20%	×	○	○	○	×	×	×
神奈川県	1.73%	1.80%	×	×	—	—	—	—	—
新潟県	2.38%	1.46%	×	×	—	—	—	—	—
富山県	-	-	×	×	—	—	—	—	—
石川県	1.67%	2.25%	○	○	○	○	—	—	—
福井県	2.08%	2.78%	×	×	—	—	—	—	—
山梨県	1.64%	2.08%	×	×	—	—	—	—	—
長野県	0.55%	0.62%	○	×	—	—	—	—	—
岐阜県	3.06%	4.92%	○	○	○	○	×	×	×
静岡県	0.44%	0.53%	○	○	○	○	○	○	×
愛知県	3.08%	4.21%	×	×	—	—	—	—	—
三重県	2.17%	2.73%	○	×	—	—	—	—	—
滋賀県	1.16%	1.27%	×	×	—	—	—	—	—
京都府	-	-	×	×	—	—	—	—	—
大阪府	1.41%	1.75%	×	×	—	—	—	—	—
兵庫県	1.35%	1.67%	○	×	—	—	—	—	—
奈良県	0.56%	0.60%	×	×	—	—	—	—	—
和歌山県	2.59%	3.00%	×	○	○	○	—	—	—
鳥取県	-	-	○	×	—	—	—	—	—
島根県	-	-	×	×	—	—	—	—	—
岡山県	0.98%	1.03%	×	×	—	—	—	—	—
広島県	1.23%	1.62%	×	○	○	○	○	○	×
山口県	0.88%	-	×	×	—	—	—	—	—
徳島県	1.45%	1.94%	×	×	—	—	—	—	—
香川県	1.38%	1.92%	○	○	○	○	—	—	—
愛媛県	-	-	○	×	—	—	—	—	—
高知県	-	-	×	×	—	—	—	—	—
福岡県	1.38%	2.03%	×	×	—	—	—	—	—
佐賀県	1.41%	2.50%	×	○	○	○	○	×	×
長崎県	-	-	×	×	—	—	—	—	—
熊本県	1.90%	2.46%	×	○	○	○	×	×	○
大分県	0.70%	1.22%	×	×	—	—	—	—	—
宮崎県	1.79%	3.13%	×	×	—	—	—	—	—
鹿児島県	-	-	○	×	—	—	—	—	—
沖縄県	2.50%	3.28%	×	○	○	○	○	○	×

各都道府県 HP より作成

（4）福祉用具専門相談員に関連するその他資格

福祉用具専門相談員指定講習会に関連して、各種団体や事業者、自治体が中心となり福祉用具供給事業者に対する様々な資格や研修が整備されている。

福祉用具専門相談員の資格取得のためには、①福祉用具専門相談員指定講習（40 時間）と、②（社）シルバーサービス振興会が主催・認定を実施する福祉用具供給事業従事者研修（50 時間、福祉用具専門相談員指定講習も兼ねる）の受講等の方法がある。また、これらの研修を受講していない場合でも、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、義肢装具士等の有資格者等は福祉用具専門相談員とされる。

福祉用具供給事業者に対する様々な資格や研修の詳細は次のページの通りである。

図表 1-5 福祉用具専門相談員の資格取得及び取得以降の養成過程内容

研修・資格名	実施主体	カリキュラム・時間	認定試験の有無	受験資格	その他
①福祉用具専門相談員指定講習	（旧）厚生労働大臣が指定した「福祉用具専門相談員指定講習」の実施主体 （現）都道府県知事が指定した福祉用具専門相談員指定講習の実施主体	講義と実技の計 40 時間	特になし	主な受講者は福祉用具供給事業に関連した事業者。 受講・受験資格は特になし。	
②福祉用具供給事業従事者研修 （福祉用具専門相談員指定講習も兼ねる）	（社）シルバーサービス振興会 （振興会が自ら実施するものの他委託・承認を受けた指定研修機関において実施するものもある）	講義と実技を含む計 50 時間（上記内容を兼ねる）			左記研修の修了後５年以内に振興会が主催する“福祉用具供給事業者現任研修制度”を修了した者を、都道府県において「訪問介護員養成研修２級課程に相当する研修」を修了したとみなす場合がある。
③福祉用具選定技能士認定研修	社団法人 日本福祉用具供給協会	・A研修（ベッド・車椅子）：14 講座、3 日間で 20 時間 ・B研修（その他）	あり 協会合格基準（70%）、30 分	「日本福祉用具供給協会に所属」かつ「実務経験が２年以上ある福祉用具専門相談員」	
④福祉用具供給事業者現任研修制度	社団法人 シルバーサービス振興会振興会の委託・承認を受けた指定研修機関	講義（37 時間）・実技（８時間）の計 45 時間	特になし（適宜確認テストは実施）	福祉用具供給事業者従事者研修の修了者に限る	
⑤福祉用具プランナー	財団法人 テクノエイド協会 各地の介護実習・普及センターや各種団体と共催	講義・実技・修了確認試験を含む 48 時間 ・座学：51.5 時間 ・実技・試験：48.5 時間	あり（修了確認試験）	右記の資格条件を取得後、福祉・保健・医療等の実務経験が２年以上であり、原則として現在もその業務に従事しているもの	・「福祉用具専門相談員指定講習修了者（40ｈ）」「福祉用具供給事業事者研修（50ｈ）」 ・次の資格を有するもの 介護支援専門員、理学療法士、作業療法士、義肢装具士、看護師、保健師、准看護師、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士 ・実施主体が上記に準ずると認めるもの
⑥福祉住環境コーディネーター	東京商工会議所	検定試験。各種講座の受講は不要	あり（出題範囲を提示）	2 級・3 級は特になし。1 級は 2 級資格合格者	
⑦介護フォローアップ研修会等	お茶の水ケアサービス学院等		不明	介護に関連した座学（知識・総論）や実習研修基本的には資格者を対象としているが、資格者以外の受講も可能	その他有資格者や実務者に対しての研修も適宜実施している
⑧自治体による研修・講習	自治体の介護保険所管課等	・福祉用具の選定の判断基準に関する福祉用具専門職に対する研修 ・住宅改修と福祉用具の考え方研修	なし	自治体内で働く介護支援専門員や福祉用具専門相談員、理学療法士、作業療法士　等	

第２章　アンケート調査

第２章　アンケート調査

1. アンケート調査の概要

福祉用具専門相談員の指定講習会の実態（実施状況、実施機関のカリキュラム、講師要件など）やその抱える課題、福祉用具専門相談員の質の向上のために取り組むべきこと等を把握するため、以下の要領に基づいてアンケート調査を実施した。

なお、アンケートの回答者は、指定講習会を実施する事業者のうち指定講習会に関する業務を担当する方である。

- **アンケート送付先**

  福祉用具専門相談員指定講習会を実施している研修機関

  全国 144 事業所に対する悉皆調査

- **回収期間**

  2006 年 12 月 11 日（月）発送～12 月 25 日（月）締切（郵送による送付・回収）

- **回収数**

  62 事業所（回収率 43%）

2. アンケート調査の結果（ポイント）

アンケート調査の結果（ポイント）をまとめると以下のとおりである。

１　講習会の開催や受講者について

○ 課題：受講者が集まらない（受講生が集まらないことで年平均 1 回程度、講習会が中止されている）。受講者のレベルに差がある。

○ 解決策：告知方法の工夫。開催頻度を減らす。

○ 指定講習会の延実施回数・延修了者数とも減少傾向にある。

H17 年度：延実施回数平均 4.1 回、延修了者数平均 126.0 人（平均 30.7 人/回）

H18 年度：延実施回数平均 2.8 回、延修了者数平均 82.3 人（平均 29.4 人/回）

２　講習会の講義・演習について

○ 課題：演習の時間が足りない。時間配分や内容が決められている。

○ 解決策：カリキュラムの変更。時間配分や内容の自由化⇔時間配分や内容を統一化（意見が分かれている）。

３　講習会の講師・講師確保について

○ 課題：レベルの高い講師の確保が難しい。講師の質・レベルに差がある。講師の養成に関連する取組みはあまり行われていない。

○ 解決策：講義内容に関するマニュアル策定。講師の紹介・斡旋システム。講師の研修制度。

４　講習会で使用する施設・福祉用具について

○ 課題：新しい福祉用具の調達に問題がある。演習における福祉用具の使用については、車いすや特殊寝台等の基本的なものを除き、その品揃えに差が生じている。

○ 解決策：レンタル業者等との協力体制。公的施設の紹介・斡旋システム。

3. アンケート調査の結果（詳細）

問１（１）①講習会実施の指定を受けている都道府県名

東京（14 事業所、22.6%）を始め都市部、特に関東圏への集中傾向がみられる。事業所が、講習会実施の指定を受けている都道府県は、都市部とそれ以外で大きな差が出ている。事業所に対しての指定数が 0 だった県が 12 ある。

調査数	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県
62	5	0	0	2	1	1	1	2	2	2	4	4	14	8	3	1
100.0	8.1	0.0	0.0	3.2	1.6	1.6	1.6	3.2	3.2	3.2	6.5	6.5	22.6	12.9	4.8	1.6

石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県
2	2	1	0	2	2	4	0	1	0	5	4	2	0	0	0	1
3.2	3.2	1.6	0.0	3.2	3.2	6.5	0.0	1.6	0.0	8.1	6.5	3.2	0.0	0.0	0.0	1.6

広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
2	1	1	1	0	1	4	1	0	1	1	1	0	0
3.2	1.6	1.6	1.6	0.0	1.6	6.5	1.6	0.0	1.6	1.6	1.6	0.0	0.0

問１（１）②講習会を実施した都道府県（平成 17 年度）

調査数	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県
62	1	0	0	1	1	0	0	0	1	1	2	1	1	2	1	0
100.0	1.6	0.0	0.0	1.6	1.6	0.0	0.0	0.0	1.6	1.6	3.2	1.6	1.6	3.2	1.6	0.0

石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	無回答
1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	57
1.6	0.0	0.0	1.6	0.0	0.0	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	91.9

問１（１）③講習会を実施した都道府県（平成 18 年度）

調査数	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県
62	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2	1	1	1	1	0
100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	3.2	1.6	1.6	1.6	1.6	0.0

石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	無回答
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	57
1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	91.9

問１（２）講習会の事業者指定を初めて受けた時期

年度別の、福祉用具専門相談員指定講習会の指定数に関しては、2001 年度（25.8%）という回答が際立って多く調査数の 4 分の 1 を占めている。

調査数	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	無回答
62	9	5	16	5	9	7	6	5
100.0	14.5	8.1	25.8	8.1	14.5	11.3	9.7	8.1

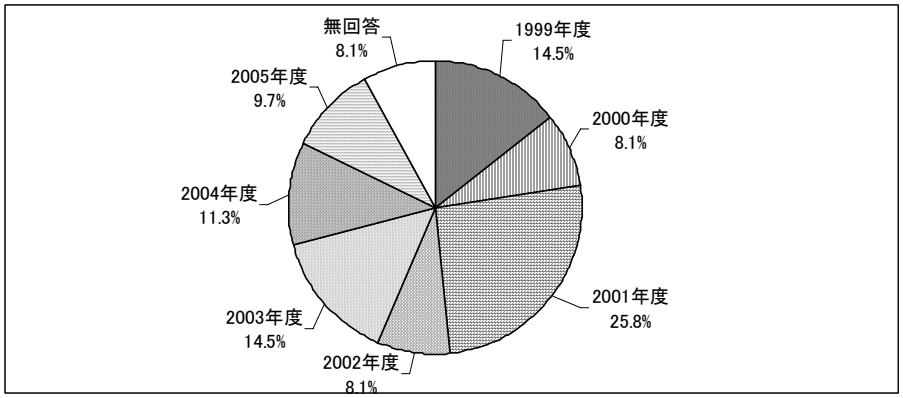

問１（３）団体分類

事業者の団体の分類については、「株式会社」(37.1%)が、最も多く、次いで「学校法人」(16.1%)となっている。

調査数	株式会社	有限会社	その他	財団法人	社団法人	社会福祉法人	学校法人	医療法人	特定非営利活動法人	その他	公法人	独立行政法人	その他
62	23	5	1	6	5	6	10	0	3	3	0	0	0
100.0	37.1	8.1	1.6	9.7	8.1	9.7	16.1	0.0	4.8	4.8	0.0	0.0	0.0

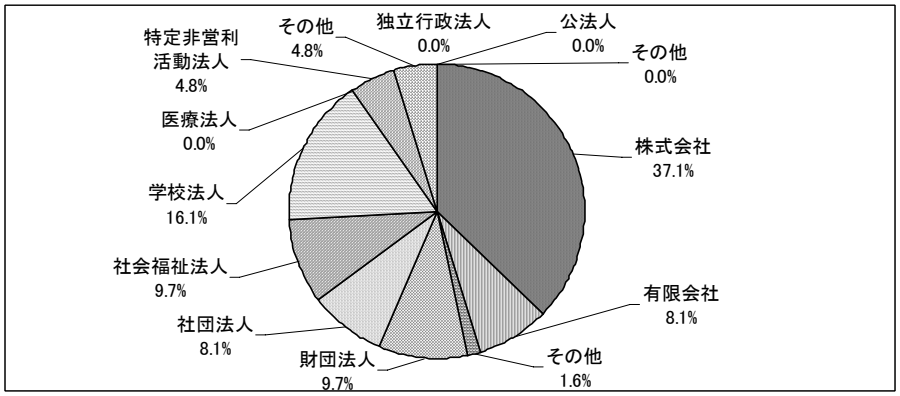

問１（４）従業員数

各事業者全体の従業員数についてたずねたところ、「～5 人」（21.0%）との回答が最も多かった。全体的に、バラつきが少なく、様々な規模の団体が満遍なく網羅されている。

調査数	～5人	6人～10人	11人～20人	21人～30人	31人～50人	51人～100人	101人～200人	201人以上
62	13	10	4	7	5	8	6	9
100.0	21.0	16.1	6.5	11.3	8.1	12.9	9.7	14.5

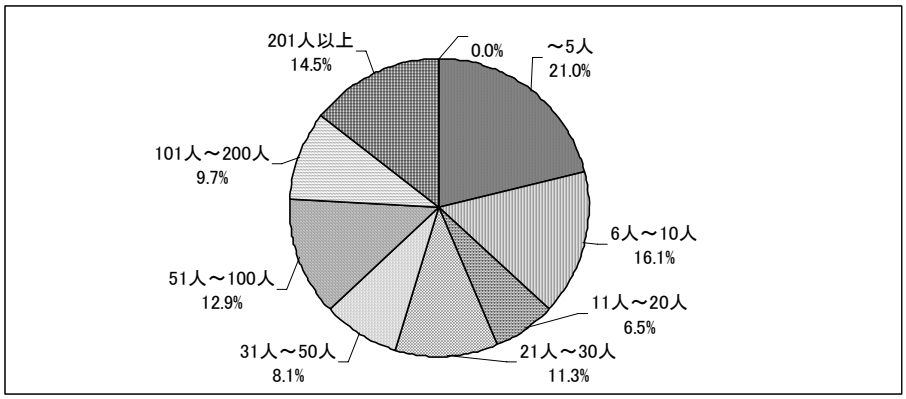

問２（１）①延実施回数

調査数	5回未満	10回未満	15回未満	20回未満	20回以上	無回答
62	12	19	10	8	12	1
100.0	19.4	30.6	16.1	12.9	19.4	1.6

調査数	平均
61	15.4
100.0	

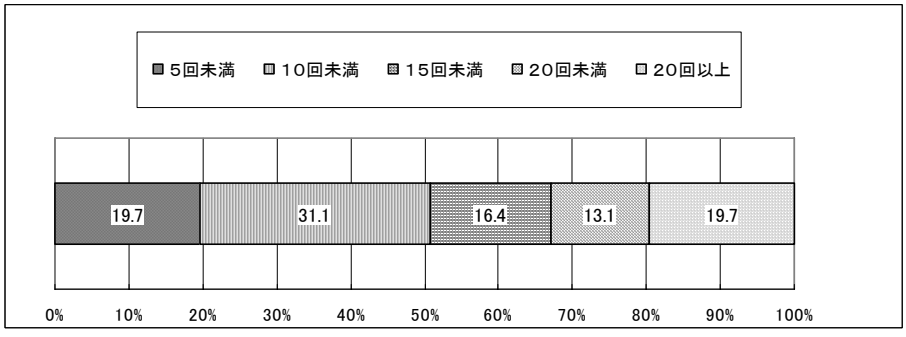

問２（１）①延修了者数

調査数	100人未満	200人未満	300人未満	400人未満	500人未満	500人以上	無回答
62	10	7	10	10	8	16	1
100.0	16.1	11.3	16.1	16.1	12.9	25.8	1.6

調査数	平均
61	713.2
100.0	

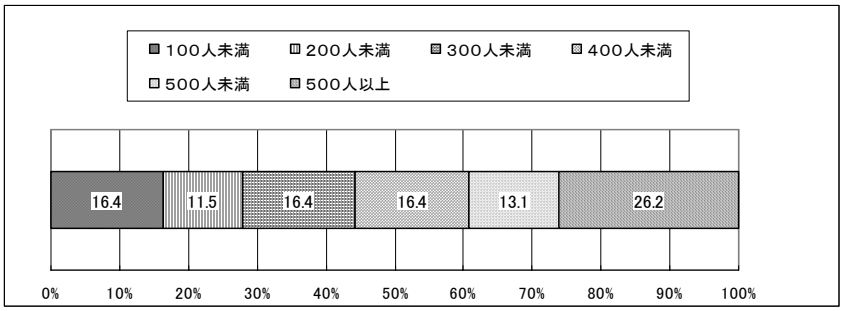

問２（１）①延実施回数（平成 17 年度）

調査数	0回	3回未満	5回未満	5回以上	無回答
62	3	33	9	13	4
100.0	4.8	53.2	14.5	21.0	6.5

調査数	平均
58	4.1
100.0	

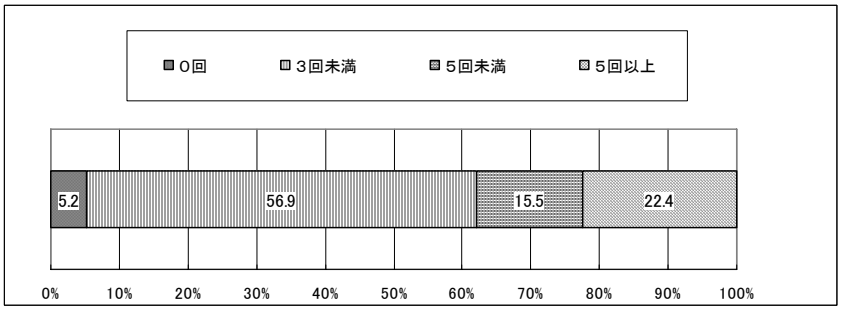

問２（１）②延修了者数（平成 17 年度）

調査数	0人	50人未満	100人未満	100人以上	無回答
62	3	15	19	20	5
100.0	4.8	24.2	30.6	32.3	8.1

調査数	平均
57	126.0
100.0	

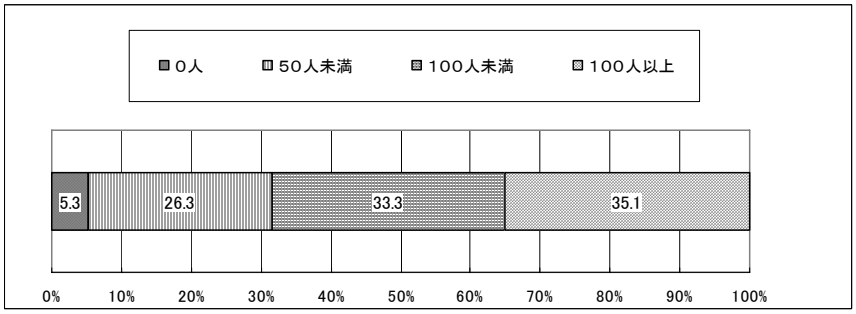

問２（１）②延実施回数（平成 18 年度）

平成 18 年度は延実施回数が、一事業所あたり平均で 2.8 回（前年度比－1.3 回)、延修了者数が一事業所あたり平均で 82.3 名（前年度比－43.7 名）となっている。

調査数	0回	3回未満	5回未満	5回以上	無回答
62	4	36	9	9	4
100.0	6.5	58.1	14.5	14.5	6.5

調査数	平均
58	2.8
100.0	

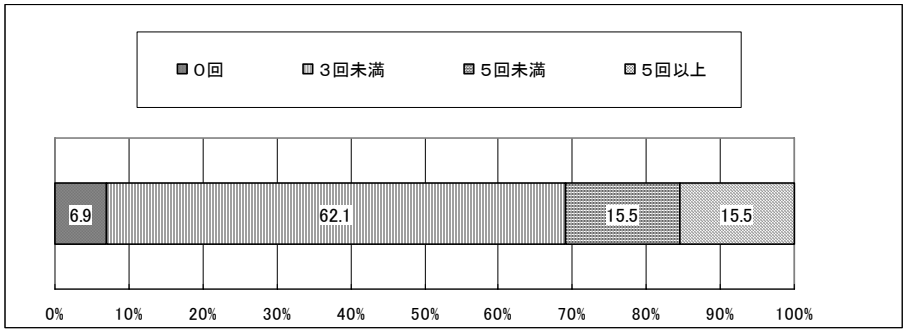

問２（１）②延修了者数（平成 18 年度）

調査数	0人	50人未満	100人未満	100人以上	無回答
62	4	24	15	13	6
100.0	6.5	38.7	24.2	21.0	9.7

調査数	平均
56	82.3
100.0	

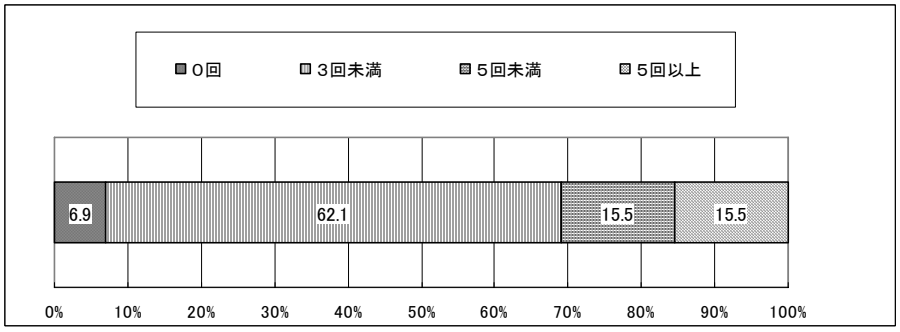

問２（１）③都道府県数（平成 17 年度）

調査数	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県
8	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1	1	0
100.0	0.0	0.0	0.0	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	12.5	0.0	12.5	12.5	0.0	12.5	12.5	0.0

石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県
0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0.0	0.0	0.0	12.5	0.0	0.0	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

問２（１）③延実施回数（平成 17 年度）

調査数	1回	2回	3回以上
8	6	2	0
100.0	75.0	25.0	0.0

問２（１）③延修了者数（平成 17 年度）

調査数	10人未満	30人未満	50人未満	50人以上
8	1	0	2	5
100.0	12.5	0.0	25.0	62.5

問２（１）③都道府県名（平成 18 年度）

調査数	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県
11	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	1	0	0
100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.1	0.0	0.0	9.1	9.1	0.0	9.1	0.0	0.0

石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.1	0.0	0.0	0.0	9.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	0	0	0
9.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.1	0.0	0.0	27.3	0.0	0.0	0.0

問２（１）③延実施回数（平成 18 年度）

調査数	1回	2回	3回以上
11	9	1	1
100.0	81.8	9.1	9.1

問２（１）③延修了者数（平成 18 年度）

調査数	10人未満	30人未満	50人未満	50人以上
11	0	3	6	2
100.0	0.0	27.3	54.5	18.2

問２（１）④講習会実施中止回数

講習会の実施が見送られた回数については、「0 回」（62.9%）が最も多く、次いで「1 回」（14.5%）、「3 回以上」（12.9%）と続く。１回以上中止したことのある事業者が、全体の 33.9%を占めている。

調査数	0回	1回	2回	3回以上	無回答
62	39	9	4	8	2
100.0	62.9	14.5	6.5	12.9	3.2

調査数	平均
60	1.0
100.0	

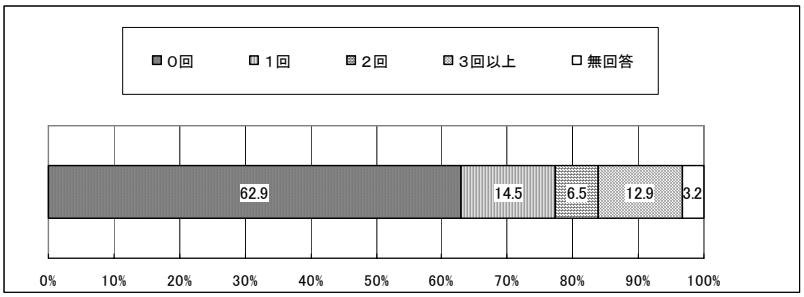

問２（１）④実施が見送られた理由

講習会の実施が見送られた理由については、「受講者が集まらなかった」（90.5%）が、圧倒的多数を占めている。「担当講師の確保ができなかった」、「予算の不足」という選択肢については、0件である。

調査数	講習会を開催するために十分な受講者が集まらなかった	講習会の担当講師が確保できなかった	講習を行う場所が確保できなかった	講習会を行うための予算が不足していた	その他
21	19	0	1	0	2
100.0	90.5	0.0	4.8	0.0	9.5

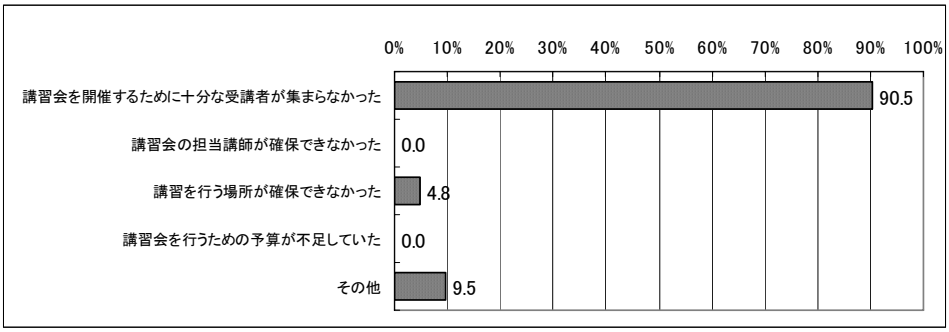

問２（１）⑤指定講習会の受講者の職種や業種等の把握

受講者についての職種・業種等について、「把握している」（66.1%）と回答した事業者が最も多く、次いで「一部把握している」（19.4%）と続く。「ほとんど把握していない」（11.3%）との回答は、全体の一割程度である。

調査数	ほぼ全ての受講者の職種・業種を把握している	一部の受講者の職種・業種を把握している	受講者の職種・業種はほとんど把握していない	その他	無回答
62	41	12	7	0	2
100.0	66.1	19.4	11.3	0.0	3.2

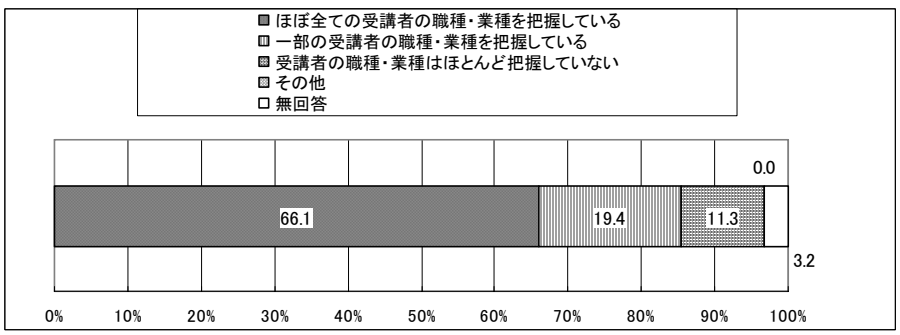

問２（２）①努力・工夫している講義・演習内容／その理由

指定講習会の講義・演習で特段、工夫・努力している項目については、「福祉用具の活用に関する実習」（45 件）、「介護場面での福祉用具の活用」（35 件）、「介護技術」（23 件）の以上 3 項目について、工夫・努力していると回答した事業者が多い。また、それら 3 項目について、工夫・努力の理由として「福祉用具専門相談員の資質向上が期待される」との回答がそれぞれ最も多かった。

	調査数	他の講義と比較して重要度が高く、情報提供や講義内容の工夫が必要なため	他の講義と比較して難易度が高く、情報提供や講義内容の工夫が必要なため	他の講義と比較して専門性が高く、情報提供や講義内容の工夫が必要なため	実施することで福祉用具専門相談員の資質の向上が期待されるため	その他	無回答
老人保健福祉制度の概要	8	2	3	1	1	0	1
	100.0	25.0	37.5	12.5	12.5	0.0	12.5
介護に関する基礎知識	8	3	0	1	4	0	0
	100.0	37.5	0.0	12.5	50.0	0.0	0.0
介護技術	23	3	2	6	9	1	2
	100.0	13.0	8.7	26.1	39.1	4.3	8.7
介護場面における福祉用具の活用	35	9	4	10	12	0	0
	100.0	25.7	11.4	28.6	34.3	0.0	0.0
高齢者等の心理	6	1	1	1	2	1	0
	100.0	16.7	16.7	16.7	33.3	16.7	0.0
医学の基礎知識	5	0	1	4	0	0	0
	100.0	0.0	20.0	80.0	0.0	0.0	0.0
リハビリテーション概要	9	0	1	3	5	0	0
	100.0	0.0	11.1	33.3	55.6	0.0	0.0
福祉用具の活用に関する実習	45	9	0	9	26	0	1
	100.0	20.0	0.0	20.0	57.8	0.0	2.2

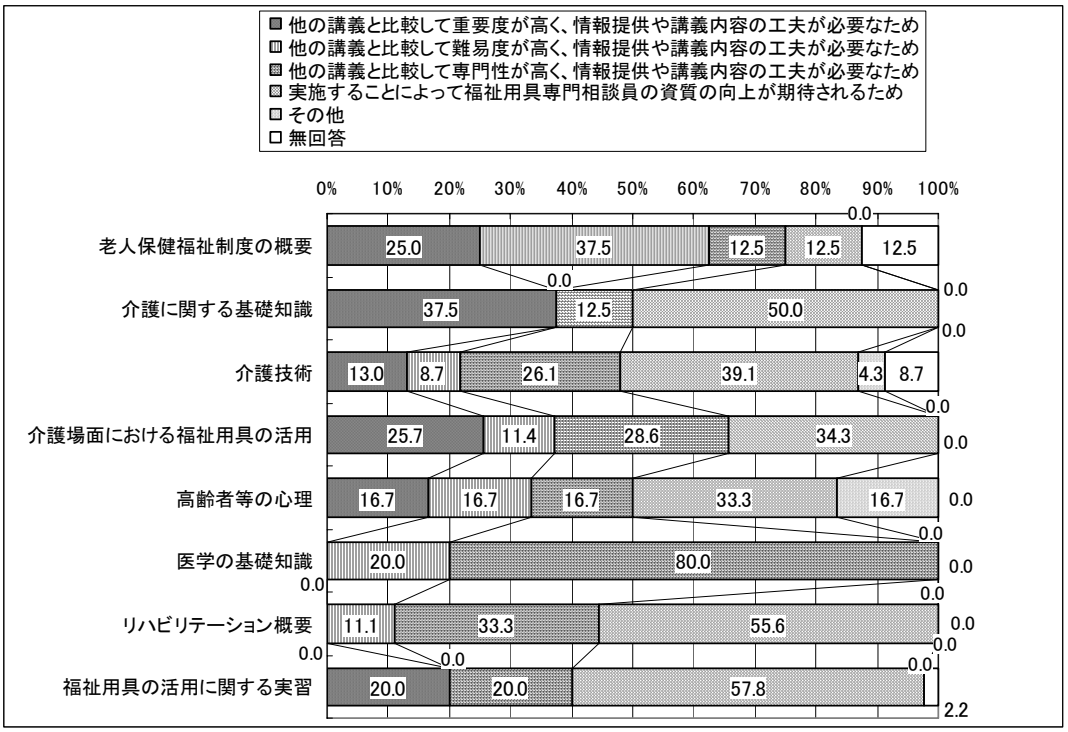

問２．（２）③講義・演習の具体的な内容の決定方法

講習会の講義・演習の具体的内容の決定方法については、講義・演習内容を事業者が依頼し、進め方等について講師と打合せを行うところが多く、28 事業者（45.2%）となっている。内容は依頼するが、進め方は講師に委ねるとの回答も同数の 28 事業者（45.2%）となっている。

調査数	事前に講義・演習内容を依頼し進め方等について打ち合わせを行う	事前に講義・演習内容は依頼するが進め方等は講師の裁量に委ねる	事前に講義・演習内容は依頼しないが進め方等について打ち合わせを行う	事前に講義・演習内容を依頼せず進め方等は講師の裁量に委ねる	その他	無回答
62	28	28	1	2	0	3
100.0	45.2	45.2	1.6	3.2	0.0	4.8

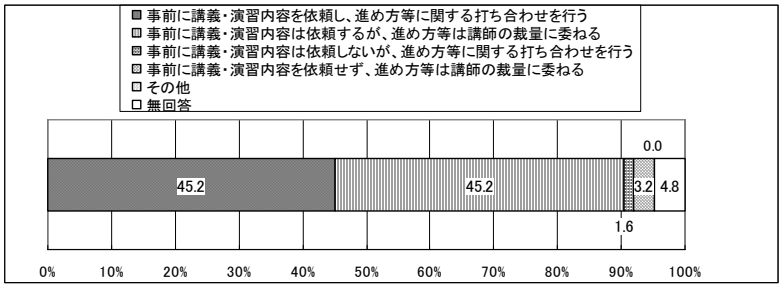

問２．（２）④講師作成のテキストや資料を使用する場合の事前確認

講習会において、講師作成のテキストや資料を使用する場合の事前確認については、「内容は、事前に確認するが、修正は依頼しない」（48.4%）が最も多く、「内容を事前に確認し、適宜内容の修正を依頼する」（41.9%）がそれに続く。

調査数	資料や講義内容は事前に確認し、適宜内容の修正を依頼する	資料や講義内容は事前に確認するが、内容の修正は依頼しない	事前確認を行い適宜内容の修正を依頼する	事前確認はせず、事後確認を行うが内容の修正は依頼しない	事前確認および事後確認は行わず、内容の修正は依頼しない	その他	無回答
62	26	30	2	0	1	0	3
100.0	41.9	48.4	3.2	0.0	1.6	0.0	4.8

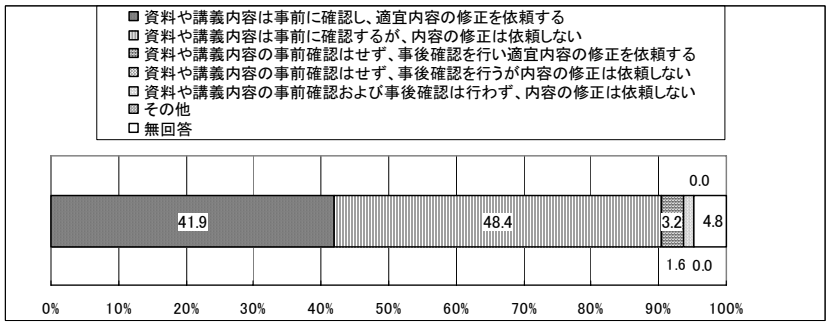

問２．（２）⑤講師作成の資料以外に使用している資料・テキスト

講師が作成したテキスト・資料以外に指定講習会で使用している資料・テキストについては、「(社) シルバーサービス振興会編集のテキスト」が 48 名（77.4%）と最も多い。

調査数	(社)シルバーサービス振興会が作成したテキストを使用する	1以外の既製の資料・テキストを使用する	指定講習会主催者が独自に作成した資料・テキストを使用する	資料・テキストは特に使用していない	その他	無回答
62	48	15	5	0	4	2
100.0	77.4	24.2	8.1	0.0	6.5	3.2

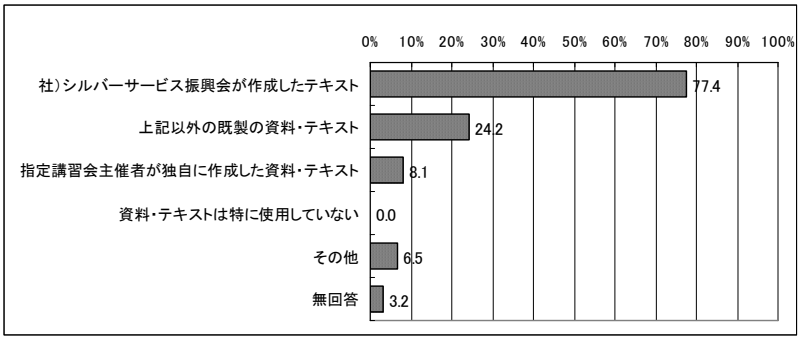

問２（２）⑥講義・演習でテストや確認試験等を実施する必要性

指定講習会の講義・演習において、テスト・確認試験等を実施する必要性の有無については、「テストや確認試験等の必要性を感じている」件が、計 52 事業所（83.8%）と多い。

調査数	必要性を強く感じている	必要性をやや感じている	必要性をあまり感じていない	必要性を感じていない	分からない	無回答
62	19	33	4	2	1	3
100.0	30.6	53.2	6.5	3.2	1.6	4.8

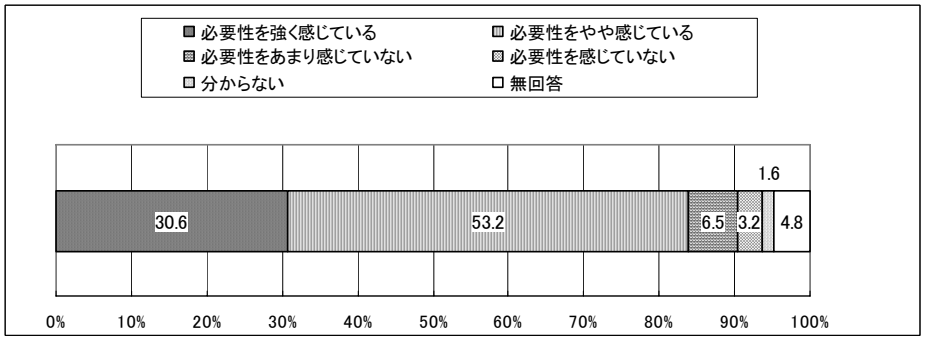

問２（２）⑥設問Ｉ必要性を感じている理由

テスト・確認試験の必要性を感じている事業者のうち、その理由として「受講生のモチベーションや資質の向上に繋がる」（76.9%）が最も多く「理解度や定着度を測ることで講義の改善に繋がる」（59.6%）との回答が続く（複数回答可）。

調査数	理解度や定着度を測ることで講義内容の改善につながるため	受講生の能力や知識レベルを客観的に評価することができるため	受講生のモチベーションや資質の向上につなげることができるため	成績が悪い受講生に対する指導ができるため	その他
52	31	21	40	4	2
100.0	59.6	40.4	76.9	7.7	3.8

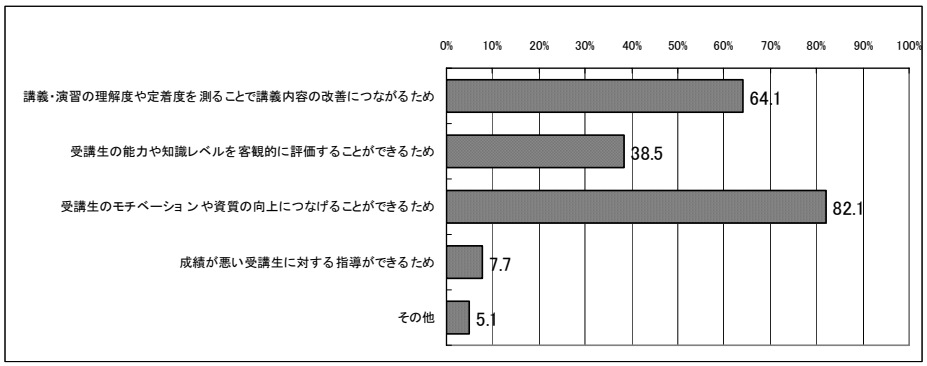

問２（２）⑥設問Ⅱ必要性を感じていない理由

テスト・確認試験の必要性を感じていない事業者のうち、その理由としては「モチベーションや資質の向上は、現在の講義・演習で可能なため」（全６件中３件、50.0%）が最も多い。

調査数	受講生の理解度や定着度を測っても、改善につながらないため	受講生の能力や知識レベルを評価する必要がないため	モチベーションや資質の向上は、現在の講義・演習で可能なため	時間的制約が多くテストを実施する時間・機会が設けられないため	専門相談員の能力や資質はテストの成績で測ることができないため	現行の制度で確認試験やテストが義務付けられていないため	その他
6	0	2	3	2	1	0	0
100.0	0.0	33.3	50.0	33.3	16.7	0.0	0.0

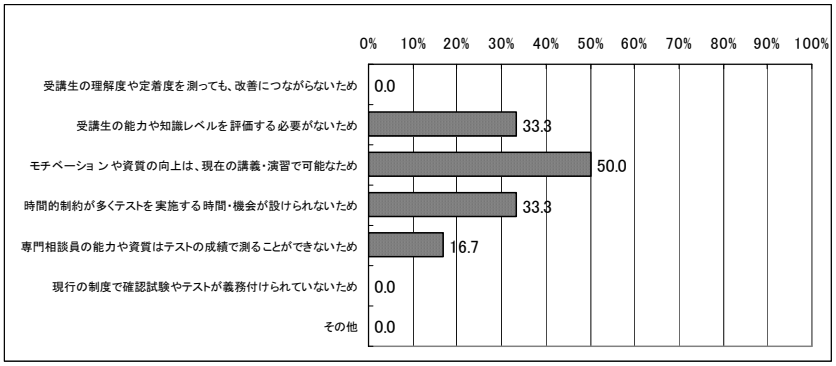

問２（２）⑦授業中の出欠や受講態度についての通常対応

受講生の出欠・受講態度に関する、通常対応については、「出欠は事業者が取り、態度が好ましくない場合は出席を慎んでもらう」（40.3%）と「出欠は事業者が取るが、受講者への対応は講師に任せる」（40.3%）との回答が、それぞれ同数である。出欠に関しては、事業所が取るケースが８割以上を占めている。

調査数	出欠は事業者が毎回取り、態度が好ましくない場合は出席を慎んでもらう	出欠は毎回取るが受講中の受講者への対応は講師に任せている	出欠は担当講師に任せ、態度が好ましくない場合は出席を慎んでもらう	出欠および講義中の受講者への対応は担当講師に任せている	その他	無回答
62	25	25	3	1	3	5
100.0	40.3	40.3	4.8	1.6	4.8	8.1

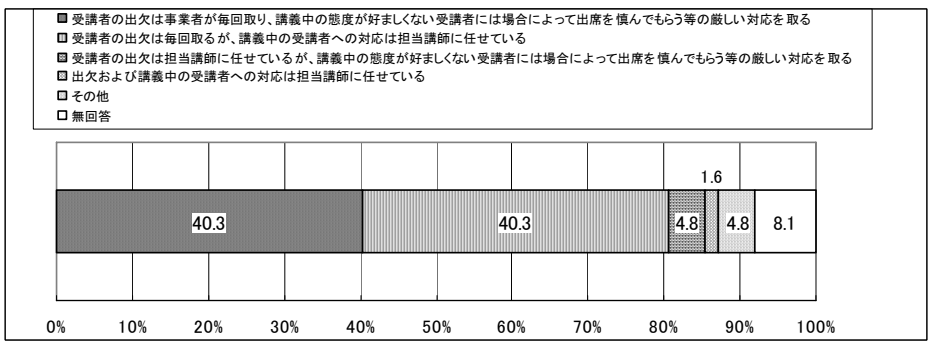

問２（３）①講義・実習を担当している担当講師数

講義・実習を担当している講師の数を、項目別に見ると、「介護技術」、「介護場面における福祉用具の活用」そして「福祉用具の活用に関する実習」の３項目について、担当講師数が「3 人以上」との回答が 5 割以上を占めている。

	調査数	1人	2人	3人以上	無回答	調査数	平均
老人保健福祉制度の概要	62	24	22	12	4	58	2.2
	100.0	38.7	35.5	19.4	6.5	12.6	
介護に関する基礎知識	62	20	12	25	5	57	3.3
	100.0	32.3	19.4	40.3	8.1	12.4	
介護技術	62	10	11	36	5	57	3.8
	100.0	16.1	17.7	58.1	8.1	12.4	
介護場面における福祉用具の活用	62	10	15	31	6	56	3.7
	100.0	16.1	24.2	50.0	9.7	12.2	
高年齢者等の心理	62	28	9	21	4	58	2.7
	100.0	45.2	14.5	33.9	6.5	12.6	
医学の基礎知識	62	25	20	13	4	58	2.1
	100.0	40.3	32.3	21.0	6.5	12.6	
リハビリテーション概要	62	28	16	13	5	57	2.1
	100.0	45.2	25.8	21.0	8.1	12.4	
福祉用具の活用に関する実習	62	8	13	37	4	58	4.0
	100.0	12.9	21.0	59.7	6.5	12.6	

問２（３）①科目のみの担当講師数（専任のみ）

各科目の専任講師数については、「0 人」と答えた事業所が各項目で 2 割～3 割を占めている。このことは、講師がいくつかの講義・実習を兼任しているケースも一定程度あることを示している。
しかし、「老人保健福祉制度の概要」と「医学の基礎知識」に関しては、専任講師数が「0 人」と回答した事業所が、他の項目より少なく、それぞれ 15%前後に留まっており、当概項目を専任で教えている講師の比率が、他の項目よりも高いことを示している。

	調査数	0人	1人	2人	3人以上	無回答	調査数	平均
老人保健福祉制度の概要	62 100.0	10 16.1	26 41.9	8 12.9	5 8.1	13 21.0	49 13.1	1.2
介護に関する基礎知識	62 100.0	21 33.9	19 30.6	1 1.6	5 8.1	16 25.8	46 12.3	1.1
介護技術	62 100.0	20 32.3	10 16.1	8 12.9	9 14.5	15 24.2	47 12.5	1.3
介護場面における福祉用具の活用	62 100.0	20 32.3	14 22.6	6 9.7	7 11.3	15 24.2	47 12.5	1.1
高年齢者等の心理	62 100.0	16 25.8	23 37.1	4 6.5	2 3.2	17 27.4	45 12.0	0.9
医学の基礎知識	62 100.0	9 14.5	21 33.9	15 24.2	3 4.8	14 22.6	48 12.8	1.3
リハビリテーション概要	62 100.0	13 21.0	22 35.5	8 12.9	2 3.2	17 27.4	45 12.0	1.0
福祉用具の活用に関する実習	62 100.0	18 29.0	12 19.4	10 16.1	8 12.9	14 22.6	48 12.8	1.4

問２（３）①老人保健福祉制度の概要　講師要件

「老人保健福祉制度の概要」についての講師要件については、「社会福祉士」（66.1%）との回答が最も多い。

調査数	老人保健福祉を担当している行政職員	大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目、あるいはそれと同様の内容の科目を担当する教員	社会福祉士	業績審査で当該科目の担当適任であると特に認められるもの	その他	無回答
62 100.0	1 1.6	28 45.2	41 66.1	5 8.1	1 1.6	5 8.1

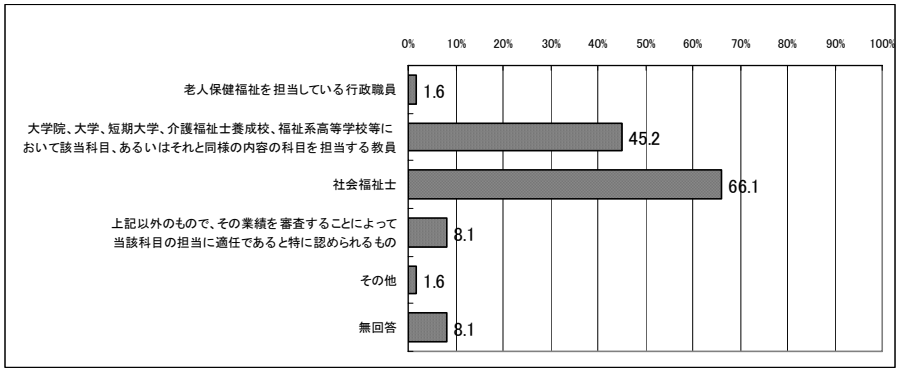

問２（３）①介護に関する基礎知識　講師要件

「介護に関する基礎知識」の講師要件については、「介護福祉士」（61.3%）との回答が最も多く、次いで「保健師、看護師、作業療法士、理学療法士」（53.2%）と続く。

調査数	介護福祉士	保健師、看護師、作業療法士、理学療法士	訪問介護員養成研修1級課程修了者	大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目、あるいはそれと同様の内容の科目を担当する教員	業績審査で当該科目の担当適任であると特に認められるもの	その他	無回答
62	38	33	4	21	1	2	5
100.0	61.3	53.2	6.5	33.9	1.6	3.2	8.1

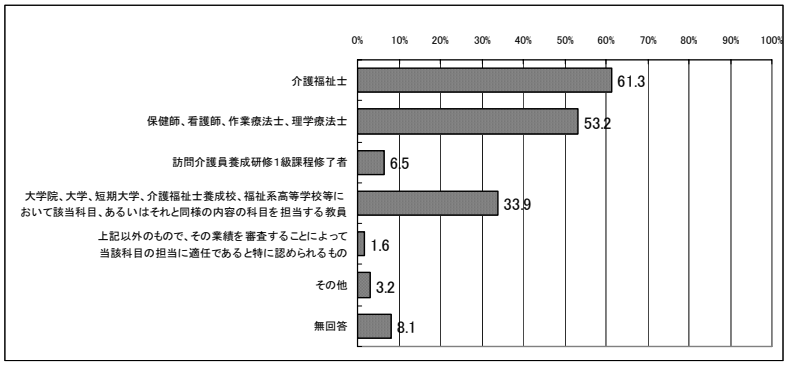

問２（３）①介護技術　講師要件

「介護技術」の講師用件は、「介護福祉士」（67.7%）が最も多く、次いで「保健士、看護師、作業療法士、理学療法士」（59.7%）と続く。

調査数	介護福祉士	保健師、看護師、作業療法士、理学療法士	訪問介護員養成研修1級課程修了者	大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目、あるいはそれと同様の内容の科目を担当する教員	業績審査で当該科目の担当適任であると特に認められるもの	その他	無回答
62	42	37	4	10	2	1	6
100.0	67.7	59.7	6.5	16.1	3.2	1.6	9.7

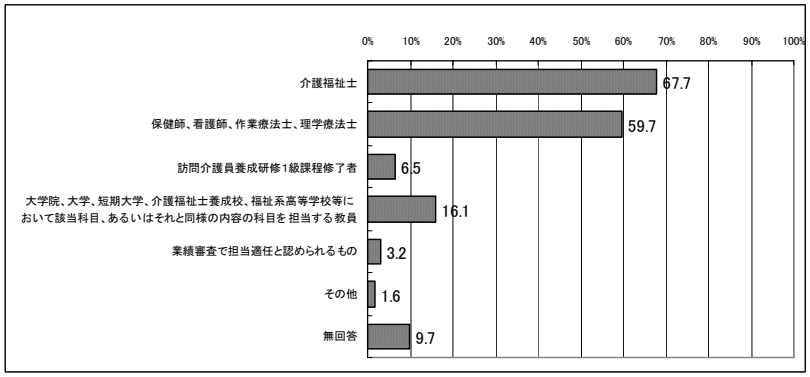

問２（３）①介護場面における福祉用具の活用の講師要件

「介護場面における福祉用具の活用」の講師要件については、「介護福祉士」（46.8%）が最も多く、次いで「作業療法士・理学療法士」（43.5%）となっている。

調査数	作業療法士、理学療法士	介護福祉士	保健師、看護師	大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目、あるいはそれと同様の内容の科目を担当する教員	介護実習・普及センターに配置されている介護機器相談指導員	(財)テクノエイド協会等が実施する福祉用具プランナー研修修了者	業績審査で当該科目の担当適任であると特に認められるもの	その他	無回答
62	27	29	20	11	6	13	9	3	6
100.0	43.5	46.8	32.3	17.7	9.7	21.0	14.5	4.8	9.7

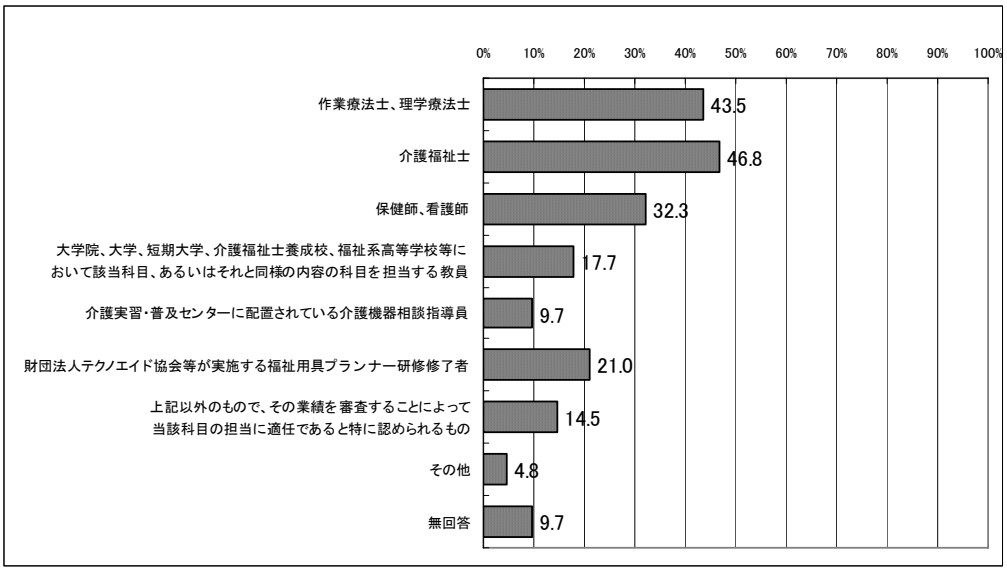

問２（３）①高年齢者等の心理　講師要件

「高年齢者等の心理」の講師要件については、「社会福祉士」（45.2%）が最も多く、次いで「保健師、看護師、作業療法士」（41.9%）と続く。

調査数	医師	精神保健福祉士	保健師、看護師、作業療法士	社会福祉士	介護福祉士	大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目、あるいはそれと同様の内容の科目を担当する教員	業績審査で当該科目の担当適任であると特に認められるもの	その他	無回答
62	5	2	26	28	20	16	6	0	5
100.0	8.1	3.2	41.9	45.2	32.3	25.8	9.7	0.0	8.1

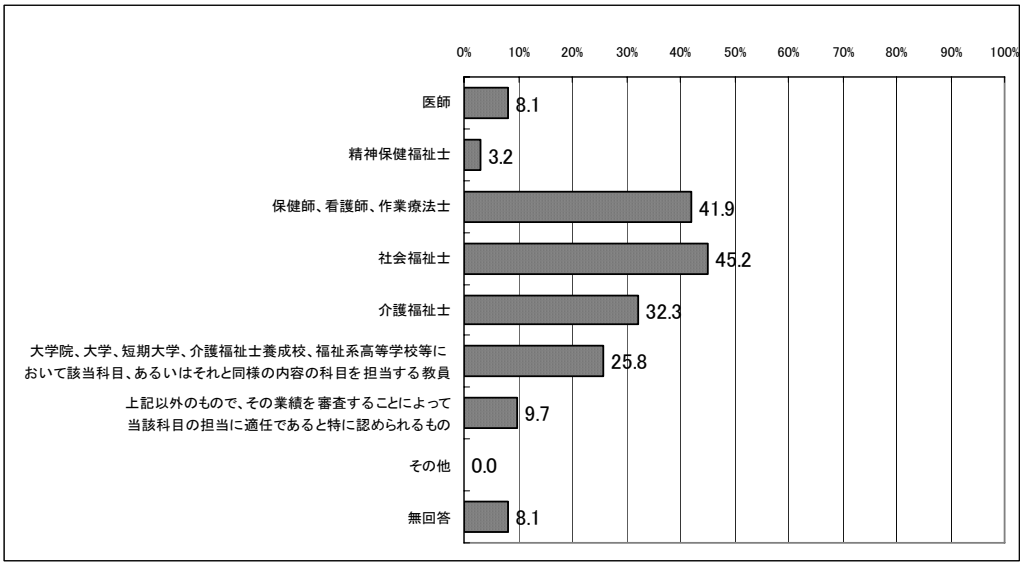

問２（３）①医学の基礎知識　講師要件

「医学の基礎知識」の講師要件については、「保健師、看護師」（53.2%）が最も多く、次いで、ほぼ同数の「医師」（51.6%）と続く。

調査数	医師	保健師、看護師	大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目、あるいはそれと同様の内容の科目を担当する教員	業績審査で当該科目の担当適任であると特に認められるもの	その他	無回答
62	32	33	7	0	1	5
100.0	51.6	53.2	11.3	0.0	1.6	8.1

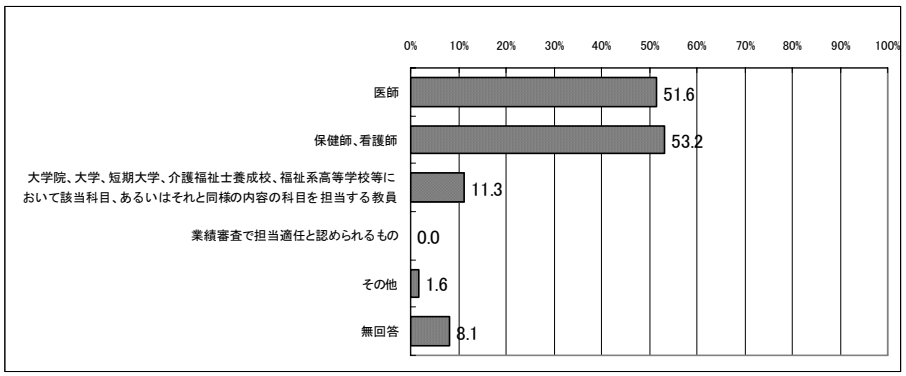

問２（３）①リハビリテーション概要　講師要件

「リハビリテーション概要」の講師要件については、「作業療法士、理学療法士」（79.0%）が最も多い。

調査数	作業療法士、理学療法士	大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目、あるいはそれと同様の内容の科目を担当する教員	業績審査で当該科目の担当適任であると特に認められるもの	その他	無回答
62	49	13	3	4	5
100.0	79.0	21.0	4.8	6.5	8.1

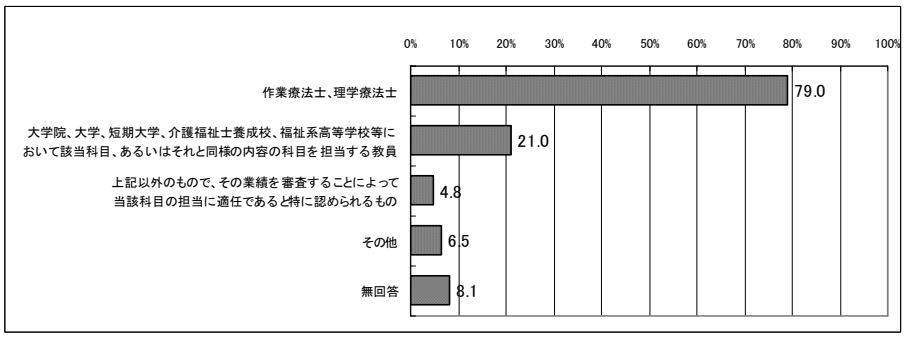

問２（３）①福祉用具の活用に関する実習　講師要件

「福祉用具の活用」の講師要件については、「作業療法士、理学療法士」（51.6%）が最も多く、次いで「介護福祉士」（45.2%）と続く。

調査数	作業療法士、理学療法士	介護福祉士	保健師、看護師	大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目、あるいはそれと同様の内容の科目を担当する教員	介護実習・普及センターに配置されている介護機器相談指導員	財団法人テクノエイド協会等が実施する福祉用具プランナー研修修了者	業績審査で当該科目の担当適任であると特に認められるもの	その他	無回答
62	32	28	23	16	3	10	5	4	7
100.0	51.6	45.2	37.1	25.8	4.8	16.1	8.1	6.5	11.3

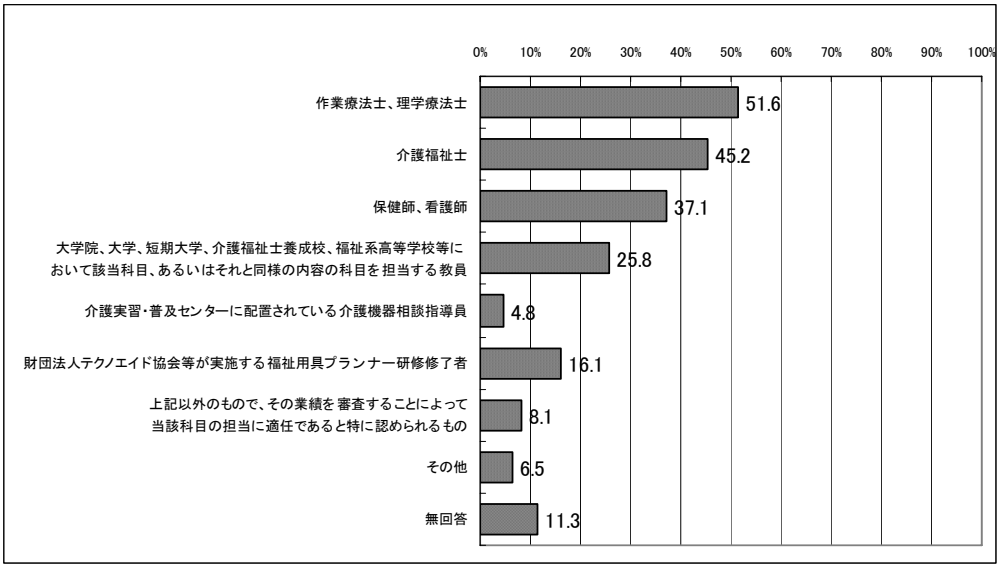

問２（３）②平均担当講師数

講習会１回あたりの平均担当講師数については、「老人保健福祉制度の概要」、「介護に関する基礎知識」、「高年齢者等の心理」、「医学の基礎知識」そして「リハビリテーション概要」の各項目につき、「1 人」との回答が５割以上を占めた。
また、複数の講師（2 人以上）が関わる傾向にある項目は、介護技術（32 事業者、51.7%）、介護場面での福祉用具の活用（24 事業者、38.8%）、福祉用具の活用（32 事業者、51.7%）などがある。

	調査数	0人	1人	2人	3人～4人	5人以上	無回答
老人保健福祉制度の概要	62	9	44	4	0	0	5
	100.0	14.5	71.0	6.5	0.0	0.0	8.1
介護に関する基礎知識	62	8	34	11	1	3	5
	100.0	12.9	54.8	17.7	1.6	4.8	8.1
介護技術	62	3	22	14	12	6	5
	100.0	4.8	35.5	22.6	19.4	9.7	8.1
介護場面における福祉用具の活用	62	7	26	12	6	6	5
	100.0	11.3	41.9	19.4	9.7	9.7	8.1
高年齢者等の心理	62	9	43	2	2	1	5
	100.0	14.5	69.4	3.2	3.2	1.6	8.1
医学の基礎知識	62	11	38	7	1	0	5
	100.0	17.7	61.3	11.3	1.6	0.0	8.1
リハビリテーション概要	62	9	43	5	0	0	5
	100.0	14.5	69.4	8.1	0.0	0.0	8.1
福祉用具の活用に関する実習	62	2	22	10	13	9	6
	100.0	3.2	35.5	16.1	21.0	14.5	9.7

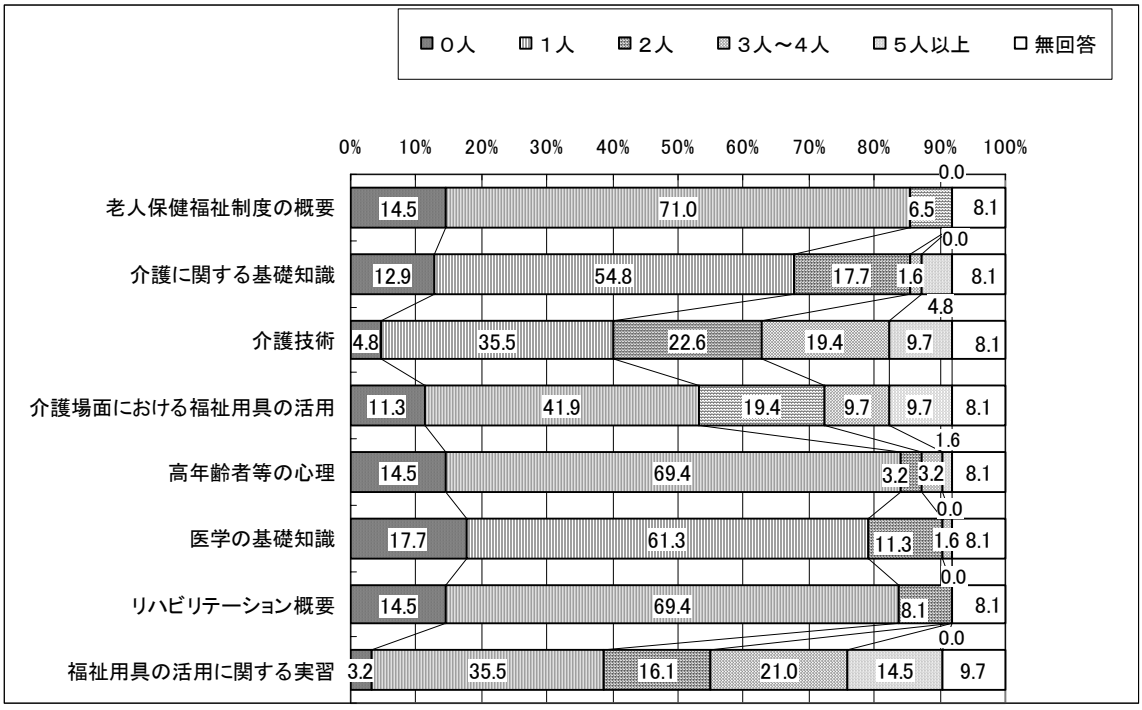

問２（３）②兼任している科目

講師が兼任している科目については、「老人保健福祉制度の概要」、「医学の基礎知識」と「リハビリテーション概要」において、「講師が兼任している」と答えた事業者が他の項目に比して少ない。

	調査数	老人保健福祉制度の概要	介護に関する基礎知識	介護技術	介護場面における福祉用具の活用	高年齢者等の心理	医学の基礎知識	リハビリテーション概要	福祉用具の活用に関する実習	無回答
講師Ａ	62 100.0	20 32.3	32 51.6	19 30.6	17 27.4	21 33.9	3 4.8	7 11.3	17 27.4	10 16.1
講師Ｂ	62 100.0	2 3.2	15 24.2	23 37.1	18 29.0	11 17.7	10 16.1	8 12.9	24 38.7	20 32.3
講師Ｃ	62 100.0	2 3.2	3 4.8	12 19.4	9 14.5	5 8.1	4 6.5	10 16.1	15 24.2	38 61.3

問２（３）③講師を選定した理由

講師を選定した理由については、「講師としての知識・情報量が多い」（80.6%）が最も多く、次いで、「依頼内容を適切に実施してもらえる」（75.8%）と続く。

調査数	講師の適任者が周囲に見当たらないため	講師の推薦や選定を組織（法人等）に依頼したため	講師の対外的な評価や評判が高いため	講師としての年数が長いため	講師としての知識・情報量が多いため	依頼した講義・演習内容を適切に実施してもらえるため	従来から講師依頼の経験や定期的な付き合いがあるため	福祉用具メーカーやその他事業者等との付き合いがあるため	その他	無回答
62 100.0	0 0.0	5 8.1	32 51.6	13 21.0	50 80.6	47 75.8	12 19.4	4 6.5	2 3.2	5 8.1

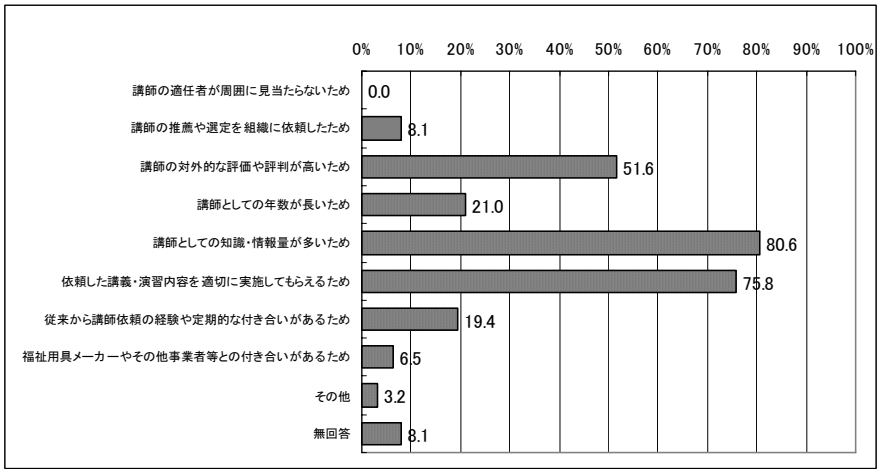

問２（３）④講師等指導者の養成に関連するような取組み

「講師に対する取り組みの必要性は感じていない」との回答が 25 名（40.3%）となっている。

調査数	講師を主対象とした研修や勉強会等を実施している	講師が活用できるテキストやマニュアル等を作成している	講師が利用できるｅーラーニング等の学習システムを導入している	講師に対する取組みの必要性は感じていない	その他	無回答
62	7	10	1	25	12	10
100.0	11.3	16.1	1.6	40.3	19.4	16.1

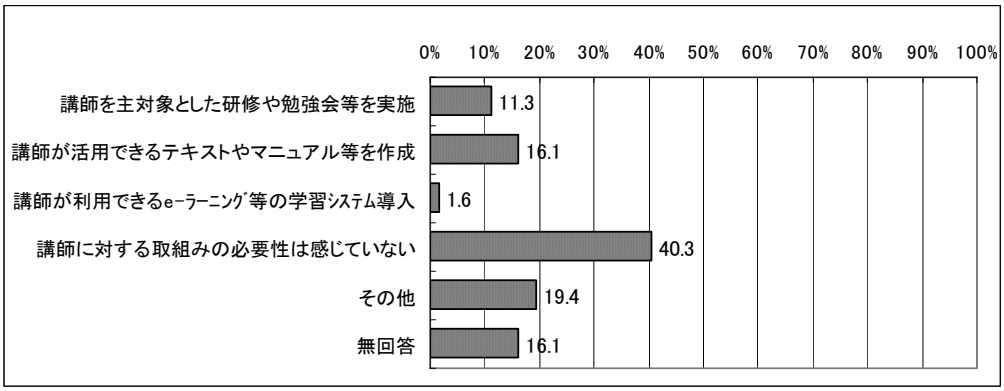

問２（３）⑤事業所を構えていない都道府県で実施の講師確保

調査数	講義・実習ともに、事業所のある都道府県で実施する時と同じ講師	講義は開催地の講師し、演習は事業所のある場所と同じ講師	講義は事業所のある場合と同じ講師	講義・実習ともに開催地の講師	無回答
62	6	2	2	0	52
100.0	9.7	3.2	3.2	0.0	83.9

調査数	講義・実習ともに、事業所のある都道府県で実施する時と同じ講師	講義は開催地の講師し、演習は事業所のある場所と同じ講師	講義は事業所のある場合と同じ講師	講義・実習ともに開催地の講師
10	6	2	2	0
100.0	60.0	20.0	20.0	0.0

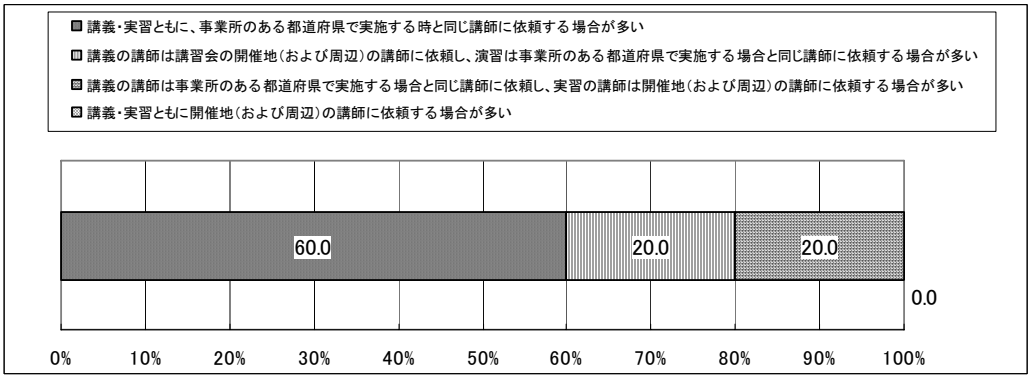

問２（３）⑥受講者に対する講義内容や講師への満足度アンケート

受講者に対する講義内容や講師への満足度アンケート実施については、「講習全体を通しての行使や講義内容に関するアンケート」（40.3%）をとっているという回答が最も多く、次いで「個別の科目ごとの講師や講義内容に関するアンケート」（30.6%）を採っているという回答が続く。

調査数	個別の科目ごとに講義内容や講師に関するアンケート	講習全体を通して講師や講義内容に関するアンケート	アンケート等は実施していないが、講師が独自に行っている	特にアンケート等は実施していない	その他	無回答
62	19	25	3	11	2	2
100.0	30.6	40.3	4.8	17.7	3.2	3.2

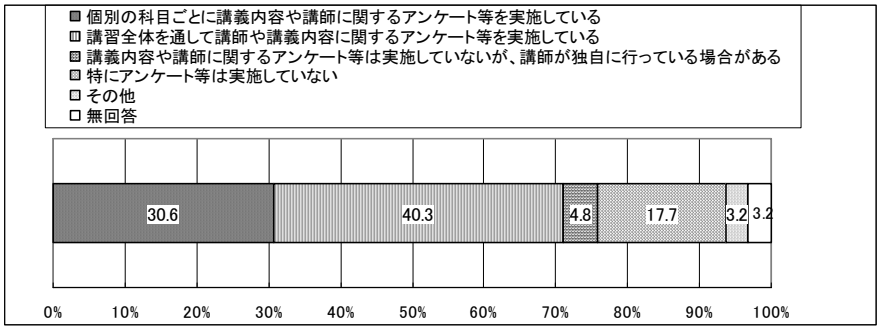

問２（３）⑦アンケート等の結果活用方法

アンケート等の結果の活用方法については、「求められた場合のみ結果を提示しフィードバックを行っている」（43.2%）が最も多く、次いで「担当講師に結果を積極的に提示している」（38.6%）が続く。

調査数	担当講師に結果を積極的に提示し、フィードバックを行っている	求められた場合のみ結果を提示し、フィードバックを行っている	結果は講師に提示せず、フィードバック等は行っていない	その他
44	17	19	7	1
100.0	38.6	43.2	15.9	2.3

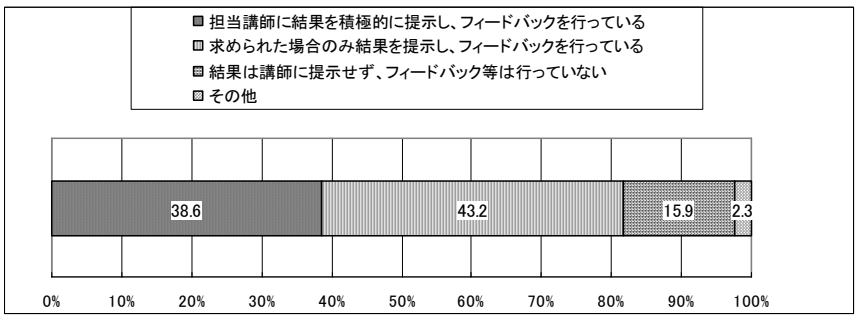

問２（４）①１クラスあたり平均人数

１クラスあたりの平均人数については、講義に関しては、「31 人以上」が 24 事業所（38.7%）で最も多く、演習に関しては「10 人以下」が 21 事業所（33.9%）となっている。講義は、多人数、演習は少人数という傾向がある。

	調査数	１０人以下	１１人～２０人	２１人～３０人	３１人以上	無回答
講義	62 100.0	3 4.8	14 22.6	18 29.0	24 38.7	3 4.8
演習	62 100.0	21 33.9	11 17.7	10 16.1	11 17.7	9 14.5

＜１クラスあたりの平均人数　講義＞

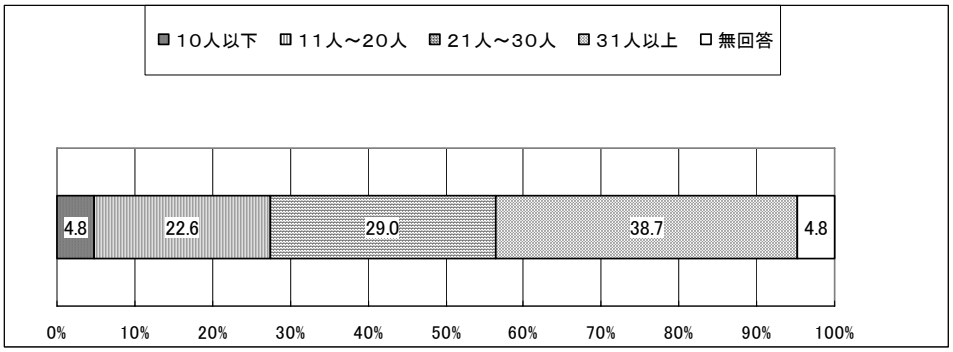

＜１クラスあたりの平均人数　演習＞

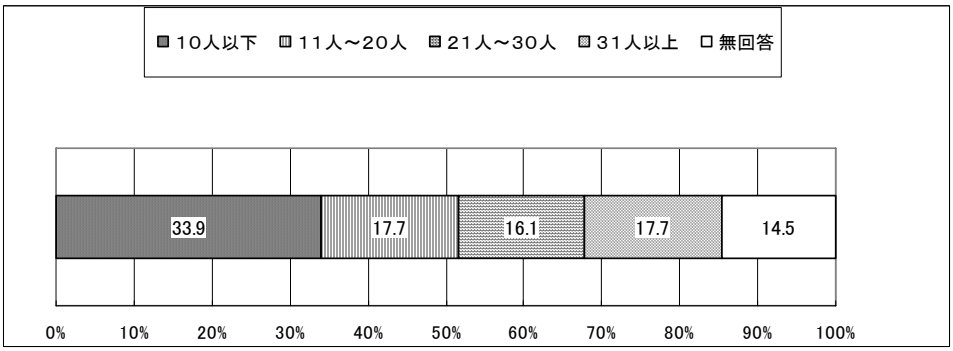

問２（４）③演習での実際の使用状況

福祉用具・機器の演習での実際の使用状況については、「体位変換機」、「スロープ」、「特殊尿器」「入浴補助用具」について、「受講生全員が実際に使用する」割合が、他の項目に比して低い傾向がある。

「実際に使用していない」との回答の中で、認知症老人徘徊感知器が 32 名（51.6%）、簡易浴槽が 25 名（40.3%）、移動用リフトが 14 名（22.6%）と大きい割合を示している。

	調査数	車いす（自走用、介助用、電動車いす）	車いす付属品	特殊寝台	床ずれ予防用具	体位変換器	手すり	スロープ	歩行器	歩行補助つえ	認知症老人徘徊感知器	腰掛便座	特殊尿器	入浴補助用具	簡易浴槽	移動用リフト（床走行式リフト、固定式リフト）	移動用リフトのつり具部分	特殊寝台付属品	無回答
受講者全員	62	57	49	52	42	27	40	34	46	52	8	46	34	36	14	15	12	35	5
	100.0	91.9	79.0	83.9	67.7	43.5	64.5	54.8	74.2	83.9	12.9	74.2	54.8	58.1	22.6	24.2	19.4	56.5	8.1
５人に１人程度	62	5	5	8	10	11	3	6	9	6	3	5	6	5	2	5	6	7	38
	100.0	8.1	8.1	12.9	16.1	17.7	4.8	9.7	14.5	9.7	4.8	8.1	9.7	8.1	3.2	8.1	9.7	11.3	61.3
１０人に１人程度	62	4	5	6	9	5	5	4	8	6	2	9	6	6	2	7	7	4	41
	100.0	6.5	8.1	9.7	14.5	8.1	8.1	6.5	12.9	9.7	3.2	14.5	9.7	9.7	3.2	11.3	11.3	6.5	66.1
２０人に１人程度	62	4	5	5	7	5	3	4	4	4	5	3	4	4	3	3	3	1	48
	100.0	6.5	8.1	8.1	11.3	8.1	4.8	6.5	6.5	6.5	8.1	4.8	6.5	6.5	4.8	4.8	4.8	1.6	77.4
実際に使用していない	62	1	3	1	3	11	9	11	2	1	32	1	9	6	25	14	9	0	19
	100.0	1.6	4.8	1.6	4.8	17.7	14.5	17.7	3.2	1.6	51.6	1.6	14.5	9.7	40.3	22.6	14.5	0.0	30.6

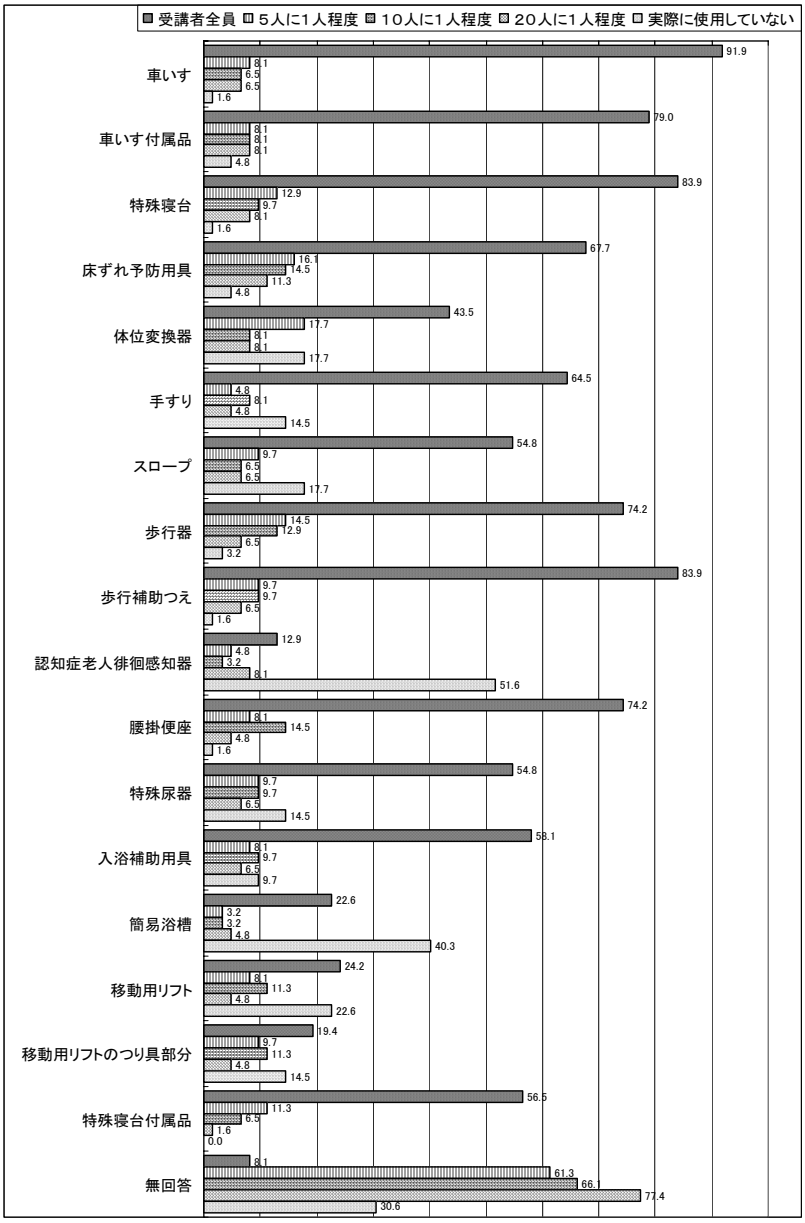

問２（４）④演習での実際の使用台数

演習での福祉用具・機器の実際の使用台数については、すべての福祉用具の使用台数において、「１台」との回答が 30%を上回ることはない。また、車いすを「５台以上」使用するという回答が、44 名（71.0%）と高い割合を示している。

	調査数	車いす（自走用、介助用、電動車いす）	車いす付属品	特殊寝台	床ずれ予防用具	体位変換器	手すり	スロープ	歩行器	歩行補助つえ	認知症老人徘徊感知器	腰掛便座	特殊尿器	入浴補助用具	簡易浴槽	移動用リフト（床走行式リフト、固定式リフト、据置式リフト）	移動用リフトのつり具部分	特殊寝台付属品	無回答
１台	62 100.0	0 0.0	1 1.6	5 8.1	7 11.3	13 21.0	3 4.8	17 27.4	4 6.5	0 0.0	10 16.1	4 6.5	6 9.7	8 12.9	16 25.8	14 22.6	10 16.1	6 9.7	20 32.3
２台以上	62 100.0	11 17.7	10 16.1	29 46.8	19 30.6	13 21.0	18 29.0	12 19.4	19 30.6	12 19.4	2 3.2	30 48.4	26 41.9	20 32.3	5 8.1	9 14.5	12 19.4	21 33.9	12 19.4
５台以上	62 100.0	44 71.0	32 51.6	17 27.4	16 25.8	9 14.5	14 22.6	5 8.1	24 38.7	38 61.3	1 1.6	13 21.0	9 14.5	15 24.2	2 3.2	9 14.5	11 17.7	21 33.9	14 22.6
その他	62 100.0	1 1.6	2 3.2	1 1.6	1 1.6	1 1.6	1 1.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 4.8	0 0.0	1 1.6	0 0.0	3 4.8	0 0.0	0 0.0	0 0.0	56 90.3

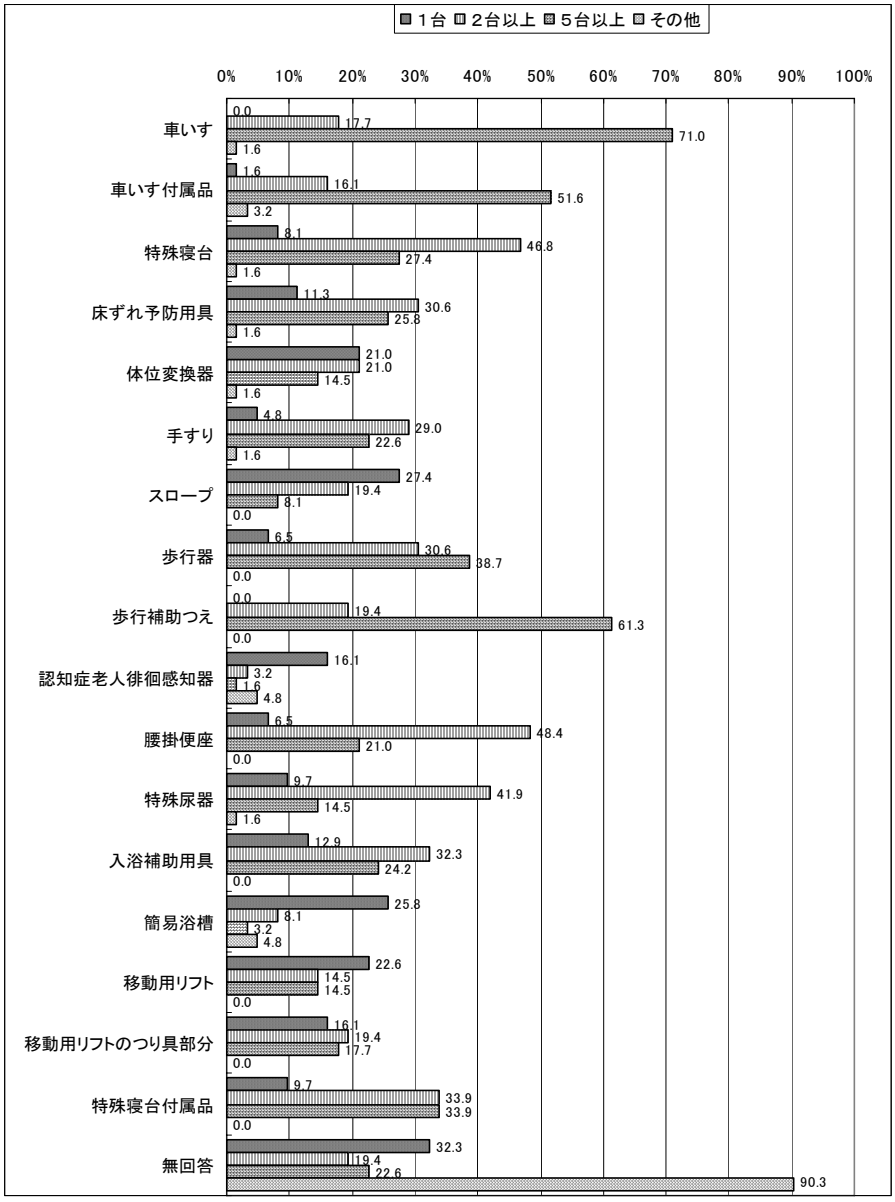

問２（４）⑤福祉用具の調達方法

福祉用具の調達方法については、全 17 項目の内、13 項目について「所有している」との回答が 20%を上回っている。

	調査数	車いす（自走用、電動車いす）、介助用	車いす付属品	特殊寝台	床ずれ予防用具	体位変換器	手すり	スロープ	歩行器	歩行補助つえ	認知症老人徘徊感知器	腰掛便座	特殊尿器	入浴補助用具	簡易浴槽	移動用リフト（床走行式リフト、固定式リフト、据置式リフト）	移動用リフトのつり具部分	特殊寝台付属品	無回答
所有している	62	36	32	31	31	25	26	22	34	38	7	33	25	28	13	7	10	21	20
	100.0	58.1	51.6	50.0	50.0	40.3	41.9	35.5	54.8	61.3	11.3	53.2	40.3	45.2	21.0	11.3	16.1	33.9	32.3
無償でレンタル	62	11	9	10	9	6	7	6	8	6	6	11	8	3	1	6	4	6	46
	100.0	17.7	14.5	16.1	14.5	9.7	11.3	9.7	12.9	9.7	9.7	17.7	12.9	4.8	1.6	9.7	6.5	9.7	74.2
有償でレンタル	62	11	8	10	10	7	5	6	8	6	5	7	6	9	4	11	9	9	45
	100.0	17.7	12.9	16.1	16.1	11.3	8.1	9.7	12.9	9.7	8.1	11.3	9.7	14.5	6.5	17.7	14.5	14.5	72.6
その他	62	4	4	4	4	4	2	1	1	1	2	1	2	1	3	1	1	1	56
	100.0	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	3.2	1.6	1.6	1.6	3.2	1.6	3.2	1.6	4.8	1.6	1.6	1.6	90.3

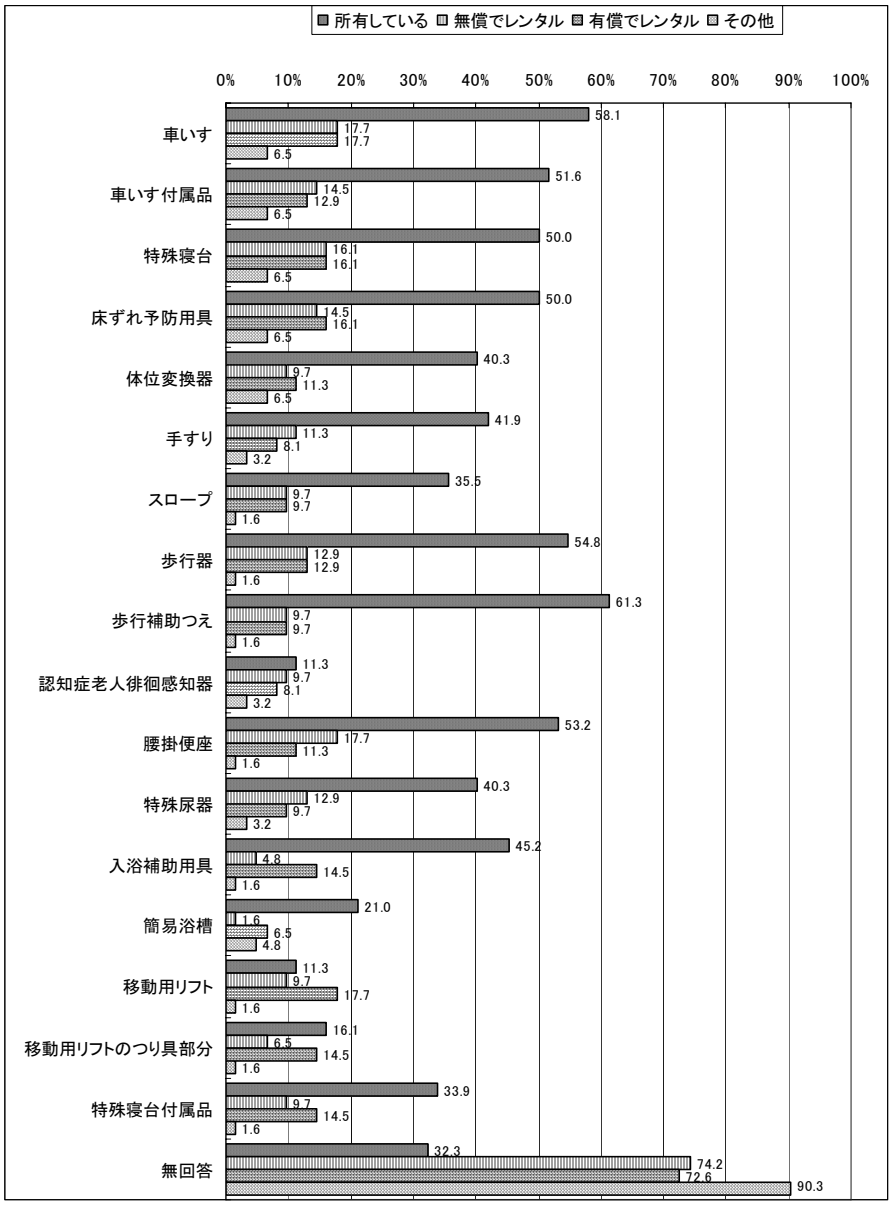

問２（４）⑥設問Ⅰ福祉用具・機器の調達方法

調査数	全て事業所（本社・支社）から運搬する	一部は事業所から運搬し、一部は講習会	全て講習会を行う現地で調達する	その他	無回答
62	3	2	1	2	54
100.0	4.8	3.2	1.6	3.2	87.1

調査数	全て事業所（本社・支社）から運搬する	一部は事業所から運搬し、一部は講習会	全て講習会を行う現地で調達する	その他
8	3	2	1	2
100.0	37.5	25.0	12.5	25.0

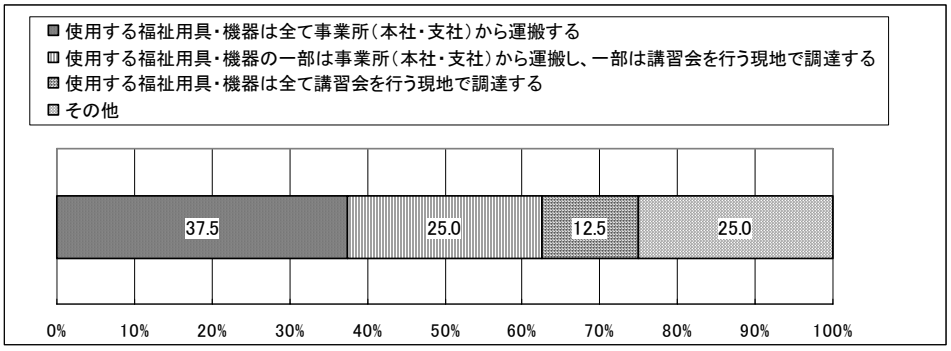

問２（４）⑥設問Ⅱ福祉用具・機器の数

調査数	数が少なくなる場合が多い	数はほとんど変わらない	数が多くなる場合が多い	その他	無回答
62	2	4	1	0	55
100.0	3.2	6.5	1.6	0.0	88.7

調査数	数が少なくなる場合が多い	数はほとんど変わらない	数が多くなる場合が多い	その他
7	2	4	1	0
100.0	28.6	57.1	14.3	0.0

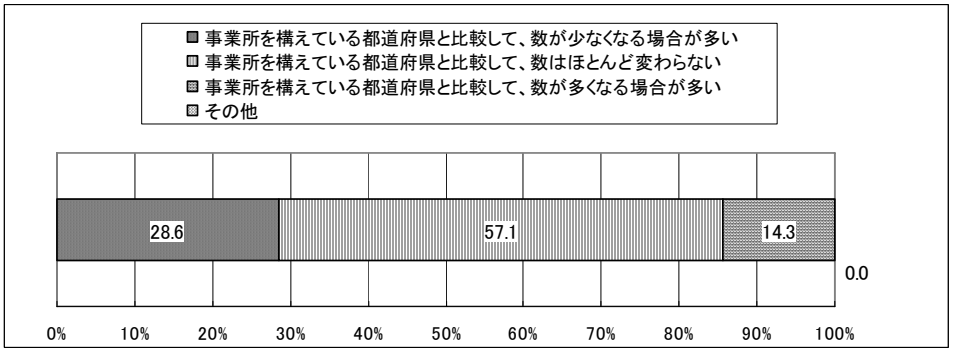

問２（４）⑥設問Ⅲ福祉用具・機器の種類

調査数	種類が少なくなる場合が多い	種類はほとんど変わらない	種類が多くなる場合が多い	その他	無回答
62	2	3	1	0	56
100.0	3.2	4.8	1.6	0.0	90.3

調査数	種類が少なくなる場合が多い	種類はほとんど変わらない	種類が多くなる場合が多い	その他
6	2	3	1	0
100.0	33.3	50.0	16.7	0.0

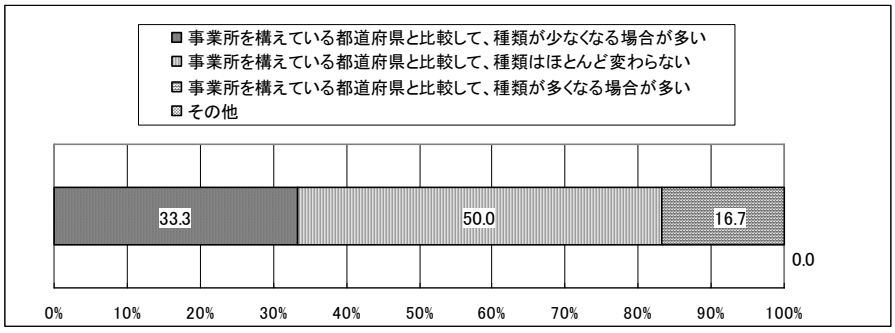

問２（４）⑦福祉用具・関連機器の再購入・入替えについて

福祉用具・関連機器の再購入・入替えについては、使用状況（28 事業所、45.2%）や担当講師・受講者の要望（21 事業所、33.9%）によって入れ替える場合が多い。

調査数	「年に1回」「2年に1回」等、時間の経過によって	福祉用具・機器の使用状況によって	福祉用具・機器の新製品発売等によって	福祉用具・機器メーカーの営業や影響等によって	指定講習会の担当講師や受講者の要望等によって	福祉用具・機器の購入や入替えをしたことはない	その他	無回答
62	4	28	18	2	21	7	7	10
100.0	6.5	45.2	29.0	3.2	33.9	11.3	11.3	16.1

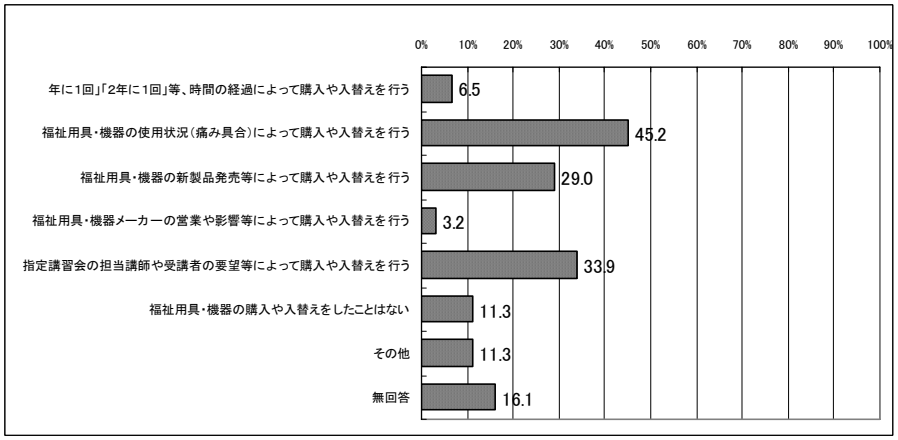

問２（４）⑦再購入・入替えをした経験のある福祉用具・機器

再購入・入替えをした経験のある福祉用具・機器については、車いす（28 事業所、39.4%）、特殊寝台（12 事業所、16.9%）などの再購入・入替えが多い。

調査数	車いす（自走用、介助用、電動車いす）	車いす付属品	特殊寝台	床ずれ予防用具	体位変換器	手すり	スロープ	歩行器	歩行補助つえ	認知症老人徘徊感知器	腰掛便座	特殊尿器	入浴補助用具	簡易浴槽	移動用リフト（床走行式リフト、固定式リフト、据置式リフト）	移動用リフトのつり具部分	特殊寝台付属品
71	28	7	12	3	4	2	1	6	9	1	7	2	5	2	5	3	8
100.0	39.4	9.9	16.9	4.2	5.6	2.8	1.4	8.5	12.7	1.4	9.9	2.8	7.0	2.8	7.0	4.2	11.3

問２（４）⑦再購入や入れ替えをした頻度・回数

再購入や入れ替えの頻度・回数については、「1 回」（47.9%）が最も多く、「2 回～4 回」（39.4%）が続く。

調査数	0回	1回	2回～4回	5回以上
71	4	34	28	5
100.0	5.6	47.9	39.4	7.0

問３（１）講習会の開催や受講者の確保の課題

講習会の運営上の課題については、「受講者が十分に集まらない」（77.4%）が最も多く、「受講者の受講時における知識量・情報量のバラつき」（51.6%）、「受講者間の受講態度・受講意欲の差」（37.1%）など、受講者に関する課題が続く。
講習会を開くにあたっての「受講生の十分な確保」という根本的な問題から、「受講生の質のバラつき」に起因する問題、講義時の問題まで時間軸の中で様々である。

調査数	講習会の受講者が十分に集まらない	講習会の受講希望者数に対して実施回数が不足している	受講者の受講時の知識や情報量に差がある	受講者の受講態度や受講意欲に差がある	受講者の経歴やバックグラウンドに差がある	講習の開催時期や時間の都合がつかない	その他	該当なし	無回答
62	48	3	32	23	20	12	4	0	2
100.0	77.4	4.8	51.6	37.1	32.3	19.4	6.5	0.0	3.2

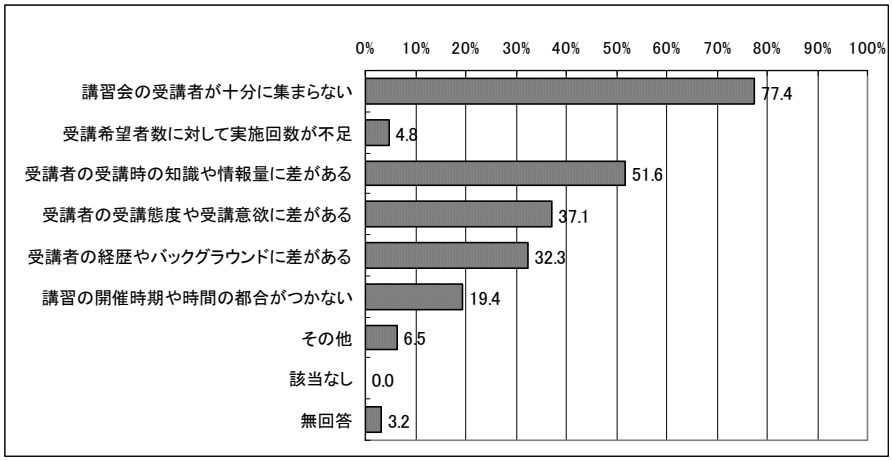

問３（１）講習会の開催や受講者の課題の解決策（自由記述）

５月連続で集中して行っているが、日程の間隔を開けた方が良いのかもしれない。
専門職に対しては一部科目免除も可能とする。　講習終了時に試験等を行う。
募集を早くからする
テストの実施
シルバーサービス振興会さんで、もっと告知をしてほしい。
募集方法でホームページを取り入れると良いと思う。
公的機関が無料又は安価で催っている為、民間が圧迫されている。
①福祉用具専門相談員資格の有用性について公的機関等でもっとアピールしてほしい。②資格の価値，業務における権限をもっと高めてほしい。
講習講座の PR 方法を考える。
福祉用具事業の取り扱いについて、福祉資格や、医療資格で取り扱い出来ます現状の制度を福祉用具専門研修修了を必須の資格とすれば、数年は確保が見込まれると思われるが･･･。
受講生のレベル、ニーズに合わせた情報提供や授業運営を行っている。多様な受講生に対して可能な限り対応している。
講習修了後の福祉用具関連の情報提供や相談受付、スキルアップ講習の実施など、フォローアップの体制を整備して、主催者側としての魅力を PR。
開催時期をずらす等の対応をとる。

問３（２）講義や演習の実施の課題

講義・演習の実施の課題については、「演習の時間が足りない」が 25 事業所（40.3%）と最も多い。時間配分や内容が決められていることに対する意見もある。(「時間配分指定について」: 20 事業所、32.3%)（「内容指定について」: 14 事業所、22.6%）

調査数	講義・演習の科目と内容が決められている	講義・演習の時間配分が科目ごとに決められている	講義の時間が足りない	演習の時間が足りない	講習会で使用する資料やテキストが統一されていない	講習会で使用する資料やテキストの選択肢が少ない	その他	該当なし	無回答
62	14	20	10	25	10	10	0	10	6
100.0	22.6	32.3	16.1	40.3	16.1	16.1	0.0	16.1	9.7

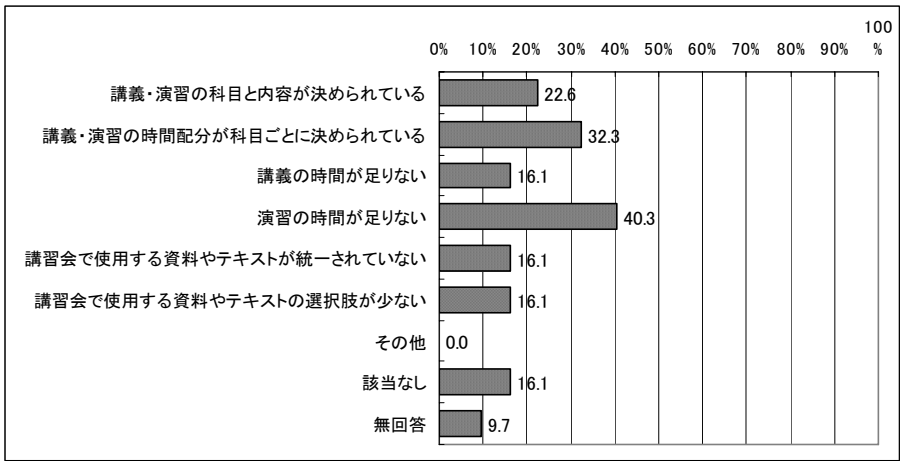

問３（２）講習会の講義・演習の課題の解決策（自由記述）

各科目における時間配分の見直し，改善を求めたい。現状における対処法としては，決められた科目時間分の中で講義内容や構成等の見直しを図りたい。
現在の規定のカリキュラムをこなすだけでは「専門相談員」としての知識・力量は身につかない。時間数を増やす、定期的なフォローアップ研修を義務付けるなどの対応が必要。
基礎研修、追加研修が必要である。
事前申請で、内容、時間配分などを事業者に選択・提案させてほしい。
内容に見合ったカリキュラムの再検討
福祉用具は実際に見てさわってみる事により福祉用具についての理解をふかめてもらうと共に、より現状にそった知識が得られるという点から実習時間を多くとることが良いと思う。
受講者が習得するべき内容を明確にしたものと、習得したものを確認するための表等の作成。 （例）車いす：モジュラー型車いすの調整　　１、実施した　２、実施しない　３、その他 特殊寝台：体型による選び方、使い方　　１、機種の選び方を実施した　２、寝る位置を確認した　３、その他
受講者数が多い場合、２パートに分けて２つの演習の内容を実施しダブルで交代して行っている。ただし、会場も講師費もダブルコストになっているが･･･。
テキストの記載内容の量にバラツキがあり、科目によっては、テキスト以外の副教材を提出している。
講習過程の時間配分を細かく設定し、統一してほしい。
総論的な演習と各論的な研修を分け、現在の講習は総論的な講習に位置付ける。各論的な研修は資質向上の研修として位置付け、継続的な受講を促す。

問３（３）講師の質や講師の確保の課題

講習会の講師の質や講師の確保に関する課題については、「知名度の高い講師の確保が難しい」（計 29 事業所、46.8%）が最も多く、次いで、「講師の質・レベルに差がある」（計 24 事業所、38.7%）との意見が多い。

調査数	講習会の開催場所によって担当講師の確保が難しい	講義を依頼する担当講師の質・レベルに差がある	演習を依頼する担当講師の質・レベルに差がある	知名度の高い講師は、スケジュール上の都合で確保が難しい	知名度の高い講師は、予算上の都合で確保が難しい	講習会の講師要件に見合った講師を見つけることができない	その他	該当なし	無回答
62	7	14	10	17	12	10	0	17	11
100.0	11.3	22.6	16.1	27.4	19.4	16.1	0.0	27.4	17.7

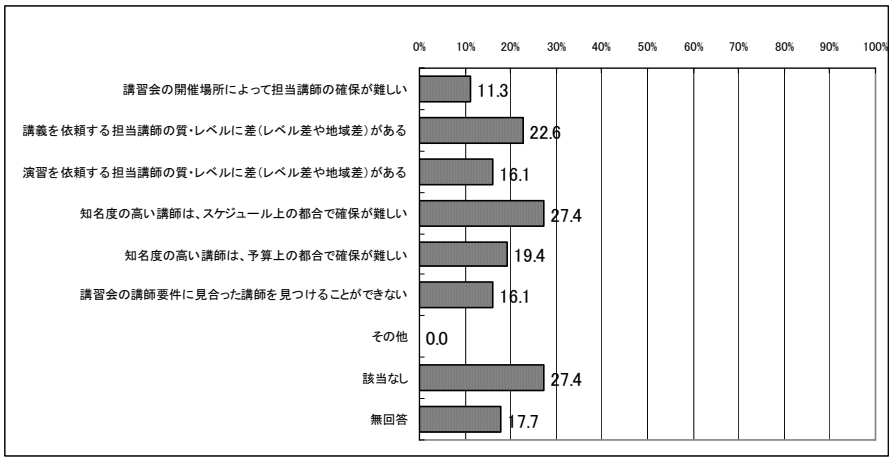

問３（３）講習会の講師・講師確保の課題の解決策（自由記述）

講義内容に関するマニュアルを作成する等の必要があると考える。また講師との打ち合わせも綿密に行う。
５月連続で研修を行うので講師の都合で研修カリキュラムを調整する。
予算や日程に見合った方をご紹介頂きたい。
シルバーサービス振興会さんから講師の紹介や斡旋をしていただきたい。もし直前キャンセルになった時は代替のビデオ講習などがあれば安心だ。
講師研修を実施
研修日程を日、祝日に開催している。
OT、PT を継続して募集している。

問３（４）講習会の運営上の課題/施設や福祉用具

講習会で使用する施設や福祉用具の点から見た運営上の課題については、
講習会の開催場所が確保できない（11 事業所、17.7%）との意見が最も多く、「新しい福祉用具・機器をレンタル/購入できない」（10 事業所、16.1%）が続く。

調査数	指定講習会を開催する場所を確保できない／見つからない	指定講習会を開催する場所はあるが、受講者数に対して場所が狭い	使用する十分な数の福祉用具・機器を購入／レンタルできない	使用する十分な種類の福祉用具・機器を購入／レンタルできない	使用する新しい福祉用具・機器を購入／レンタルできない	その他	該当なし	無回答
62	11	6	5	8	10	2	17	16
100.0	17.7	9.7	8.1	12.9	16.1	3.2	27.4	25.8

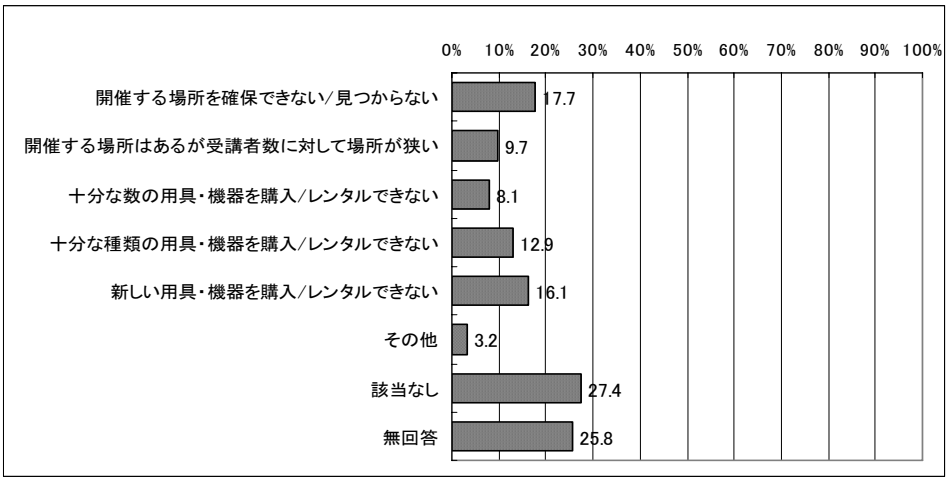

問３（４）講習会で使用する施設・福祉用具の課題の解決策（自由記述）

必要数を購入、または、業者より貸与する等の工夫が必要である。
予算や日程に見合った会場をご紹介頂きたい。
福祉会館等の利用について。会館の利用を制限される為、一部の地域しか開催ができない。賃貸料も一般利用と割高、その為受講者負担がかかる。
とりあえず受講者を増やし収益を上げること。又は受講料の見直しなど。
用具の事業所に無料のデモ機の依頼等で対応。講師の先生方が独自にお願いしていただくこともあり出来るだけ多くの用具を準備確保している。
多種多様な福祉用具を実際に見て試用することは講習には不可欠であるため、機器の提供にあたり福祉機器関連企業等の積極的な協力が不可欠である。

第３章　ヒアリング調査

第３章　ヒアリング調査

1. ヒアリング調査の概要

(1) ヒアリング調査の目的

本ヒアリング調査はアンケート調査と並行して実施し、アンケート調査結果からは拾いきれなかった講習会の実態や課題、現場での意見等を把握するために実施した。

(2) ヒアリング調査の概要

ヒアリング調査の対象や実施期間等は以下の通りである。

■ **調査対象**

福祉用具専門相談員指定講習会を実施する事業者および都道府県の担当課

- 北海道　：２事業者
- 秋田県　：２事業者（うち１事業者は電話ヒアリング）、県担当課
- 東京都　：１事業者
- 神奈川県：２事業者、県担当課
- 愛知県　：２事業者
- 石川県　：１事業者
- 大阪府　：３事業者
- 岡山県　：１事業者、県担当課
- 香川県　：１事業者、県担当課
- 熊本県　：１事業者、県担当課
- 沖縄県　：１事業者、県担当課　　計 17 事業者、６担当課

※　都道府県ヒアリング調査は第２回検討委員会での意向により実施が決まったため、第２回委員会以前にヒアリング調査を実施した都道府県ではヒアリングを実施していない。

■ **調査実施期間**

2006 年 12 月中旬～2007 年３月中旬までの約３ヶ月間

■ **ヒアリング調査内容**

福祉用具専門相談員指定講習会を実施する事業者の情報および事業実施状況

- 事業者の基礎情報（指定状況、団体の規模、他事業所での展開）
- 指定講習会の実施状況
  - 指定講習会の実施状況全般（受講者数、受講者属性、経営状況）
  - 指定講習会の講義・演習（講義・演習の実施状況、テキスト、アンケートの実施等）
  - 指定講習会の講師（確保する方法、専任・兼任の別等）
  - 指定講習会の施設・福祉用具（講習会で使用する機器や福祉用具、購入状況）
- その他、福祉用具専門相談員指定講習会に関すること
  - 指定講習会の位置づけ、福祉用具専門相談員の資質向上や均質性確保のための方策

2. ヒアリング調査の結果（ポイント）

以下、ヒアリング調査の結果として「福祉用具専門相談員指定講習会事業者」と「都道府県」のヒアリング調査結果におけるポイントを記載する。

(1) 福祉用具専門相談員指定講習会事業者

指定講習会を実施する事業者へのヒアリング調査結果のポイントは以下の通りである。

① 福祉用具専門相談員指定講習会事業者について

♦ **事業者の多くは、福祉用具専門相談員指定講習会以外の講座を並行して開講している**

- 専門課程として介護福祉士の資格取得の教育課程を設けている。
- 講座開催以前からガイドベルパーの講習会を実施していた。
- 教育部門でヘルパー講習や介護事務の講習を実施。

・ 指定講習会のみを実施している事業者は見当たらない。
・ 他講座を開催していることで『講師の確保』が容易になっている一方で、講師の資格要件や専門性には差が生じている。

② 福祉用具専門相談員指定講習会の実施状況について

● **指定講習会の実施状況**

♦ **指定講習会の受講生は、ここ数年で減少傾向**

- 平成 16 年度から受講生が少なくなる傾向にあった。平成 17 年度は若干増加したが、平成 18 年度は減少した。
- 受講生はここ数年厳しい状況が続いている。

・ 指定講習会の受講生は減少しており、一部を除いて講習会事業は赤字。
・ 指定講習会を実施する事業主体の属性によって、講習会を開催する環境には差が見受けられる。

♦ **指定講習会の主な受講生は福祉用具貸与・販売事業者、その他資格者**

- 受講生は学生が中心。
- 受講生は事業者が中心。ほとんどは地元中小企業の従業員。
- 過去の受講生は介護職と一般からが多い。

・ 指定講習会の受講生の属性は事業者によってばらつきがある。
・ 講義・演習内容は、講習会に参加する受講生の属性によって差が生じており、標準化されているとはいいがたい。

● 指定講習会の講義・演習

♦ 指定講習会演習の実施環境や福祉用具の利用状況には差がある

- 演習は1グループ20名程度で実施する。
- 演習の際は10名以下のグループ編成で行う。
- 講習では使い方に技術が必要な車いすやつえに主を置いており、それ以外の用具は紹介にとどまる。
- 車いす、ベッド、リフト、シャワー等は全員が触れている。
- 特にリフトは全員が動作確認。

- **特に演習では、指定講習会事業者の環境（福祉用具、会場等）によって形式や実施内容に差が生じている。**
- **重点が置かれる福祉用具や演習の進め方は事業者の意向が反映されやすく、質の良し悪しの判断は事業者によって基準が異なる。**

♦ 指定講習会の進め方や講義内容は、講師に任される部分が大きい

- （座学の進め方については）講師に内容を任せている。
- 講義の進め方は基本的に講師に任せている。
- 講師が作成する資料に対しては信頼を置いている。

- **一部を除き、講義・演習は講習会講師による裁量が大きい。**
- **講師によって講義・演習の重点項目や得意分野が異なるため、講師に対しては客観的な質の良し悪しの判断がつけられない。**

♦ テストの代替としてレポートの提出等の実施により講習会の質が担保されている

- 科目ごとに受講生に対して1枚程度のレポートの提出を求めており、レポートがアンケートの役割も担っている。寝ている人に対しては、教科書を確認しながらレポートを記入するように求める。
- テストは特に実施していないが、受講生には単元ごとにレポートを書かせて、講師がレポートの内容を評価する（A･B･C･Dによる4段階評価）。
- レポートは本人にフィードバックするが、評価がDの場合は再提出を求める。全てのレポートを提出しないと修了証を渡さない方針を採っている。

- **一部の事業者は独自の取り組みとして「講習会の質を担保する仕組み」を考案、実施している。**
- **金銭的な負担をかけなくても事業者で実施にかかる質を担保することが可能。**

● 指定講習会の講師

♦ 指定講習会の講師の多くは「過去の付き合い」や「人脈」によって確保される

・ 講師へのコンタクトは過去からの付き合いが多い。
・ 講師は人づてに紹介してもらう場合が多い。
・ 講師のネットワークを通じて確保する場合が多く、苦労はない。

・ **指定講習会の講師が入れ替わる機会はそれほど多くはない。**
・ **講師を量的に確保している事業者は多いが、講師のバックグラウンド（属性）は講習会ごとに異なるため、講義・演習が統一的なレベルで実施されているか判断がつけられない。**

♦ 講師の科目間専任・兼任には傾向が見られず、事業者によって異なる

・ 科目専任の講師が多い。
・ 科目間兼任が多い、科目兼任の講師はいる。

・ **専任・兼任は条件に合う講師が確保できる環境にいるかによって異なる。**
・ **事業者の条件に合えば、講師の人材バンク等についてある程度のニーズがある。**

● 指定講習会で使用する施設、福祉用具

♦ 福祉用具や会場施設の確保には明らかな「格差」が見受けられる

【福祉用具】
・ 手持ちの福祉用具はないが、講義・演習で使用する福祉用具は公共の福祉用具情報プラザを通じて手配することが多い。
・ 福祉用具は当社の持ち物を利用。リフト等も備えたいが、コミュニケーション用具も不足しているのが現状。

【会場施設】
・ 会場は同じビル内の研修室を格安の料金で借りることができる。
・ 講義・演習の会場はリハビリテーションセンターや総合福祉センターを利用。

・ **会場施設や福祉用具の格差は、事業者属性や都道府県の施設状況によって生じており、「大都市」「地方都市」等の要素の影響は比較的弱い。**
・ **事業者の置かれた環境によって利用できる福祉用具や施設が変わるため、事業者が努力するだけでは福祉用具や施設利用における格差は埋まりにくい。**

③ その他、福祉用具専門相談員指定講習会に関すること

♦ **福祉用具専門相談員の位置づけを改めて検討する必要がある**

- 資格としてアピールしづらいのが現実。
- 具体的に何をする資格なのか、なぜ資格が必要なのかが十分に理解されていないのではないか。
- 講習を経て資格を持っていることによってできる仕事がないと意味がない。
- 見なし資格では相談業務等専門相談員としての活動が難しい。

- **「資格の有効性」や「資格の意義」を改めて検討する必要がある。**
- **資格を取ったことによって生まれるメリットが見えないことで、受講生の減少に影響を与えている可能性がある。**

♦ **福祉用具専門相談員の研修制度の中身を再度検討する必要がある**

- 40 時間で何を教えればいいのかが疑問。
- 科目の時間割り振りや 40 時間の制限等は見直す必要がある。
- 専門相談員のフォローアップ研修も必要。また、確認テストも必要になる。
- 指定講習会を実施する上での科目の立て方も再考の余地がある。

- **指定講習会の講義・演習内容や資格の中身を再検討する余地がある。**
- **資格としての認知度や質を向上させるためには、テストの導入や更新性の実施等も方向性の一案として考えられる。**

（2）都道府県

指定講習会の認定を行う都道府県担当課へのヒアリング調査結果のポイントは以下の通りである。

- **福祉用具専門相談員指定講習会の指定事務について**
  - **指定事務の移管に対する認識には都道府県間で差がある**
    - 県が担当窓口になったことで事業者とのやり取りが増えたことはメリット。
    - 引き継いだことによるメリットはない。
    - 県民からの照会に直接回答することが可能な一方で、要綱の策定や様式の検討等の事務負担増加。

・ 引き継いだことによる「メリット」や「デメリット」を把握し、指定事務に対する共通認識を持たせることが期待される。

- **指定事務の負担感について**
  - **指定事務の移管後、各都道府県の裁量権を発揮しているケースは殆ど見受けられない**
    - 最量権を発揮するような事態になっていない。
    - これまで裁量権を発揮する事態になっていない。どのように裁量権を発揮すべきか不明。
    - 国の方針に従っており現時点で裁量権は発揮していない。
    - 国の指定要綱は国のものと殆ど同じ。資格の有効期間等も変更していない。
    - 事業者に対してどこまでの対応を県で実施し、どこからは国で対応するのかが不明。

・ 指定講習会に関して、都道府県が裁量権を発揮する際の指針や前提等は再検討する余地がある。

  - **指定事務を実施する上では、他県や県内他担当課との情報交換が必要な場合がある**
    - 庁内でも部署が異なると連携が難しいため、具体的な指定業務の方法が見えてこないのが現状。
    - 県が指定した事業者が他県で講習会を実施する場合の対応や連絡等が不備。
    - 他県の事業者に不備があった場合にはどこまで講習会を実施する県が関与できるのかが分からない。

・ 都道府県間や県内での情報交換の不足により生まれる不明点は、定期な情報交換の促進等によって対応されることも検討される。

- **福祉用具専門相談員の位置づけ、質を高める上での課題等**

  - **（都道府県担当の認識として）福祉用具専門相談員の位置づけは必ずしも高くはない**

    - 福祉用具専門相談員の資格としての位置づけは低いのではないか。
    - フォローアップ研修がないが、取得者のバックグラウンドによって資質やレベルにばらつきが生じるのではないか。
    - 福祉用具専門相談員は必要な資格ではあるが、「働くための資格」ではないとの認識。
    - 必要な資格ではあるが、汎用性が低い資格との認識である。
    - 専門相談員の資格をどれだけ重視するかによって位置づけが異なる。

    ↓

    - **福祉用具専門相談員がどのような活動をしているかも含め、改めて資格としての位置づけや共通認識を確立することが期待される。**

  - **各都道府県によって、指定講習会に関する今後の取組み姿勢や意識には差が生じている**

    - 本事業については県においては概ね順調に推移しているものと認識。
    - 県のHP上では指定講習会の情報提供を行っていない。県内の資格者の把握は今後の検討課題。
    - 県として改めて資格の周知が必要である。
    - 全国的な統一感がないと資格としては問題であるため、きちんとした資格と位置づけるのであれば改めて国が取り仕切るほうが望ましいのではないか。

    ↓

    - **指定講習会に対する全国的な統一感はない。今後、各都道府県の裁量や積極的な取組みが期待される一方で、最低限の取組みや共通認識を持たせることも検討される。**

3. ヒアリング調査の結果（詳細）

(1) 福祉用具専門相談員指定講習会事業者

図表　福祉用具専門相談員指定講習会：事業者ヒアリング結果１

１．事業者情報	事業者Ａ（東京）	事業者Ｂ（愛知）
● 事業者の基礎情報		
指定状況（指定の時期・更新の時期・更新予定）	➢ 平成 11 年度から講習会事業を開始。財団としては平成 14 年度から講習会事業を実施。 ➢ 指定を受けているのは東京都のみ。	➢ 平成 15 年８月に指定を受けて指定講習会を開始。来年度も開講予定。 ➢ 平成 15 年以前から指定講習会を実施していたが、別業者が実施。 ➢ 指定を受けているのは愛知県のみ。
事業主団体の規模、従業員構成・資格等	➢ 財団全体の職員は 75 名。財団固有の職員と社協との兼業、東京都からの派遣職員等。 ➢ 指定講習会に関与している職員は３名。非常勤でアドバイザーを１名依頼し、指定講習会の方針や指導等を実施。 ➢ アドバイザーは社会福祉士の資格を保有。	➢ 全職員 50 名程度のうち、福祉用具専門相談員指定講習会に携わっているのは３名。 ➢ 保有資格は介護福祉士、看護士等。
その他の事業者情報	➢ 主な事業内容は「福祉サービスの実施」。東京都から業務を委託されている財団。	➢ 普通科以外にも通信科を持つ学校法人。ホームヘルパー等の養成を実施。 ➢ 別途専門課程として介護福祉士の資格も取得可能（５年間教育）。
● 事業者の他事業所の基礎情報		
他事業所での事業展開	➢ 東京都以外では実施せず。 ➢ 講師の人件費等を含めると指定講習会自体は赤字事業。	➢ 愛知県以外では実施せず。 ➢ 指定講習会自体は赤字事業であるが、他の研修・教育事業が黒なので指定講習会を行うことが可。

事業者Ｃ（愛知）	事業者Ｄ（金沢）	事業者Ｅ（神奈川）
➢ 平成 15 年２月に指定講習会の申請。平成 19 年には再度指定の更新を行う予定。 ➢ 指定を受けているのは愛知県のみ。	➢ 平成 15 年２月 18 日に初の指定。指定業務が県に移った以降、県の窓口が申請を受け付けてくれたかどうか返信がない状況。 ➢ 指定を受けているのは石川県のみ。	➢ 指定を受けたのは平成 18 年６月で、神奈川県へ指定業務が移管された後。 ➢ ホームヘルパーのステップアップ講座として福祉用具の講座希望が受講者から寄せられ、それをきっかけとして開講。 ➢ 指定を受けているのは神奈川県のみ。
➢ 職員は５名。福祉用具専門相談員指定講習会には５名全てが関与。	➢ 職員７名のうち、指定講習会の主担当は１名（社会福祉士兼福祉住環境コーディネーター、福祉用具専門相談員の資格保有）。 ➢ その他職員は作業療法士や社会福祉士の資格を保有。	➢ 指定講習会に関与する社員は４名でうち中心は２名。４名のうち２名は福祉用具専門相談員の資格を保有。
➢ 特になし	➢ 金沢市の設置（金沢福祉用具情報プラザ条例）。指定管理者は社会福祉法人金沢市社会福祉協議会。	➢ 元々は有料老人ホームの運営や在宅介護事業が中心。
➢ 愛知県以外では実施せず。	➢ 石川県以外では実施せず。	➢ 神奈川県以外では実施していない。 ➢ 他県で指定を受ける予定もない。

図表　福祉用具専門相談員指定講習会：事業者ヒアリング結果 2

１．事業者情報	事業者Ｆ（神奈川）	事業者Ｇ（沖縄）
● 事業者の基礎情報		
指定状況（指定の時期・更新の時期・更新予定）	➢ 県からの指定を受けたのは平成 18 年８月。指定講習会を開催したのは平成 18 年 10 月１日から。 ➢ 別の講習会実施を通して県の窓口と連絡を取っていたため、指定を受ける際に県との連携はうまくいったとの認識である。 ➢ 現在指定講習会の指定を受けているのは神奈川県のみ。	➢ 平成 13 年 11 月 21 日に本省からの指定を受け、平成 14 年度に指定講習会を開始。 ➢ 指定業務が九州厚生局に移管された後２回目の指定申請を済ませており、平成 20 年３月 31 日までは指定機関。 ➢ 指定を受けているのは沖縄県のみ。本州等への事業拡大は予定していない。 ➢ 県庁の担当とは連絡を取ったが十分に指定業務の理解をしていない印象。
事業主団体の規模、従業員構成・資格等	➢ 従業員は常勤で３名、うち２名は従業員兼講習会の講師であり、訪問介護事業所等でも働いている。 ➢ 理事長（ヒアリング対応者）は福祉住環境コーディネーターやホームヘルパー２級、視覚障害者・全身性障害者・知的障害者ガイドヘルパーの資格を保有。	➢ 当社の教育部門担当は３名であり、離島での教育事業担当も兼ねている。 ➢ ３名は、福祉用具専門相談員以外にヘルパーや医療・介護事務の資格者。
その他の事業者情報	➢ 平成 18 年 10 月に専門相談員の講座を開催するまではガイドヘルパーの講習会を実施。福祉用具専門相談員の講習会は、ガイドヘルパー等が知識をつける上でステップアップとなると判断して開催。	➢ 本体は沖縄県を中心として 1,000 名程度の従業員を雇っている（正社員・パート含む）。主な事業は『県立病院等への医療事務人材派遣業』、公共系の施設への派遣・離島への派遣が中心。 ➢ 本業以外に教育部門として「日本総合医療学院」を運営。医療事務を中心だったがヘルパー講習や介護事務等へ事業を拡大。 ➢ 年間 120 名程度は沖縄県からの委託を受けて講習会（研修）を実施。
● 事業者の他事業所の基礎情報		
他事業所での事業展開	➢ 神奈川県以外では実施せず。 ➢ 今後も、神奈川県以外での指定を受ける予定はない。	➢ 沖縄県以外では実施せず。 ➢ 本州支社の意向にもよるが、現時点では拡大の予定はない。

事業者Ｈ（北海道）	事業者Ｉ（北海道）	事業者Ｊ（大阪）
➢ 指定を受けたのは平成 14 年 11 月 6 日。その後一度指定の更新を実施。 ➢ 指定は北海道のみ、特に十勝・帯広一帯の事業者を対象とした地元密着の事業展開。	➢ 平成 11 年 9 月に指定を受け、２回指定更新。平成 7 年から 50 時間の研修は実施。2007 年 1 月中に再度更新の申請予定。 ➢ 指定は北海道のみで、今後も継続更新予定。40 時間への切り替えも検討。	➢ 指定講習会の指定は平成 14 年 11 月に受け、講習会の開始は平成 15 年２月。 ➢ 指定は大阪府と奈良県。指定講習会は当初は奈良県で開始し、平成 15 年からは大阪でも開催。
➢ 会社の従業員は３名。指定講習会はうち１名で回しており、事務局として機能。	➢ 振興会の職員は３名。事務局長１名と主事が２名だが、主事は福祉用具専門相談員の資格を保有。	➢ 当社自体の社員数は 27 名（男性６、女性 21)。保有資格は看護師、ケアマネージャー、介護福祉士（、歯科衛生士。パートタイマーが 140 名程度。 ➢ 指定講習会の事務局担当は１名。講師は当社の従業員中心。
➢ 指定講習会の指定を受ける以前からヘルパーやガイドベルパーの講座を開催していた。現在もこれらの講座は中心的事業である。	➢ 平成 7 年度から 50 時間の指定講習会を実施している。指定講習会以外にはケアマネージャー受講試験の受験対策等の研修会を実施。	➢ 株主は近畿日本鉄道株式会社と近鉄保健サービス株式会社。 ➢ 「ヘルパー２級養成講座（年間２回開講)」と「介護予防運動指導員養成講座」を開催。
➢ 北海道以外での講習会開催は予定しておらず、道内別地域での開催も予定していない。 ➢ 指定講習会の採算性は厳しい。	➢ 北海道以外での指定講習会は実施していない。	➢ 大阪府、奈良県以外での指定講習会は実施していない。他の都道府県での実施予定はなく、指定講習会はサブ事業としての位置づけ。

図表　福祉用具専門相談員指定講習会：事業者ヒアリング結果 3

１．事業者情報	事業者Ｋ（大阪）	事業者Ｌ（大阪）
● 事業者の基礎情報		
指定状況（指定の時期・更新の時期・更新予定）	➢ 平成 14 年２月 19 日に指定を受け、平成 17 年末に更新申請。 ➢ 指定は大阪府と京都府。当初は大阪のみ、京都でも開催するようになった。	➢ 申請を行ったのは平成 11 年７月。今後も指定講習会を開催予定で 40 時間と 50 時時間を併せて実施。 ➢ 指定は大阪府のみ。大阪は他の都道府県から交通アクセスがよく利点。
事業主団体の規模、従業員構成・資格等	➢ 事業・講座部のメンバー（５名）のうち、指定講習会の担当者は１名。	➢ 正社員は 50 名程度、登録ヘルパーは 300 名程度。指定講習会には４名程度が関与し、介護福祉士や看護師等の有資格者もいる。 ➢ ４名には専属講師が含まれており、うち２名が事務局を担当。
その他の事業者情報	➢ 入会者に対して、カルチャー、スポーツ等の講座を提供。福祉関連では、福祉用具専門相談員指定講習会以外にも多くの講座を実施し、ホームヘルパー２級や介護支援専門員受験対策等を開催。	➢ 居宅介護支援事業や介護保険上の訪問介護等が主要事業。その他、ホームヘルプの個人契約を中心とした介護サービスを実施。
● 事業者の他事業所の基礎情報		
他事業所での事業展開	➢ 大阪府・京都府以外での指定講習会は実施していない。今後他の県に進出して実施する予定はない。	➢ 大阪府以外での指定講習会は実施していない。

事業者M（秋田）	事業者N（秋田）	事業者O（岡山）
➢ 指定を受けているのは秋田県のみ。	➢ 平成17年7月から開始。 ➢ 指定を受けているのは秋田県のみ。指定講習会の実施判断はそれぞれの事業所による。 ➢ 来年度以降も更新申請を行う予定。都道府県の担当との連携は比較的よい。	➢ 平成15年度から指定講習会を開始した。 ➢ 指定を受けているのは岡山県のみである。現在は年間３回程度実施しているが、回数を変更する予定等はない。回数等は要検討事項である。
	➢ 事業所の従業員は３名であり、うち１名は福祉用具専門相談員の資格を保有。ヘルパー講習を含めて、指定講習会の担当は１名。	➢ 実質の主担当は岡山センターの２名。 ➢ 担当職員は主に講習の事務局としての活動を行っている。担当が特に資格を保有しているわけではない。
➢ 福祉用具に関する指定講習会を実施する以前から、ヘルパー２級の講習会を実施。	➢ 指定講習会は以外にはホームヘルパー２級の講座を実施。	➢ 岡山市ふれあい公社は市の財団であり、県内に５つのセンター（岡山、北、西大寺、西、南）を備えている
➢ 秋田県以外での指定講習会は実施していない。	➢ 秋田県以外での指定講習会は実施していない。今後、他の都道府県で実施する予定もない。	➢ 県以外での指定講習会は実施していない。他県で展開する予定もない。市の公社なので市内のみで実施予定。

図表　福祉用具専門相談員指定講習会：事業者ヒアリング結果 4

１．事業者情報	事業者Ｐ（香川）	事業者Ｑ（熊本）
● 事業者の基礎情報		
指定状況（指定の時期・更新の時期・更新予定）	➢ 最初の指定を受けたのは平成 14 年 7 月 26 日。その後、平成 18 年 3 月に再指定を行った。 ➢ 指定を受けているのは香川県のみ。以前は福山でも指定講習会の実施を検討していたが、受講生が集まらなかったために現在では実施していない。今後も指定講習会の更新を行う予定。	➢ 最初に指定を受けたのは平成 13 年度で、その後１回更新を行った。 ➢ 指定を受けているのは熊本県のみである。 ➢ 今のところは指定を更新する予定であるが年間の開催回数を減らすことを検討。
事業主団体の規模､従業員構成・資格等	➢ 穴吹カレッジグループの職員は全体で 500 名程度。 ➢ うち指定講習会の運営担当は１名。福祉用具に関する資格は特に保有していない。	➢ 従業員数は正社員 17 名、登録型のヘルパーが 45 名在籍している。うち指定講習会の担当は１名。 ➢ 当社全体ではケアマネージャー、看護師､介護福祉士等の有資格者が在籍している。
その他の事業者情報	➢ 専門学校は高松、徳島、福山、広島で開講しており、コンピューター、デザイン、リハビリテーション、医療福祉関係の専門教育を展開。	➢ 訪問介護事業、通所介護事業、居宅介護支援事業､有料老人ホームを運営。 ➢ その他､ホームヘルパー２級養成講座（熊本県知事指定）を実施。
● 事業者の他事業所の基礎情報		
他事業所での事業展開	➢ 香川県以外での指定講習会は実施していない。今後、他の都道府県で実施する予定も特にない。	➢ 以前は宮崎県でも講習会を実施していたが現在は実施しておらず、熊本県のみで実施。本業を展開しているのが熊本県なので今後他県で実施する予定はない。

図表　福祉用具専門相談員指定講習会：事業者ヒアリング結果 5

２．福祉用具専門相談員指定講習会の実施状況	事業者Ａ（東京）	事業者Ｂ（愛知）
● 指定講習会の実施状況		
講習会の実施状況および受講者数	➢ 年間２回実施。 ➢ 平成 17 年度までは９月と２月の年２回実施だったが、平成 18 年度からは７月と 10 月の年２回開催に変更。 ➢ 受講生は１回の講習会あたり 100 名程度。平成 16 年度から若干受講生が少なくなる傾向にあったが、平成 17 年度は東京都の広報に周知することができたので人数が若干増加。平成 18 年度はまた少なくなり 70 名程度。	➢ 年間３回実施。 ➢ 実施時期はそれぞれ５－６月、８－９月、12 月。 ➢ 開催の形式は土日開催（１日８時間）。 ➢ 受講生の定員は１講座あたり 40 名だが、現在は毎回 20 名程度にとどまる。平成１５年以降は受講生が減少。
受講者の属性	➢ ９月開催は学生が多いが、7 月開催は有資格者や一般の方が多かった。 ➢ 個人的な事情で資格を取りに来る方はここ１、２年で増加しており受講生全体の３、４割を占める。 ➢ 有資格者と無資格者の割合は７：３。 ➢ 福祉用具の貸与・販売で専門相談員の資格保有が必須になったことで受講増加。	➢ 受講生は学生が中心。特に８～９月の開講では学生が多く、それ以外の開講では学生以外の受講生が多い。 ➢ 愛知県はトヨタおよび関連企業が近くにあるので、トヨタ（及び関連企業）から受講生が集まる場合がある。 ➢ ヘルパー２級等の資格を取得した後に専門相談員の資格を取る場合もある。
受講料および経営状況	➢ 受講料は１回の指定講習会で 25,000 円。 ➢ 東京都からの補助が出ているが、人件費等を含めると赤字である。	➢ 受講料は１回の指定講習会で 38,500 円、テキスト代を含む。 ➢ 20 名程度集まらないと採算が厳しい。
受講生を集める上での工夫・努力（広告・宣伝等）、働き口	➢ 区の窓口や人材センター等にパンフレットを置いている。また、介護サービスや福祉用具販売・貸与を実施している事業者に対して FAX を送っている ➢ 財団 HP 上でも受講生を募集。 ➢ 講習受講後に働き口等の紹介はしていないが、問い合わせは多い。	➢ 新聞広告等での宣伝を実施。その他、リクルート系の雑誌への募集掲載や、学園のＨＰを活用して受講生を募集る。ここ数年は募集広告の本数変更はない。 ➢ その他、有資格者への PR を行っている。 ➢ ロコミで参加する場合もある。

事業者Ｃ（愛知）	事業者Ｄ（金沢）	事業者Ｅ（神奈川）
➢ 年間１回実施。 ➢ 開催時期は６－７月。 ➢ 受講生の定員は１講座あたり 100 名だが、現在は毎回 70 名前後にとどまっており、ここ数年大きく変わらない。	➢ 年間２回実施。 ➢ １回目は６月（土日開催）、２回目は１月（平成 19 年１月）に実施予定で連日行う。 ➢ 受講生の定員は１回あたり 40 名。ここ数年の集客は厳しい状況が続いている。	➢ 平成 18 年度は年５回実施予定。 ➢ ５回のうち、８月・９月は 11 名、10 月は９名集まった。11 月は受講生が集まらなかったため 12 月（21 名）実施。もう１回は３月予定。 ➢ 定員は１回あたり 48 名だが大幅に下回る数しか集まらなかった。受講生の数は減少しているとの認識。
➢ 受講生は事業者が中心。 ➢ 受講者の中にはヘルパー等の有資格者はいるが、ほとんどは地元中小企業の従業員。 ➢ 受講生の男女比は４：６。 ➢ 受講生の中には静岡県や岐阜県、福井県、三重県からも来たケースあり。	➢ 受講生の多くは福祉用具の販売・レンタル業者。福祉関連職や学生、一般の方も多い。 ➢ 現在は全国から受講生を募集。 ➢ 作業療法士や理学療法士等のみなし資格者も講習会を受講する場合がある。	➢ 過去の受講生は介護職（17 名）と一般（18 名）からの受講が多い。 ➢ 当社所属のホームヘルパーが自己啓発のために指定講習会を受講することもある。 ➢ 受講生の多くは神奈川県内から集まった受講生。
➢ 受講料は１回の指定講習会で 45,000 円。受講生 60 名で収支バランスが取れる。	➢ 受講料は１回の指定講習会で 25,000 円。福祉用具のレンタル等の負担はない。	➢ 受講料は１回の指定講習会で 35,000 円（テキスト代を含む）。実習で会場費がかかる。
➢ 過去の受講者リストや事業者リストを参考にして案内状を送付。地元新聞に記事を掲載したが、反響は大きかった。 ➢ 振興会の HP も利用して宣伝を行った。 ➢ 講習会講師に大学教授がいるため大学生に対して別途宣伝を依頼。	➢ 現在は事業者への FAX が中心。 ➢ 福井県内の福祉用具貸与事業所（41 事業所）に対して FAX を送付し、告知を行った。 ➢ チラシやパンフレット配布。福祉用具情報プラザの HP や市役所 HP、市広報等に掲載。	➢ 主に新聞の折り込み広告。その他の講座や資格等をまとめてチラシにして宣伝する。 ➢ 事業所を経由してダイレクトメールの送付や FAX を送信。 ➢ 社内でも適宜宣伝を実施。

図表　福祉用具専門相談員指定講習会：事業者ヒアリング結果 6

２.福祉用具専門相談員指定講習会の実施状況	事業者Ｆ（神奈川）	事業者Ｇ（沖縄）
● 指定講習会の実施状況		
講習会の実施状況および受講者数	➢ 平成 18 年度は４回実施予定。第１回（平成 17 年 10 月）から各月ごとに３回開催し(ヒアリング調査は平成 17 年 12 月末)、年明け(平成 18 年)に１回実施する予定。講習会の実施形態は、講師の都合を勘案して週３回程度曜日を分けて実施。 ➢ 受講生は第１回講習会では 10 名、第２回８名、第３回は６名が集まった。過去３回だけでも受講生は減少傾向であり、募集をかけても集まらないのが現状。 ➢ 専門相談員資格に対する需要は少なく、ヘルパー２級に対する需要が高い印象。	➢ 年間７回実施予定のうち本島での開催が３回、離島（石垣・宮古）での開催を各２回ずつ予定。離島では受講生が集まらずに開催したことはない。 ➢ １回当たりの受講生の定員は 20 名。ここ数年は受講生が集まらず厳しい状況。昨年は法改正の影響を受け、１回につき 40 名程度の受講生が集まった。 ➢ 平成 17 年度の指定講習会（２回）はそれぞれ修了者が 11 名、６名。事業開始当初からの講習会修了者は総数で 250 名程度、離島在住の修了者は宮古から本島で講習会を受けた５名のみ。
受講者の属性	➢ 今までの受講生の半数はヘルパー２級の資格保有者。介護・福祉職の経験者が受講する場合が比較的多い。 ➢ 受講生は、指定講習会を「スキルアップの方法」として位置づけている。 ➢ 受講生の多くは神奈川県に在住であり、特に横浜周辺から来る受講生が多い。	➢ 受講生の多くは沖縄本島の在住者、離島からの受講生は殆どいない。 ➢ 受講生の多くは介護従事者。 ➢ 昨年は法改正の影響を受けて、事業者を中心とした受講生が多かった。会社業務として受講している場合が多い。
受講料および経営状況	➢ 受講料は１回の指定講習会で 35,000 円。 ➢ 採算は非常に厳しい。平成 19 年度は実施本数を減らすことを検討中。	➢ 受講料は指定講習会で 35,000 円。受講料の高低では受講生が集まらない。 ➢ 指定講習会自体は赤字だが、その他講習会の黒字で赤字を埋めている状況。
受講生を集める上での工夫・努力（広告・宣伝等）、働き口	➢ 新聞の折り込み広告への宣伝を掲載。掲求人広告に掲載することで反応が良い。 ➢ 訪問介護やデイサービスを実施する事業所に FAX を送り、指定講習会を宣伝。 ➢ 当 NPO の HP 以外に、県の社会福祉協議会が指定講習会の講座に関する情報を HP 上で掲載。	➢ 主な宣伝は沖縄県内の新聞広告。求人広告欄に募集を出している。新聞広告の折り込みチラシも作成。 ➢ 大手量販店やホームセンター、事業者の教育担当者、各種施設へダイレクトメールを送付し周知。 ➢ 別講座の修了者や資格を取った方にもダイレクトメールを送付。

事業者Ｈ（北海道）	事業者Ｉ（北海道）	事業者Ｊ（大阪）
➢ 講習会の実施は年１回であり、５月に開催。平成 15 年度は３月にも実施したため計２回だが、年間１回のペースは事業開始当初から変えていない。 ➢ 講習会は１週間連続して開催。 ➢ 指定講習会の定員は 70 人だが、実際の受講生は１回の指定講習会あたり 10 人～20 人程度。事業開始当初から今までの累積受講生は 128 人であり、毎回 20 人程度はコンスタントに集まっている。	➢ 講習会の開催は年間２回。６月と８・９月に開催しており、６月は事業者の社内研修、８・９月は大学生等の受講が多い。 ➢ 平成７年度から平成 14 年度に計 12 回実施し、延受講生は 1,200 名弱。平成 15 年度以降も年間２回開催しているが受講生数は年々減少傾向、平成 17 年度は 100 名を超えたが平成 18 年度の受講生は 69 名だった。 ➢ 開催を年間１回にする等今後の検討課題。	➢ 指定講習会定員は大阪が 30 名、奈良が 20 名。 ➢ 平均で年３回（大阪１回、奈良２回）程度開催。平成 17 年度から平成 18 年は１回ずつ回数を減らしている。 ➢ 事業開始当初からの開催数は大阪で計９回 261 名、奈良で計８回 208 名。事業開始当初と比較すると１回当たりの受講生数は減少傾向にある。 ➢ 講習会は土日開催で実施。
➢ 受講生の多くは十勝・帯広周辺の事業者。事業者以外ではヘルパー等既に資格を保有している人が多く、学生はいない。 ➢ 見なし資格該当者は「受講は必須でない」旨を伝えるが自己研鑽や勉強のために受講する方が多い。	➢ 受講生は２対１で男性のほうが多い。市内の受講生が 40%程度を占め、その他は市外からの受講。 ➢ 受講生はレンタル事業者と学生に分けられる。平成 17 年度までは学生の受講が多かったが、平成 18 年度以降は事業者が主な受講生。	➢ 福祉用具販売・レンタル事業者が受講生の７割程度。その他ヘルパー２級の資格保有者や自営業者が受講。学生には学割を実施。 ➢ 大阪市内からの受講生が多い。奈良で実施する場合は奈良近県からの受講生が多い。
➢ 受講料は１回の指定講習会で 36,750 円。補講の受講料は無料。 ➢ 指定講習会自体は赤字。	➢ 受講料は１回あたり 35,700 円、50 時間での開催。 ➢ 講習会事業は赤字。	➢ 受講料は１回で 35,000 円。 ➢ 収支バランスは取れている状態。
➢ 主な宣伝媒体は地元新聞（２社）。事業所や関連施設等へのＤＭやＦＡＸも適宜実施。受講生や講師の紹介で受講する場合が多い。 ➢ 他講座（ヘルパー等）を受講した方に対しては案内等を送っておらず、受講生の強引な勧誘は行っていない。	➢ 会員や道内の貸与事業所等に郵送で案内を送付。DM による案内が最も反応が多いが、年々受講に関する問い合わせも減っている。 ➢ 当会の HP 上の情報提供や介護新聞等の業界紙に記事を掲載。 ➢ 平成 15 年からは学生に案内を出している。講師が宣伝や広報を行ってくれる場合もある。	➢ 当社のＨＰ以外に「シカトル」等を活用、反響は大きい。 ➢ ＤＭを事業者に送付。その他、近鉄各駅の有料スペースにチラシを置く場合や近鉄百貨店文化サロンのサロンメニュー内に掲載する場合もある。 ➢ ヘルパー２級養成講座から受講生を引っ張ってくることはない。

図表　福祉用具専門相談員指定講習会：事業者ヒアリング結果 7

２．福祉用具専門相談員指定講習会の実施状況	事業者Ｋ（大阪）	事業者Ｌ（大阪）
● 指定講習会の実施状況		
講習会の実施状況および受講者数	➢ 年間２回実施。大阪では２月と９月（土日開催）京都では４月と 10 月に実実施したが、開催日は固定化せず。 ➢ １回あたりの定員は大阪；50 名、京都；60 名。受講生は従来 7,80 名程度集まっていたが、現在は 40 名程度。事業を開始してからの受講生の総数は 800 名程度。	➢ 今年度の指定講習会は３回実施予定。 ➢ 平成 11、12 年は毎回 200 名程度の受講生がおり、１回は東京で実施。平成 14 年から受講生が減少傾向、平成 16 年以降は定員割れ。 ➢ 事業を開始してからの総開催数は 50 回程度、総受講生は 3,500 名程度。
受講者の属性	➢ 半数はヘルパー等の資格者。身内で福祉用具を利用することになった等の理由で受講することが多い。学生は殆どいない。	➢ 資格者は少なく、福祉関係の仕事の入り口として取る人が多い。一部資格者はスキルアップのために活用。 ➢ 受講生の多くは事業者で、業務の一環で会社派遣として来る場合が多い。 ➢ 以前は専門学校等の学生もいた。
受講料および経営状況	➢ 受講料は 29,000 円（大阪と京都で若干料金が異なる）であり、収益が出ているが福祉に関する講座の開講によって儲ける方針ではない。	➢ 受講料は 32,000 円、資料やテキスト代を含む。補講は１時間あたり 500 円。 ➢ 講習会の収支はマイナス。70 人程度受講生が集まらないと厳しいが、時間単価を簡単に変更できないのが現状。
受講生を集める上での工夫・努力（広告・宣伝等）、働き口	➢ 新聞（地方版）で１回の講座につき記事を２，３回掲載。 ➢ 大阪ではチラシ、ＤＭの作成も行っていない。 ➢ 受講生の５分の１程度は他講座からの受講生を引っ張ってきている。	➢ プロモーションは新聞を利用し、現在は業界紙のみに広告を掲載。 ➢ HP やインターネットを活用して宣伝したが、現在は HP での宣伝を中心として実施。その他、福祉用具販売店等へ DM を送付。

事業者M（秋田）	事業者N（秋田）	事業者O（岡山）
➢ 平成18年度は3回実施、１日８時間の５日間連続の形式。１回の指定講習会の定員は30名程度。 ➢ 平成18年度実施のうち１回目は39名、以降第２回；20名、第３回；16名が受講。秋田県の受講生は毎回この程度集まる。 ➢ 第１回目の開催には事業者が多く参加したため、その他２回と比較して人数が多かった。	➢ 平成17年に指定講習会を開催し、平成17年度は２回、平成18年度も２回実施。土日開催。冬の実施は避けている。 ➢ 農繁期を避けた７月と12月に実施。 ➢ 受講生は平均的に12、13名集まり、時期的変動はない。	➢ 平成17年度は３回実施し、受講生は計84名だった。１回の指定講習会の定員は30名で毎回20名後半は集まっているので人数が減った印象はない。平成15年度の開始時から人数の変動はない。 ➢ 講習は年間で３本実施しているが、主催地は毎年変更。開催時期は大体初夏と、秋（もしくは冬）。
➢ 受講生は『事業者（福祉用具貸与・販売等）』と『介護・福祉関連の専門家』に分かれる。 ➢ 学生は殆どいない。一部（５％程度）の受講生は指定講習会を「職探し」と位置づけ。	➢ 受講生の４分の１程度は兼業農家。それ以外は介護タクシー事業者や介護福祉士、ヘルパー、ケアマネージャー等の有資格者。学生はいない。 ➢ 女性のほうが多い。殆どは秋田県内からの受講生。	➢ レンタル事業者が中心だが、福祉業界の入り口として受講する方も多く半々程度。 ➢ 有資格者の受講生は徐々に増えつつある印象。受講生の年齢層は比較的高く、学生は殆どいない。 ➢ 遠方から来る受講生もいる。
➢ 指定講習会の１回あたりの受講料は30,000円。	➢ 指定講習会の１回当たりの受講料は30,000円、資料やテキスト代を含む。 ➢ 15名くらいの受講生がいれば収支の採算が合う。	➢ 指定講習会１回あたりの費用は25,000円。テキスト代と補講費用を含む。 ➢ 指定講習会自体で利益が出ている。人件費、
	➢ 県の長寿社会課のアドバイスを受けHPに情報を掲載。問い合わせもあった。 ➢ 福祉用具貸与事業所へFAXを送付し、紙媒体をベースとした勧誘も実施。また、市の広報（無料）や新聞の求人広告欄への掲載によって受講生の募集をかけた。 ➢ 口コミによる集客も有効。	➢ 市の広報やHPでの情報提供。 ➢ センター内での掲示も併せて実施。DMによる事業者への宣伝は実施していない。 ➢ 受講生の集まりが悪い場合には、福祉用具貸与事業者に連絡して受講生を集める場合もある。

図表　福祉用具専門相談員指定講習会：事業者ヒアリング結果８

２.福祉用具専門相談員指定講習会の実施状況	事業者Ｐ（香川）	事業者Ｑ（熊本）
● 指定講習会の実施状況		
講習会の実施状況および受講者数	➢ 開催してからの受講生は延 554 名。平成 16 年度以降の開催回数は年間４回以下にとどまっている。特に平成 17 年度以降の１回あたりの受講生数は減少。 ➢ 指定講習会の回数は年度によって異なる。 ➢ 平日には専門学校生が多いため土日開催で実施。実施スケジュールは介護技術講習会等の当校の別講座のスケジュールを勘案。	➢ 指定講習会の定員は 30 名。 ➢ 講習会開催当初は年間５回程度実施していたが、現在は年間２，３回にとどまっている。平成 18 年度の指定講習会は年間３回を予定していたが、うち１回は受講生が集まらなかったことにより開講しなかった。第３回の講座の受講生は８名程度であり、定員割れの状況が続いている。 ➢ 受講生は平成 17 年度あたりから徐々に減ってきた印象がある。
受講者の属性	➢ 全体の８割以上は社会人の受講生。 ➢ 社会人の多くは福祉用具メーカーの新入社員。その他、自動車販売店や電気･設備会社等からの受講生も見受けられる。 ➢ 受講生の多くは香川県内の受講生だが、四国全体から集まっている。	➢ 受講生の多くは事業所で勤務している方、新入社員の新人研修で受講される場合もある。 ➢ ９月や年末は中途採用の従業員やヘルパーなど有資格者がステップアップの位置づけで受講する場合もある。 ➢ 男女比は比較的女性のほうが多い。
受講料および経営状況	➢ 指定講習会１回あたりの受講料は開講当初は 40,000 円（テキスト代）と設定していたが、平成 17 年９月から 28,000 円に変更。 ➢ 講習自体ではおよそ 30 人が集まれば利益が出る状況。	➢ １回あたりの受講料は 42,000 円である（テキスト代、補講代込み）。 ➢ 費用負担のほとんどは人件費と会場費。受講生が１２，３名集まれば収支のバランスが立ち、15 名集まれば採算が取れる状況。
受講生を集める上での工夫・努力（広告・宣伝等）、働き口	➢ 四国新聞（オアシス）の折り込みチラシを活用している。チラシを配布すると比較的問い合わせが多い。 ➢ その他、当校のホームページを利用して宣伝。香川県の HP にも事業者情報は掲載。 ➢ 当校の受講生は内部価格として受講料を割り引いている。	➢ 広告媒体は当社のHP。HPを見て受講につながる場合も多い。 ➢ 新聞の折り込みチラシも実施していたが、費用面からの負担が大きい。 ➢ その他、県の広報（地方誌）に募集記事を掲載したことはある。都道府県のHPは媒体として利用していない。

図表　福祉用具専門相談員指定講習会：事業者ヒアリング結果 9

２．福祉用具専門相談員指定講習会実施状況	事業者Ａ（東京）	事業者Ｂ（愛知）
● 指定講習会の講義・演習		
講義・演習の実施状況	➢ 講義は 100 名の 1 部屋にまとめて行っている。演習は 100 名を細分化（1 グループ 20 名程度：5 グループ）して実施する。 ➢ 演習では、使い方に技術が必要な車いす、つえを主に用いており、それ以外は機器の紹介にとどまっている。演習室に常備しているので休憩時間等に機器に触れる機会はあるが、実際の演習で触る機会はない。 ➢ 実際の演習で触れていない機器は後日の質問や見学にも応じている。	➢ 主たる講義は学園で実施する。学園の設備の設備が少ないため、演習は用具が揃っている福祉用具プラザで行う。 ➢ 講義は担任制のような仕組みを取り、担当者は講義時には立ち会わず演習時にアシスタント兼務で立ち会う。 ➢ 講義の際に寝ている人や態度が悪い人を補講に回す場合もある。 ➢ 講習期間後に福祉用具に関心がある場合、個別になごや福祉用具プラザに問い合わせていく場合がある。
事業者（講習会）独自のテキスト、資料等の有無	➢ 財団が独自で作成しているテキスト（3 冊）がある。テキストは財団外でも販売している。 ➢ テキストの作成は、アドバイザー（上記参照）の監修に基づき作成。	➢ 講師に配布するマニュアル等は用意していない。加筆はしていない。 ➢ シルバーサービス振興会編集のテキスト（以下、振興会編集のテキスト）を使用。授業では講師が独自の資料を配布する場合が多い。
講師の進め方、テキスト・資料等の有無、講義の進め方	➢ 講師が別途レジュメを作ってくるが、内容をアドバイザーが確認し、受講者に対してテキストとして配布。 ➢ 講義では、講師がテキスト以外に ppt を作成する。	➢ 講師に内容を任せている。 ➢ 授業で使用するテキストや資料は ppt などで講師が用意する場合が多い。テキストに準拠する科目と講師が作成した資料を用いる科目がある。 ➢ 講師の多くは実体験を基に講義を実施。
講義・演習実施後のアンケートの実施、その反応	➢ アンケートを 1 回実施している。科目ごとには実施していない。 ➢ 結果は講師にフィードバック。	➢ アンケート等は特に実施していないため、講師に対する講義のフィードバックも実施していない。
テスト等の実施状況、実施の必要性	➢ テスト等は特段実施していない。	➢ テストは特に実施していない。

事業者Ｃ（愛知）	事業者Ｄ（金沢）	事業者Ｅ（神奈川）
➢ 講義全般は、振興会が入っているビルで行う。演習に関連した講義はなごや福祉用具プラザ内で実施する。 ➢ 演習はなごや福祉用具プラザにて受講生を４、５班に分けて実施する。1班あたりの受講者数は 10 名～15 名程度。 ➢ 講義や演習の全体スケジュールは事前に講師と相談して決める。講師から講義・演習に対しての提案がされる場合も多い。	➢ 演習の際は４以上のグループ分けを行い（10 名以下でのグループ編成）。 ➢ 全員が触れるようにしている用具は車いす、ベッド、リフト、シャワー等。全員が触れないのはコミュニケーション用具。 ➢ 指定講習会で触ることができなかった福祉用具は後日利用可能。	➢ 1 回の講義・演習はともに 10 名程度。演習の際に福祉用具に触れる機会は多い。 ➢ 福祉用具の限りがあるが、できるだけ多くの福祉用具に触れるように配慮。特にリフトは全員が動作確認。講習会で用意できないものはカタログの説明にならざるを得ない。 ➢ 講義には随時担当が同席し、担当が起こしに行く。
➢ 作成しているテキストや資料は特にない。演習で使用するテキストは福祉用具プラザで配布している福祉用具のパンフレットや資料。 ➢ 振興会編集のテキストを使用、講義はテキストと ppt を交互に利用。	➢ 独自のテキストやマニュアル等は作成していない。 ➢ テキストは、中央官庁の研修でもらったテキスト（資料）を参考にする予定。	➢ 講義は振興会編集のテキストを利用 ➢ その他福祉用具のカタログを活用し、講習会独自のテキストは作成していない。
➢ 座学の進め方については講師に任せている。講師作成の ppt や資料を事前に確認して指摘することはない。 ➢ 演習でも、福祉用具プラザの資料（パンフレット）を利用する場合が多い。	➢ 講師とはあらかじめ講義や演習の内容を依頼しているが、講義・演習の前には事前打ち合わせの機会を持ち、講義や演習の内容を確認。	➢ 担当講師に依存している部分は多い。 ➢ 講義の際は随時担当が同席し、アシスタント的な役割で講義に参加。 ➢ 実技演習の際に受講生を属性別にグループ分けしている場合もある。
➢ アンケートを実施し、指定講習会全体の感想を確認する。 ➢ 感想や指摘は担当講師に伝える。	➢ アンケートを１回実施。 ➢ 直接講師へフィードバックするのではなく、要望を伝える。	➢ アンケートは１回実施。講習に高い専門性を求める傾向が見受けられる
➢ テスト等は実施していない。	➢ 演習・講義後には効果測定を行っている。確認テストの位置づけ。	➢ テスト等は特に実施していない。

図表　福祉用具専門相談員指定講習会：事業者ヒアリング結果 10

２．福祉用具専門相談員指定講習会実施状況	事業者Ｆ（神奈川）	事業者Ｇ（沖縄）
● 指定講習会の講義・演習		
講義・演習の実施状況	➢ １回の講義・演習は 10 名程度。前半の３日間で主に講義を行い、後半の２日間で主に演習を実施。講義と演習を完全に日で区切って実施しているわけではない。 ➢ 授業態度に対する対応は講師に任せているため、講師によって受講生への対応は異なる。	➢ 指定講習会１回の定員は 20 名だが、実際の講義･演習は 10 名前後で実施。実施形態は土・日開催の６回コース。 ➢ 講義は介護技術の部分に重点を置き、その他演習に重点を置いている。演習の深さは利用する福祉用具の種類と利用度によって決まるとの認識。 ➢ 受講生には福祉従事者が多く、講義や演習で寝る人は見受けられない。
事業者（講習会）独自のテキスト、資料等の有無	➢ 指定講習会主催オリジナルのテキストは作成していない。講習会前に講師に集まっていただき、実施内容等を講師間で検討し内容を決定。 ➢ 講師・主催者側が相互に講座のアイディアを出し、アイディアに基づいて講義内容が決定される。	➢ 事業者独自のテキストは利用しておらず、振興会編集のテキストを利用している。
講師の進め方、テキスト・資料等の有無、講義の進め方	➢ 講師が独自に作成したレジュメを配布する。 ➢ 講義の進め方は基本的に講師に任せている。講関連する福祉用具のカタログ等もテキストとして使用する場合が多い。	➢ 講義や演習で利用するテキストや資料は講師が独自に作成する場合が多い。講師が作成する資料に対しては信頼を置いている。 ➢ 資料の内容は実際の講義や期待している講義内容と大幅には変わらない。
講義・演習実施後のアンケートの実施、その反応	➢ アンケートは１回実施。講師独自のアンケートは実施していない。書いたままの文面を講師に読んでもらい、参考としている。 ➢ アンケートは受講生の評価対象や評価軸が異なり、受講生の属性によって満足度が異なる。	➢ アンケートは実施していない。アンケートの必要性が見えにくい。 ➢ 受講生への対応は先生方に任せているが、受講生からは講師の良し悪しへの反応がある。
テスト等の実施状況、実施の必要性	➢ テスト等は特段実施していない。	➢ テストは実施していない。 ➢ ペーパーテストを実施するよりは実技(演習)を実施するほうがよい。

事業者H（北海道）	事業者Ｉ（北海道）	事業者Ｊ（大阪）
➢ 指定講習会１回の定員は 70 名、実際は 10 名～20 名程度で実施。 ➢ 講義は全体で行うが、受講者のレベルに合わせて内容を調整しながら進める。レベル分けは行っていない。 ➢ 要望や依頼があれば補助講師を依頼。 ➢ 演習では用意する福祉用具の全てを触れるように進めている。リフト等の大型福祉用具は利用しない。	➢ 50 時間の指定講習会を実施。講義は 100 人未満、演習は 50 人未満で実施。 ➢ 指定講習会は１週間連続で開催。 ➢ 実習は、代表者が前に出て福祉用具を触る形式。１時間でも受講を逃した場合は次回の補講に回す。	➢ 車いす等の福祉用具は受講生がペアになって利用。リフト等の大型用具は２，３人が１グループになって使用。 ➢ 奈良の指定講習会は近鉄百貨店の文化教室の一環であり、通常の講習会とは客層が異なる。
➢ 事業者独自のテキストは作成していない。講師の講義ごとに独自に作成した資料を配布し、講義は適宜 ppt を利用して進めている。	➢ 講習会用のテキストは特に用意していない。 ➢ 講師に対してはテキスト（マニュアル）を配布し、講義を進める上での参考にしてもらう。	➢ 独自のテキストは作成していないが、当社で一部作成している資料あり。 ➢ 振興会編集のテキストを使用、講義はテキストと ppt を交互に利用して進めている。
➢ 受講生にレベルのばらつきがあるため、受講生の属性で講義内容や説明方法、説明内容等を分ける。 ➢ 指定講習会に関する打ち合わせは、その他講習会の打ち合わせを兼ねて平均して週１回程度は実施している。	➢ 開催前に事前打ち合わせを実施。受講生の属性を講師に伝えたうえで講師に教材作成を依頼。 ➢ 振興会編集のテキストを利用。他講師が用意したレジュメを配布するが内容は講師に任せている。	➢ 事前の打ち合わせは行う。受講生情報を提示し講師が講義内容を決める際の参考にする。内容に対して注文は出さない。 ➢ 受講生が受講できなった講義の補講は無償で行っている。
➢ アンケートは実施している。講習会が終了後に１回実施し、講師が適宜内容を確認する。全体の傾向としては「満足」している受講晴が多く、特定のクレームや批判は少ない。 ➢ 事務局の手持ち資料として活用し、次年度以降の講座開催の参考とする。	➢ アンケートは実施していない。 ➢ 講義や演習には振興会担当が出席し、要望は受講生から直接確認する機会が多い。	➢ アンケートは実施している全体的な満足度は高い。 ➢ 講師からは受講生の反応や感想に対する問い合わせがあり、意向を把握したい様子。
➢ テストは実施していないが、過去に受講生にテストを配布した講師もいた。	➢ 講師によっては実技の中で確認テストを実施している。	➢ テスト等は実施していない。時間が不足している。

図表　福祉用具専門相談員指定講習会：事業者ヒアリング結果 11

２．福祉用具専門相談員指定講習会実施状況	事業者Ｋ（大阪）	事業者Ｌ（大阪）
● 指定講習会の講義・演習		
講義・演習の実施状況	➢ 定員は大阪で 50 名、京都で 60 名。大阪での講義は読売新聞社の会議室を安価で借りて実施し、演習でも新聞社の部屋を利用。講義は 50 名程度に対して 1 部屋で実施。 ➢ 講義では 50 名を 10 名程度ずつに分け、10 名に対して 1 名のボランティアをつけている。 ➢ 京都は自前の教室を使用して講義・演習を実施。	➢ 講義は 1 部屋でまとめて実施。演習はグループを細分化して実施しているわけではない。 ➢ 福祉用具専門相談員の演習はどこに焦点を置くべきかが課題。 ➢ 資格が取得できなかった場合には次回の補講に回す。 1 回の補講当たりで受講者には 500 円。
事業者（講習会）独自のテキスト、資料等の有無	➢ 当社で作成しているテキストはなく、振興会編集のテキストを使用している。テキストに対する評判はかなり悪い。厚生労働省のカリキュラムとテキストの内容が対応されていないので使いにくい。 ➢ 講習会の講師が作成したレジュメや ppt を使用。レジュメや ppt は各科目で配布しテキストと併せて利用。	➢ 中央法規のテキストを利用。師が講義用に独自に資料・ppt を作成し、タイムリーな情報を反映。 ➢ 実際の講義で振興会編集のテキストを利用、テキストと講義用資料を併用。福祉用具のパンフレット等は利用していない。
講師の進め方、テキスト・資料等の有無、講義の進め方	➢ 講義等の進め方は事前に講師と相談。講義マニュアルは作成。 ➢ 受講者の情報（属性等）も併せて事前に講師に連絡し、属性によって話し方や講義内容を微妙に変更。	➢ 講義や演習の全体指針は特に定めていない。 ➢ 受講生の属性によって実施内容や講義で使用する言葉等は多少変動。
講義・演習実施後のアンケートの実施、その反応	➢ 受講生アンケートは実施していない。 ➢ 全体として講習会に対する反応はよい。	➢ 受講生アンケートは実施。アンケート結果を講師に見せるかどうかは結果・内容による。
テスト等の実施状況、実施の必要性	➢ テスト等は実施していない。	➢ 過去に○×テストを実施する講師はいた。企業管理者からはテストで「資格のお墨付きを得たい」意向がある。

事業者M（秋田）	事業者M（秋田）	事業者O（岡山）
➢ 講義・演習とも手持ちの福祉用具・会場を利用。 ➢ 演習内で触ることが出来ない福祉用具については休み時間や講習終了後別途時間を取り、講義の補足という形でのサポートを実施。	➢ 講義は１部屋にまとめて実施。 ➢ 演習は 12、３名を２つのチームに分けて実施し、名簿順で分けている。 ➢ 大学の演習室を利用させてもらう場合もあり、各種福祉用具が取り揃えられている。 ➢ 受講生の人数が少ないため、受講生間で交流する機会が多い。	➢ 講習会は土日開催（全６回）。 ➢ 講義はまとめて一室で実施しているが、演習は４つ程度のグループに分けて実施している。 ➢ 特に演習では基本的にレベル分けはしていないが、講師の要望によって有資格者で分ける場合もある。そのため、事前に講師からは受講生の属性に関しての質問がある。
➢ 独自のテキストは作成しておらず振興会編集のテキストを利用。 ➢ テキストは使いにくいので本音では独自のテキストを作成したいが、指定講習会の届出の際に厚生労働省からテキストの内容に厳格なチェックがあったため作成は控えている。	➢ 独自のテキストは作成していない。 ➢ 講師にはテキストで講義担当に該当する部分を抜粋してコピーを配布。事前に受講生の名簿を渡すことで、講師は受講生のレベルを把握し講義の内容や話し方を決定。	➢ 講習会独自のテキストは作成していない。講師が作成した ppt は講義前に受け取り、他の講師にも送付している。
➢ 振興会編集のテキストを利用。 ➢ 講義や演習の全体指針は講師に任せている部分が大きい。	➢ 振興会編集のテキストを使用する。講習のレジュメや ppt を活用して講義・演習を実施。 ➢ 講義や演習の全体指針は定めていない。	➢ 講義・演習では振興会編集のテキストを使用。講師によってはテキストに沿って講義を進める場合もあるが、参考書程度の位置づけで使用する場合もある。
	➢ 科目ごとに１枚程度のレポートの提出を求めている。 ➢ レポートは講師が内容を確認しコメントをつけて返却。	➢ 全体の講義終了後のアンケートを実施。
➢ テスト等は実施していない。実施時間が不足。	➢ テスト等は実施していない。必要性があるかどうかが疑問。	➢ テストは実施していないが、受講生には講義の単元ごとにレポートを提出させている。

図表　福祉用具専門相談員指定講習会：事業者ヒアリング結果 12

２.福祉用具専門相談員指定講習会実施状況	事業者Ｐ（香川）	事業者Ｑ（熊本）
● 指定講習会の講義・演習		
講義・演習の実施状況	➢ 講義はスクール形式で実施しており、演習はいくつかのグループに分けて（５名ずつで６グループ程度）実施。 ➢ 演習の際には、講師１名が２グループを担当して実施。名簿等から機械的に分けている。 ➢ 実施は土日開催。 ➢ １，２回講義に参加できなかった受講生に対しては補講を実施しているが、次回の講義を補講として受けてもらう形を取っている。	➢ 講義はスクール形式で実施しており、演習はいくつかのグループに分けて（５名ずつで６グループ程度）実施。演習のグループ分けをする際には講師と相談して、受講生の属性を考慮する場合もある。 ➢ 講習は土日開催で実施。平成 18 年度第３回は土曜のみの開催で５週に渡って実施。土日開催だと期間は短くて済むが、一日の殆どを講習に費やしてしまうため受講生の負担が大きい。
事業者（講習会）独自のテキスト、資料等の有無	➢ 講習会独自のテキストは作成していない。	➢ 講習会独自のテキストは作成していない。
講師の進め方、テキスト・資料等の有無、講義の進め方	➢ 振興会編集のテキストを使用。それ以外には保健福祉広報協会のテキストやその他ハンドブック、福祉用具パンフレット等を頻繁に利用。 ➢ 講師から提出された資料は事前に確認しているが、内容の詳細まで確認していない。 ➢ 講師間でのミーティング等は実施していないが、指定講習会ガイドラインのようなものは配布。実際の講義・演習の内容や進め方は講師に一任。	➢ テキストは振興会編集のものを利用。テキストを利用してはいるが実際には講師が自ら作成した資料を基にテキストを参照する程度である。 ➢ 講義の中ではテキスト以外に講師が作成した ppt を利用する場合が多い。 ➢ 講師が作成した ppt は事前に内容の確認をすることもあるが、実際の講義の進め方等に対して特に指示を出すようなことはしていない。
講義・演習実施後のアンケートの実施、その反応	➢ 指定講習会に関するアンケートは以前実施していたが現在は行っていない。	➢ 受講生に対するアンケートは講習会全体を通して実施。 ➢ 結果は講師にフィードバック。
テスト等の実施状況、実施の必要性	➢ テスト等は実施しておらず、実際に実施するだけの時間がない。	➢ 単元ごとに小テストを実施している先生もいるが、講習会全体でのテストは実施していない。

図表　福祉用具専門相談員指定講習会：事業者ヒアリング結果 13

２．福祉用具専門相談員指定講習会実施状況	事業者Ａ（東京）	事業者Ｂ（愛知）
● 指定講習会の講師		
講師の調達や講師を確保する方法	➢ 講師へのコンタクトは過去からの付き合いが多い。 ➢ 今年度に新規にコンタクトを取った先生は１名。受講生からの希望を反映して採用した講師。 ➢ 人脈以外では、専門家の協会に依頼（介護分野で過去の付き合いがなかった）。講師の横のつながりによって講師を依頼する場合もある。 ➢ 講師確保に人材バンクのようなものがあってもいい。	➢ 講習会の講師は福祉用具プラザの職員に依頼する場合もある。機器の専門分野は取引先の会社の人に用具、使用方法のビデオ等を用意してもらう。 ➢ 講師は学園とのつながりがある人に対して依頼する。 ➢ 各専門家の協会に講師依頼をすることはない。講師は主に「実績」「意向」「スケジュール」の３点を勘案して決定。 ➢ 講師間の極端なレベル差はなく、特に講師確保の問題点は生じていない。現在までの人的つながりが大きな役割を占める。
講師を決定する上でのプロセス	➢ 講師はアドバイザーの判断を仰ぎ、その後に正式に依頼する。 ➢ 日程調整が必要な場合も多いが、基本的に講師依頼は受けていただける場合が多い。	➢ 講師の多くは別講習で付き合いがあるため、講師を決定するプロセスは特段喪受けていないが、学園内で講師について話し合うことはある。
指定申請時の講師と実際に講習を行う講師	➢ 申請時に記載した講師には、基本的には全員に参加していただいている。	➢ 実際の講義を担当する講師の数は、県に指定申請を出した際のリスト上の数よりは少ない。 ➢ 指定申請上では登録されているものの実際の講習会に殆ど関与していない先生はいるが、最終的な担保としての位置づけ。
講師の科目間専任・兼任	➢ 科目間兼任の講師は少なく、科目専任の講師が多い。	➢ 特に制度面の講義では科目間兼任が多く、科目専任の講師は殆どいない。

事業者Ｃ（愛知）	事業者Ｄ（金沢）	事業者Ｅ（神奈川）
➢ 講習会の講師はここ数年同じ方に講師を依頼している。講師は人づてに紹介してもらう場合が多く、手当たりしだいに探すわけではない。 ➢ 理学療法士会等の県単位での専門家集団へ講師の紹介を依頼することもある。 ➢ 既存の講師陣に依頼したほうが、講義の進め方等が分かっているメリットはあるが、少しずつ人材の開拓をしている段階。	➢ プラザ内部の講師は各科目に秀でている方に依頼。外部講師の多くは以前の付き合いや、講師の人脈等によって確保。 ➢ 講師を集める上での苦労はない。社会福祉協議会のネットワークがあることによって講師依頼しやすい。 ➢ プラザの職員では担当できない講義の講師を市の福祉サービス公社依頼することが多い。	➢ 講師は主に当社のスタッフと社外の専門家に依頼。スタッフと社外専門家で比率は１対４程度。原則的には神奈川県の指定要綱に従った講師を選出。 ➢ 外部の講師は、過去の別講義で講師を依頼した講師再度お願いする場合が多い。新規の講師（専門家）は現状では見つけにくい。福祉用具展示場（かながわともしびセンター）で講師の派遣を実施しているらしいが、詳細の情報は不明であり利用したことはない。
➢ プロセスは特段設けていない。	➢ 外部からの講師に対する採点や評価は特に行っておらず、講義内容や質には前面的な信頼を置いている。	➢ 講師の決め方は特にプロセス化されておらず、講師の良し悪しを判断する明確な基準はない。 ➢ 今後県外で実施するのであれば講師選びが難しくなることも予想されるために講師バンクのようなものがあってもいい。
➢ 講師の数や顔ぶれは、指定申請時と実際の講座で殆ど変わらない。講師を指定申請のぎりぎりまで調整するため、調整には時間がかかる。	➢ 申請時に記載した講師には、基本的には全員に参加している。	➢ 神奈川県への申請は 10 名程度であり、うち８名程度が毎回の講習会に講師として参加。
➢ 科目の専任を基本としており、兼任は殆どいない。兼任をした場合、講師によっては担当科目に詳しくない場合がある。	➢ 原則的に科目間の兼任はしていない。一部、科目（テーマ）に関して秀でている場合は重複して担当を依頼する場合がある。 ➢ 他機関では重複して講師を依頼する場合が多いとは耳にする。	➢ 科目間兼任の講師はいる。

図表　福祉用具専門相談員指定講習会：事業者ヒアリング結果 14

２．福祉用具専門相談員指定講習会実施状況	事業者Ｆ（神奈川）	事業者Ｇ（沖縄）
● 指定講習会の講師		
講師の調達や講師を確保する方法	➢ 指定講習会の講師は５名、うち３名は介護教員講習会を受講済み（そのうち１名は訪問看護の現場で働いている看護師）。 ➢ 講師のネットワークを通じて確保する場合が多く、現時点では講師を確保する上での苦労はない。 ➢ 指定講習会の講師は「介護教員講習会」を受けた方に依頼するようにしている。 ➢ 指定講習会の実習を行うンターの職員に実習の講師を依頼できる場合があり、２時間程度講師を依頼する場合がある	➢ 指定講習会を担当する講師は主として６名、うちリハビリテーション関連の講師業を営んでいる講師が２名、現場従事者の講師が４名で沖縄在住。経費面から、本土から講師を依頼することはない。石垣や宮古の離島でも講師を確保する準備あり。 ➢ 沖縄リハビリテーション福祉学院の講師にも非常勤講師を依頼。 ➢ ○○士協会等の専門家集団に依頼することはなく、社会福祉協議会等に講師を依頼する場合が多い。講師の評判はすぐに広がり口コミが一番影響力のあるツール。 ➢ 講師の多くは他講座との兼任なので、指定講習会の講師のみの変更はしにくい。
講師を決定する上でのプロセス	➢ 講師の決め方は特段プロセス化されておらず、講師の良し悪しを判断する明確な基準はない。 ➢ 指定講習会の講師は県内に限定せずに全国的に集めている。ただし、講師料の中に交通費が含まれていることをあらかじめ説明。	➢ 講師は当学院内で絞りこむプロセスがある。講師に対して評価点をつけて、その評価に基づいて個別にお願いする形式。 ➢ 講師を確保には困っていないので、講師データベースのようなものに特段必要性を感じないが、あっても差し支えない。 ➢ 講師対象の講義や研修を実施したいが費用を取るには事業性に乏しく実現は難しい。
指定申請時の講師と実際に講習を行う講師	➢ 県へ書類申請した講師は５名であり、うち科目を兼任している講師を含む。講習会では全ての講師が講座を担当し登録のみの講師はいない。	➢ 講習会を担当する講師は６名おり、予備の講師を７，８名確保。 ➢ 講習会を担当するのは６名の講師であり、従来から実施していたヘルパー講座の講師から抜粋した講師。残りの７，８名もヘルパー等の講習を担当している講師。
講師の科目間専任・兼任	➢ 科目間兼任の講師はいる。	➢ 講師の科目間兼任はある。

事業者Ｈ（北海道）	事業者Ｉ（北海道）	事業者Ｊ（大阪）
➢ 講師のつながりによって確保しており、20名ほどの講師プールがある。講師の多くは資格を持って現業で働いているが、関連機関や現業の退職者に講師を依頼する場合もある。 ➢ 道内や市内からは依頼していない。 ➢ ヘルパー等の講座を担当している講師と共通の講師が多く現時点では講師の確保に苦労していない。帯広周囲では指定講習会の講師に足る有資格者が見つけにくいのが現状。 ➢ 従来担当だった講師が変更の際は知り合いの講師を紹介してもらう。	➢ １回の講義・演習で15名～18名程度の講師に講義を依頼。講師は全て現業で働いている専門職。 ➢ 講師の紹介で別の講師を確保する場合が多い。 ➢ 現業の方が多いためスケジュール調整が難しく、一部現業かつ大学等で教鞭を取っている方にも講師を依頼。 ➢ 指定講習会を開始してから主だった講師の変更はない。	➢ 講義のうち、介護関連の講座（介護に関する基礎知識、介護場面における福祉用具の活用等）はヘルパー２級養成講座の講師に依頼。専門的な講座については外部講師を依頼し、福祉用具に関する講義は近鉄ケアサプライの社員に講師を依頼。 ➢ 人づてで依頼する場合が多い。都道府県や市町村の専門家協会へ講師依頼は行っていない。 ➢ 医学の基礎知識等では講師の確保が難しい。人材バンクのようなものがあれば活用してみたい。
➢ 指定講習会の講師には20名程度を登録しているが、講師には多少の優劣があるため、講師を依頼する方の優先順位をつけている。 ➢ 結果的に講師がある程度固定化することが多い。	➢ 講師の紹介で別の講師を確保する場合が多く、講師が所属している協会や団体内で講師を探してもらっている。	➢ プロセスは特段設けていない。
➢ 指定申請の際に登録した講師数は20名程度、実際の講習会で稼動している講師はうち５，６名程度である。20名の講師にはある程度の優劣がある。	➢ 指定申請時には予備の講師も併せて申請しているが、実際に講義・演習を持つ先生と殆ど変わらない。	➢ 指定講習会の講師は14名。これらは申請時リストに掲載された人数で、実際の講義は１科目１名に講師人数を絞り込む。 ➢ 講義の講師依頼は14名の講師のローテーションで依頼。
➢ 講師の科目間兼任はある。	➢ 科目間兼任を依頼する場合もあるが、兼任は殆ど見られない。	➢ 科目間の兼任は一部ある。講師は14名のリストの中で講習会ごとにローテーション。

図表　福祉用具専門相談員指定講習会：事業者ヒアリング結果 15

２．福祉用具専門相談員指定講習会実施状況	事業者Ｋ（大阪）	事業者Ｌ（大阪）
● 指定講習会の講師		
講師の調達や講師を確保する方法	➢ 講習会の講師は講師からの紹介が多い。別講座の先生や会社で付き合いがある先生等の人脈による。現在は講師数が多くなったので事業者に選択権があるため、講師謝金も当社が決定。 ➢ 講師は現職で働いている方に依頼。 ➢ 大阪・京都近郊に住んでいる方に依頼する場合が多い。 ➢ 講師の入替えはある。評判が悪い講師や講義内容に不満が出るような講師は辞めてもらう場合がある。	➢ ヘルパー２級養成講座の講師との付き合いがあったため活用して依頼する場合が多い。 ➢ 当社が明るくない分野は講師を別途選んでもらっている。民間企業からも選んでいる。 ➢ 講師の人脈がある地域と人脈がない地域があり、人脈の有無は指定講習会を実施できるかどうかに影響。
講師を決定する上でのプロセス	➢ 講師決定のプロセスは設けていない。	➢ プロセスは特段設けていない。
指定申請時の講師と実際に講習を行う講師	➢ 講師の都合で開催できないことを考慮し、予備の講師は申請時に登録。	➢ 指定申請時の書類に記載されている講師とほぼ同じである。登録講師が講習期間中に、代役として別講義を受け持つ場合はある。
講師の科目間専任・兼任	➢ 科目の兼任は一部おり、兼任の講師は関連科目を教えている。	➢ 科目で固定しており兼任は殆どない。都合がつかない場合は講義の時間帯を入れ替えることで対応。 ➢ 講師に対しては科目兼任のハードルを設けるなど講師の歯止めがいるのではないか。

事業者M（秋田）	事業者N（秋田）	事業者O（岡山）
➢ 講習会の講師は秋田県内で確保。指定講習会の開催以前からヘルパー２級養成講座を開催していたため、指定講習会の講師はほとんどヘルパー２級講座の講師に依頼している。 ➢ 現業で働いているかたが殆どである。	➢ 以前から実施していたヘルパー講習の講師に依頼する場合が多い。紹介があった方を一度まとめてくれる方がおり、講師の質の担保となっている。講師を確保する苦労は殆どない。 ➢ 講師業を現業としている方の該当はない。殆どは秋田県在住の講師。 ➢ ヘルパー講習と専門相談員指定講習会を兼務して教える講師は５名程度。相談員指定講習会のみを担当する講師は４名程度。	➢ 元々ヘルパー講座を担当していた講師を引っ張ってきている。講師の確保は講師から講師のつながりや紹介が殆ど。 ➢ 講師のうち、ヘルパー講習と兼務している講師は８割程度。講師のレベルについて特に差があるわけではない。 ➢ 県内の講師に頼っているのが現状なので、講師の枠がある程度限られてきている。
	➢ プロセスは特段設けていない	➢ プロセスは特段設けていない。最終的には信頼している講師が残っている。
➢ 指定申請時に書類記載がある講師と実際の講義の講師はほぼ同じ。	➢ 指定申請時の講師と実際に講義を依頼する講師は殆ど同じ。申請していた講師の都合がつかなくなった場合に代理講師を依頼する場合がある。	➢ 指定申請時の講師は各科目で３名のストックを持つ。 ➢ 講師の資格要件は、講師要件表において一番上に該当する方に依頼するようにしている。
➢ 講師が兼務して講義を出来るような体制をひいてはいるが、実際に兼務して活動している講師は殆どいない。	➢ 科目間の兼任をしている講師は殆どいないが、一部の科目については専門が近い講師が講義を担当できるような体制を備えている。	➢ 講師は１科目１名が基本であるが、１、２名はカリキュラムや都合上で他の講義と兼務している。

図表　福祉用具専門相談員指定講習会：事業者ヒアリング結果 16

２.福祉用具専門相談員指定講習会実施状況	事業者Ｐ（香川）	事業者Ｑ（熊本）
● 指定講習会の講師		
講師の調達や講師を確保する方法	➢ 指定講習会の講師は人づてで依頼することが殆どである。 ➢ 講師から紹介された方でも一度面接を行った上で模擬授業を行い、講師を依頼するかどうかを決定。 ➢ 学校内で講義可能な人材がいる。内部講師に依頼することも多く、外部講師と内部講師との比率は半々である。 ➢ 講師は県内の先生のみ。県外から講師を依頼することは殆どない。 ➢ 講師への謝金は当校の基準。科目や時間ごとに単価が決まっているのではなく、講師ごとに大体の単価が決まっている。	➢ 講師の確保には、現在依頼している講師の人脈（外部人脈）を利用する場合が多い。講師から別の講師を推薦してもらった上で、紹介による確保が殆ど。 ➢ 講師の殆どはヘルパー講習の講師と兼任である。講師は熊本県内の現業で働いている方が多い。 ➢ 県内では社会福祉士や医師等の有資格者が少ないのが現状。特に専門性を問われる資格者の確保は難しいため、今後は協会等への問い合わせも検討。
講師を決定する上でのプロセス	➢ プロセスは特段設けていない。	➢ プロセスは特段設けていないが、紹介してもらった講師には履歴書を提出してもらい依頼するかどうかを決定。
指定申請時の講師と実際に講習を行う講師	➢ 指定申請上（書類上）の講師は多いが、実際に講習会の講師として依頼しているのはうち一部の講師。	➢ 登録している講師数は 12 名である。うち、実際の講義を行うのは４名程度。
講師の科目間専任・兼任	➢ 科目で兼務の方もいるが、専任の方もいる（医師）。 ➢ 依頼している講師の人数は７名だが、講師の都合がつかなかった場合に他の講義を持ってもらうことを想定して講師を登録している。	➢ 講師の中には一部専任もいるが、殆どは科目間兼任の講師。 ➢ 講師の中にはヘルパー講習を並行して受け持っている講師も多い。

図表　福祉用具専門相談員指定講習会：事業者ヒアリング結果 17

２．福祉用具専門相談員指定講習会実施状況	事業者Ａ（東京）	事業者Ｂ（愛知）
● 指定講習会で使用する施設、福祉用具		
指定講習会で使用する福祉用具・機器のレンタル、会場のレンタル	➢ 常設している福祉用具は、福祉用具メーカーとの半年ごとの自動更新契約。講習等に必要な機器は、適宜レンタルする。 ➢ 講習を実施する上では汎用性がある用具を利用したいが、メーカーからは「新しい用具を使って欲しい」要望がある。 ➢ 用具メーカー等を通じて、別途福祉用具レンタル業者を紹介してもらう場合もある。 ➢ 会場は財団が入っているビル内に研修室があるのでそれを格安で借りている。	➢ 学園が保有している福祉用具は別講座とも共用。 ➢ 特殊な福祉用具は業者からレンタルする場合が多い。取引をしている業者は５、６社であり、うちレンタル業者は１社。 ➢ 実習は福祉用具プラザで実施。利用可能日は抽選で決まる。年間３回までしか利用できないが、講座開講予定日に会場を確保できなかった場合は、取引があるメーカーに依頼して福祉用具を用意してもらう場合もある。 ➢ 福祉用具プラザの用具や機器は、１日単位で借りる形式。
指定講習会で使用する福祉用具・機器の買い替え	➢ 用具の買い替えは、講習の講師からの希望があったものを中心として買い換えている。メーカー等から借りているものは返却。	➢ 主に学生や講師からの要望によって買い換える。別講座とも共用して利用する福祉用具は適宜傷んだら交換する。 ➢ 講習のみで使用する福祉用具の場合は購入せず、福祉用具プラザを活用。

事業者Ｃ（愛知）	事業者Ｄ（金沢）	事業者Ｅ（神奈川）
➢ 講義の多くは振興会が入っているビルの会議室を利用するが、演習に関連した講義や演習は福祉用具プラザを利用。 ➢ 手持ちの福祉用具はない。講義・演習で使用する福祉用具はプラザを通じて手配することが多い。付き合いがある３社程度のメーカーから借りる場合もある。メーカーからの厚意による場合が多い。	➢ 福祉用具は手持ちで約1,200程度（平成 14 年度；874 点、平成 15 年度；1,049 点、平成 16 年度；1,046 点、平成 17 年；1,145 点）。県内で福祉用具がこれだけ揃っているのは福祉用具情報プラザのみ。 ➢ 福祉用具メーカーとのやり取りは年１回以上実施しており、用具や機器のメンテナンス等は定期的に実施。 ➢ 特例的に、福祉用具の無償貸借先の事業者が社内研修等で使用を希望する場合には会場の利用を許可。	➢ 指定講習会の会場は、講義・演習ともに当社が入っているビル内で実施。講義は会場費用がかからないが、 ➢ 実技はビル内の横浜市所有の実技研修室を利用し、会場レンタル費用（１日５万円）が別途必要。 ➢ 実技研修室は横浜市所有であり、利用は先着予約制。非常に人気が高く、多くの講習事業者の利用予約が集中する。 ➢ 福祉用具は当社の持ち物を利用。リフト等も備えたいが、コミュニケーション用具も不足しているのが現状。オムツ等は業者からのサンプルを利用。
➢ 福祉用具を保有していないので、福祉用具・機器の買い替えは行っていない。	➢ 一部を除き殆どの用具が揃っている。福購入はほとんどしないようにしており、使用する福祉用具は多くがメーカーからの無償貸与。	➢ 他の講習会等で使用する用具を中心的に購入する場合が多い。

図表　福祉用具専門相談員指定講習会：事業者ヒアリング結果 18

２．福祉用具専門相談員指定講習会実施状況	事業者Ｆ（神奈川）	事業者Ｇ（沖縄）
● 指定講習会で使用する施設、福祉用具		
指定講習会で使用する福祉用具･機器のレンタル、会場のレンタル	➢ 演習の一部は事務所ビルの会議室で行うが、演習等は県民センター内のかながわともしびセンターで実施。 ➢ 事務所ビルにはある程度の福祉用具とベッドが備えられており、自前で購入。主な福祉用具はベッドや車いす、杖、スライディングボード、食事全般に使用する用具、オムツ等。バス用品やその他設備の大きいものはかながわともしびセンターに備えられている。 ➢ かながわともしびセンターで福祉用具の無料貸し出し等を実施。比較的空いているため使いやすく、突然往訪しても福祉用具を触ることは可能。センター内には自助具の工房が備えられている。	➢ 学院手持ちの福祉用具は車いすや自助具が主。その他、ポータブルトイレ等も所有。出来るだけ他の講座と併せてレンタルするように心がけている。 ➢ 指定講習会の講義および演習の会場は沖縄リハビリテーションセンターや首里にある県の総合福祉センターを利用。利用料金は９時から 17 時で１万円。 ➢ リフト等の福祉用具も沖縄リハビリテーション福祉学院と県の介護実習・普及センターを併用。 ➢ 県の総合福祉センターを利用する場合、介護実習・普及センターで福祉用具をレンタルして持ち込むが、用具１台あたりにレンタルの単価が決まっており受講生が増えることによる負担が生まれる場合がある。
指定講習会で使用する福祉用具・機器の買い替え	➢ 必要なものは定期的に買い替えるが、多くは指定講習会以外の講座でも使用する福祉用具。特殊な福祉用具は備えているところで使用すればいい。購入は費用の関係上難しい。 ➢ ともしびセンターの福祉用具は自費購入ではなく事業者からの無償貸与や寄付等が多い。	➢ 指定講習会で実施する福祉用具は殆どが貸与・レンタルのため、福祉用具を購入する機会は殆どない。購入する場合は、他の講習会や講義、研修で利活用する福祉用具。

事業者Ｈ（北海道）	事業者Ｉ（北海道）	事業者Ｊ（大阪）
➢ 演習で使用する福祉用具は全て手持ち。リフト等の大掛かりな用具はないが、最低限の福祉用具は揃っている。 ➢ 会場は当社が入っているビル内の研修室、研修では人数によって会場を使い分け、演習は演習用の部屋を１部屋確保。福祉用具は演習室に常備。 ➢ 手持ちがない福祉用具や講義で必要との指示を（講師から）もらったものは適宜レンタルや購入で対応。福祉用具のレンタルは一定期間用具を借りる形式を取り、１日で１万円程度。 ➢ 一部の福祉用具は事業者が無償で貸与してくれる場合もあり、付き合いがある福祉用具業者は３社程度。	➢ １週間連続で実施するため、日程の目処がついたら会場の空き状況を確認し低価格等方針に合った会場を確保。 ➢ その他会場は札幌駅周辺の文教施設や大学の研究棟を利用。 ➢ 福祉用具は手持ちでは持っていない。会員に福祉用具貸与を行っている事業者がいるため、平成13年以降は毎年用具をレンタル。 ➢ 福祉用具は搬入・搬出を含めて有料だが、40 種類弱の福祉用具を借りることが可。リフト等の大型福祉用具は用意していない。 ➢ レンタル額は１週間で４万円程度。	➢ 奈良県で実施する際には会場が確保されているが、大阪で実施する場合には鉄道ビルの会場を利用。 ➢ 大阪の会場は演習室と講義室に分かれており、使用料はほとんどかからない。福祉用具は１ヶ月単位で業者から有料で借り、用意する福祉用具は 30 品目程度。 ➢ 福祉用具は系列の貸与事業者からレンタル。事業開始当初はレンタル料を安くしてもらっていたが、現在はしていない。
➢ 買い替えは状況による。他の講習や講師から購入の指示があったものを中心にして対応する。 ➢ 買い替えの頻度はそれほど高くない。	➢ 福祉用具を保有していないので、福祉用具・機器の買い替えは行っていない。	➢ 指定講習会のためだけに購入する福祉用具はない。殆どの場合はヘルパー講座と共用できる福祉用具を購入・買い替え。

図表　福祉用具専門相談員指定講習会：事業者ヒアリング結果 19

２．福祉用具専門相談員指定講習会実施状況	事業者Ｋ（大阪）	事業者Ｌ（大阪）
● 指定講習会で使用する施設、福祉用具		
指定講習会で使用する福祉用具・機器のレンタル、会場のレンタル	➢ 大阪の講義は読売新聞社の講義室を比較的安価で借りて実施。 ➢ 演習（最終日）は ATC: Asia and Pacific Trade Center の 11 階にある「エイジレスセンター」で実施。エイジレスセンターの福祉用具は市の持ち物であり無料で使用が可能。講義室もあり使用可能。 ➢ エイジレスセンターの利用で時間予約は行うが、会場が空いていれば使うことができるので、予約等は必要ない。年間の使用回数等は決められていない。 ➢ 京都の講義は自前の会場を利用しており、演習会場は市内の洛西ふれあいの里保養研修センターを利用。市が運営している研修センターなので実費がかかる程度。 ➢ 研修センター内には福祉用具が多く揃えられており、外部からレンタルする福祉用具は車いす程度。	➢ 演習・講義ともに福島区にあるコミュニティセンターを利用 ➢ キャパシティは 100 名程度であり利用回数の制限はない。１回（１講習会）あたりの利用料金は 30 万円程度。演習も同室で実施し、座学終了後に福祉用具を使えるスペースを作る。 ➢ 主な福祉用具はベッドや車いす、スライドボードやポータブルトイレ等、手持ちの福祉用具を講習会があるたびに会場まで運んでいる。一部講習会で必要な福祉用具や講師から依頼された福祉用具はその他、講師が業者に依頼して福祉用具を手配する場合もある。
指定講習会で使用する福祉用具・機器の買い替え	➢ 手持ちの福祉用具がないため、福祉用具の購入は殆ど行っていない。福祉用具の販売や貸与業者との付き合いも殆どないのが現状。 ➢ 指定講習会の講師から依頼があった際に福祉用具をレンタルする場合があり、業者に依頼する。	➢ 購入の頻度は高くはない。ヘルパー２級の講座と共用して利用することができるものの購入が多い。 ➢ 講習会のみで使用する福祉用具を買う機会は少ないが、制度の変更によって介護保険の対象となったもの等は購入。 ➢ 講習会には実際に使用されている（市販されている）福祉用具を使用するほうが望ましい。

事業者M（秋田）	事業者N（秋田）	事業者O（岡山）
➢ 使用する福祉用具や会場は自前で用意。主要な福祉用具は殆ど整備しているため、公的機関や外部機関を特段利用することはない。	➢ 演習・講義ともに市民センター（大仙市協和市民センター）を利用。研修室は1時間300円～1,000円で1時間単位での利用が可能。 ➢ 市民センターで演習を行う場合、福祉用具貸与事業所から用具を借りて演習を実施。用具のレンタル費用は5万円程度かかるが、殆ど全ての福祉用具が用意される。講習会講師のつてで福祉用具を借りる場合もある。 ➢ 秋田大学医学部の演習室を利用して演習を実施する場合もある。同演習室には殆ど全ての福祉用具がとり揃えられている。 ➢ 秋田県長寿社会振興財団（LL財団）等の施設では福祉用具の展示を行っており、展示品の説明を受けることが可能。	➢ 講義・演習とも指定講習会を実施する各センターの会議室で実施。 ➢ 福祉用具はNPO法人安心ネットに依頼し、無償でレンタル。リフト等の大型の福祉用具は持ち合わせていない。実技で使用している福祉用具はベッド一式、車いすからポータブルトイレ、歩行器、ストレッチマット等（約13種類）。 ➢ 各センターにリフトが備え付けられているため、演習の際には備え付けのリフトを利用する場合もある。
➢ 指定講習会の福祉用具はヘルパー講習で使用する福祉用具と併せて購入する場合が多い。単独で購入することは少ない。	➢ 手持ちの福祉用具は少ない。 ➢ ポータブルトイレやいす、基本看護の際に利用する用具であり、ヘルパー講習の際にも利用する。 ➢ 用具を買い換える場合には指定講習会以外でも利用可能な福祉用具になる場合が多く、入替え・買い替えの金は殆どかかっていない。	➢ 手持ちの福祉用具は平成5年にふれあいセンターを開場した時点で揃えたが、頻繁に購入等を行ってはいない。

図表　福祉用具専門相談員指定講習会：事業者ヒアリング結果 20

２．福祉用具専門相談員指定講習会実施状況	事業者Ｐ（香川）	事業者Ｑ（熊本）
● 指定講習会で使用する施設、福祉用具		
指定講習会で使用する福祉用具・機器のレンタル、会場のレンタル	➢ 専門学校全体で一通りの福祉用具は揃っている。介護関連から入浴関連までのラインナップがあり、リフトも保有。 ➢ 必要な用具については講習会担当に対してではなく学校自体の窓口に寄せられている。 ➢ 取引先のメーカーに用具の無償貸与を依頼することもある。 ➢ 会場は当校の講義室と介護実習室を使用するため、特に外部で借りているわけではない。 ➢ 県内では社会福祉総合センターに福祉用具の展示スペースが設けられているが、演習の際に利用したことはない。	➢ 講習会（講義・演習）を開催する場所は八代市の公共施設。公共施設の会議室は 1 時間で 300 円程度。 ➢ 住宅展示場や新八代駅で実習をしたこともあった。 ➢ 講習で使用する福祉用具は、手持ちの用具（型遅れ）を使用している。手持ちの用具以外では当社グループ会社の貸与事業所から借りることもある。 ➢ 実際に使用する福祉用具はベッド、風呂、車いす、ポータブルトイレ、食器等であり、ヘルパー講座で使用する用具に合わせている。リフトは使用していない。 ➢ 八代市内で福祉用具が揃っている場所は特になく、そのような施設を講習会で利用したことはない。
指定講習会で使用する福祉用具・機器の買い替え	➢ 福祉用具専門相談員の講習に対してのみの福祉用具を購入することはなく、他の講義と勘案して購入を決めている。	➢ 福祉用具の入替えや買い替えは殆ど実施していないが以前は行っていた。福祉世具は普段は倉庫にしまっており、講習会のたびに現地（市の公共施設）に運んで使用している。

図表　福祉用具専門相談員指定講習会：事業者ヒアリング結果 21

３．その他、福祉用具専門相談員指定講習会に関すること	事業者Ａ（東京）	事業者Ｂ（愛知）
● 福祉用具専門相談員の質の向上に関する方策		
福祉用具専門相談員および指定講習会の位置づけ	➢ 指定講習会はあくまでスタート地点。その後にどのようにして継続して知識を持たせていくかが鍵。 ➢ 福祉用具メーカーやケアマネージャーにとっての最終的な相談先は福祉用具専門相談員である。専門相談員の資質向上の意義は大きい。 ➢ 個々の専門相談員の資質向上が出来ることが望ましい。業者（メーカー）間の協力や市町村間での協力が必要。	➢ 『福祉用具専門相談員』なのに８時間しか福祉用具（演習）を扱わないのは不自然。福祉用具に焦点を置いてもいいのではないか。 ➢ 福祉用具専門相談員の資格を取得した次が見えない。どのように活かしていけばうまく知識を活用できるのかの方向性が分かりにくく、資格としてアピールしづらいのが現実。「福祉用具専門相談員」の資格は資格として中途半端である。
福祉用具専門相談員の資質向上や均質性の確保のための方策	➢ 確認テスト等は積極的に取り入れたほうがいい。均質性の確保のためには分かりやすいハードルが必要。 ➢ 資格の更新性は現時点で更新性に移行するには不十分。個々の人に対して「資格」としての意識を持ってもらうことが大切。 ➢ ステップアップ研修等は十分な対応は出来ていない。ステップアップを体系的に実施するための仕組みづくりが必要。	➢ 均一性を求めるのであればテストは必要であるが、その際には 40 時間で何を教えればいいのかが疑問。 ➢ テストを実施する（テストに受かることを目標とする）よりも、「福祉用具」に対して色々な知識を身につけて欲しい。浅く広い知識ではなく、深い知識が必要。 ➢ 受講者のスタート地点がさまざまである。資格取得後も受講生がより一層知識を深めるということがない。

事業者Ｃ（愛知）	事業者Ｄ（金沢）	事業者Ｅ（神奈川）
➢ 福祉用具専門相談員の位置づけが不明。具体的に何をする資格なのか、なぜ資格が必要なのかが十分に理解されていないのではないか。	➢ 講習を経て資格を持っていることで出来る仕事がないと意味がない。福祉用具専門相談員の資格だけでは絶対的に不十分。 ➢ 「この資格がないと出来ない」といったことがなければ資格としての必要性を見出すことが出来ない。福祉用具を扱う資格として特化した内容を持つべき。	➢ 資格自体にみなし認定があるのが問題。専門相談員としての業務を明確に示すことができなくなるためみなし認定は認めないほうがいいのではないか。 ➢ 福祉用具専門相談員の受講生が減っている現状では、質の向上も必要だがまずは需要の掘り起こしが必要。
➢ 一定の資質や均質性を維持するのであれば、法律（制度）面から対処してもらう必要がある。法（制度）改正により仕事をするには「指定講習会を受けざるを得ない」「現行の資格制度を変えざるを得ない」状況を作り出す必要。 ➢ 広報を積極的に実施することで、講習会に関心を持つ資格者を集めるための工夫が必要。	➢ 更新性を導入することでスキルアップ講習の実施が可能。 ➢ 効果測定としてテストの導入が検討されるが、均質性は得られるかもしれないが各研修機関で試験問題を作成するのでは質の良し悪しが測りにくい。 ➢ スキルアップ講習の実施を義務付ける場合、科目やテーマで受講生を区別する必要がある。 ➢ 科目の時間割り振りや 40 時間の制限等は見直す必要がある。テキストの分量と講習会の時間割（時間数）が一致しておらず、テキストで重点が置かれている科目に講義で重点が置かれていない。 ➢ e ラーニングは、現時点でシステムを導入しているわけではないため不明。	➢ 指定講習会の時間は 40 時間程度が適当。演習の時間的割り振りは再検討する余地がある。最低限扱うべき福祉用具を定めたほうがよいのではないか。 ➢ 「相談員」という名称ながら相談業務の講習がないのが疑問。 ➢ 専門相談員のフォローアップ研修も必要。また、確認テストも必要になる。 ➢ 福祉用具専門相談員の資格のみで仕事をしている人には必要かもしれないが、専門相談員の資格をスキルアップとして位置づけている人（ホームヘルパーやケアマネージャー等）にとって更新性は必要ないのではないか。

図表　福祉用具専門相談員指定講習会：事業者ヒアリング結果 22

３．その他、福祉用具専門相談員指定講習会に関すること	事業者Ｆ（神奈川）	事業者Ｇ（沖縄）
● 福祉用具専門相談員の質の向上に関する方策		
福祉用具専門相談員および指定講習会の位置づけ	➢ 専門相談員しかできないことを押し出す必要がある。福祉用具専門相談員は介護されている人の立場を理解するように努めることが望ましい。 ➢ 「相談業務」に焦点を当ててもいいのではないか。	➢ 専門相談員は専従の資格として運営しにくい。福祉用具専門相談員の受講生が集まらないことがネックであるが、教育訓練給付金の対象として指定講習会が位置づけられないか。受講生が増えれば用具の購入や講習会のサポートに割く範囲が増える。 ➢ 資格として“見なし資格”を多く設けているが、見なしでは相談業務等専門相談員としての活動が難しい。位置づけは改めて考慮すべき。
福祉用具専門相談員の資質向上や均質性の確保のための方策	➢ 追加講習は、受講生のニーズがあれば実施してもいい。福祉用具に関する知識を持っている有資格者は限定される。 ➢ 講習会全体の時間は決して短くはないが、福祉用具の演習は明らかに不足している。40 時間の配分を再検討する必要があるのではないか。 ➢ 指定講習会を実施する上での科目の立て方も再考の余地がある。 ➢ 本来、「講師が受講生全員に体験させ」「実際に利用させて勉強させる」プロセスがなくては福祉用具を活用するまでには至らない。 ➢ 便利な福祉用具にも使用上のリスクがあることも認識して欲しい。福祉用具ばかりに頼らないようにすることも、専門相談員の役割。	➢ 演習に費やす時間数が足りない。あと少なくとも２時間くらいは多くしたい。一方、福祉用具専門相談員の専門知識として「医学の基礎知識」の講義時間数は現在の半分にして、福祉用具に特化した講習会を実施することが望まれる。 ➢ 指定講習会全体の時間より、各科目間の時間配分は改めて考えるべき。

事業者Ｈ（北海道）	事業者Ｉ（北海道）	事業者Ｊ（大阪）
➢ 指定業務が都道府県に下りたが、現時点でやり取りに特段の不便は感じていない。指定業務が変更になった以降道庁とは頻繁に連絡を取っているので、業務が移管されたことによる質の低下は現時点で考えにくい。 ➢ 質や均質性の問題もあるが、集客面での課題も大きい。	➢ 福祉用具専門相談員は既存の資格からステップアップするための資格としての位置づけが強いのではないか。 ➢ 見なし認定を認めている理由が不明である。現在、ヘルパー資格取得からケアマネージャーの資格取得が１つの流れになっているが、用具関連の資格取得からケアマネージャーの資格取得も同様に重宝されている。	➢ 指定講習会はあくまでも介護等の基礎知識としての位置づけ。受講生の間口は広く構えて『介護関連の入り口』として位置づけられる。 ➢ 受講した指定講習会事業者が実施する補講しか受講を認められていないが、受講生にとって時間がかかり事業者にとっても面倒な部分であるため、他の講習会受講による認定も認めてほしい。 ➢ 講習会はみなし認定があることによって実施が難しくなっている。
➢ 専門相談員のレベルを上げるのであれば試験導入の可能性はあるが、現状でそこまで出来るかが不明である。今の内容で 40 時間の講習自体は妥当である。 ➢ 実習については、テキストを見てある程度カバーできる部分ではある。ただ、実習内容をより細かくすることは出来る。	➢ レベルアップのための講習会を開くとしても、数時間で終了するものではなく一泊二日で開催するような規模での実習が必要である。また、将来的にはテストの実施も可能であろう。 ➢ 今後は更新性の方針を検討する必要がある。	➢ 資質を向上させるのであればステップアップが必須。演習は福祉用具に特化してもいいのではないか。 ➢ 専門相談員を「基礎の基礎」として位置づけるのであれば資格試験は必要ないが、資格を取ったことですぐに現場に出るのは難しいため、「上級レベルの資格保有」が技量の証となる制度があったほうがよい。「技量の証」がサービスの差別化につながる。 ➢ 現状の受講生が少ない状況で資格制度の更新性を導入する意味はない。

図表　福祉用具専門相談員指定講習会：事業者ヒアリング結果 23

３．その他、福祉用具専門相談員指定講習会に関すること	事業者Ｋ（大阪）	事業者Ｌ（大阪）
● 福祉用具専門相談員の質の向上に関する方策		
福祉用具専門相談員および指定講習会の位置づけ	➢ 専門相談員の資格がヘルパー２級の見なし資格となっていることによる影響力が大きいのではないか。福祉用具専門相談員の位置づけを改めて検討するべき。資格の方向性が見えない状況では講習会を開催しにくく、特に資格取得後の方向性が分からない。	➢ 資格内容が揺らいでいる印象がある。資格に対して何を求めているかを改めて整理する必要がある。介護保険制度の貸与・販売のためだけに資格が使用されている。 ➢ 受講者は入門レベルから経験者、上級者等のレベルの差がある。初級コース・中級コース・上級コースといったコース分けが必要なのではないか。 ➢ 福祉用具専門相談員が最終的に何を目指しているのかが不明。資格自体が国家資格になることは考えにくいので、資格を下地にしてステップアップできるものが出来ればいいのではないか。
福祉用具専門相談員の資質向上や均質性の確保のための方策	➢ 指定講習会は 40 時間では短い。50、60 時間は必要ではないか。 ➢ 厚生労働省が開始した資格の指定業務が都道府県に落ちてきているが、専門相談員以外の資格では資格要件等に都道府県間でずれがある。福祉用具専門相談員は他の資格と比較して内容のブレが少ないと思う。	➢ 現状福祉用具専門相談員が用具の選定をしているわけではない。現時点の専門相談員射は専門職としての能力が欠けている。専門家として活動するために必要な知識や能力が必要である。 ➢ 用具を使用する人に合わせた選定や提供につなげるためには 40 時間程度の時間配分では不十分。使う人に合った用具の選定等を実施できる能力の確保が必要。 ➢ 都道府県に指定業務が落ちたことによって、講師の判断基準等に差がつく可能性がある。

事業者M（秋田）	事業者N（秋田）	事業者O（熊本）
➢ 専門職としての立ち位置が不明。福祉用具専門相談員と福祉用具プランナーとの違いが不明確。専門相談員とプランナーは殆ど資格内容が変わらないにも関わらず、同じような資格で資格のランク付けがある理由が不明。	➢ 多くの資格が福祉用具専門相談員の見なし資格として認められているが、特にヘルパー２級が見なし資格として扱われている現状に課題。 ➢ 介護場面において専門相談員とヘルパーが担当する役割は異なり、福祉用具専門相談員には用具の点検から組み立て方までの専門的な知識を活用した役割が求められている。指定講習会では専門的な知識を身につけるべき。	➢ 指定講習会開催当初に比べると、福祉用具専門相談員の認知度はだいぶ上がったのではないか。受講生は、福祉用具の販売やレンタル事業を行うために取りに来る場合も多いが、他業種で受講しに来る場合も増えている。
➢ 40 時間のうち理論に割く時間が多い。実際の活動では理論を活用する機会より実際に福祉用具に触れて活用する機会のほうが多いため、40時間の割り振りは再検討してもいいのではないか。 ➢ 講習を効率的に実施するために１日８時間×５日間のカリキュラムで実施しているが、５日間連続で８時間もの間拘束されるのは非現実的。事業者や受講生の希望によって１日で講習に割り振る時間は組み替えができてもいいのではないか。	➢ 専門相談員の質を向上させるためには「用具の利用」に関する知識だけではなく「用具の点検から組み立てまでの理解」が必要。指定講習会の受講者の中には福祉に関する知識を持っている方といない方がいるため、講義・演習内容のレベルバランスが取れれば望ましい。 ➢ （特に講義は）経験者にとって「新しい知識を身につける」よりは「一度勉強したことがある分野を改めて確認する」機会のほうが多いため、いかにして知識をつける機会を設けるかが課題。	➢ 特になし

図表　福祉用具専門相談員指定講習会：事業者ヒアリング結果 24

３．その他、福祉用具専門相談員指定講習会に関すること	事業者Ｐ（香川）	事業者Ｑ（熊本）
● 福祉用具専門相談員の質の向上に関する方策		
福祉用具専門相談員および指定講習会の位置づけ	➢ 資格としてのスタンスは現状のままで構わないが、ヘルパー２級の資格者が専門相談員として認められるのは問題があるのではないか。 ➢ 「資格」として位置づけるよりもスキルアップの手段として講習会の受講を押し出したほうがいい。	➢ 資格としての方向性が不明で、結局は福祉用具貸与事業所の社員が営業するために保有する資格になっているのではないか。 ➢ 有資格者に対して求めているものも不明である。事業者の立場としては、専門相談員が『国家資格』化がありがたい一方、現状から国家資格となるのはカリキュラムや時間数、実施内容等から考えてかなり難しいだろう。
福祉用具専門相談員の資質向上や均質性の確保のための方策	➢ テストを義務付けてもいいのではないか。何年も前に資格を取った人の扱いなどが課題である。専門相談員のフォローアップ研修や講習があればいい。このような講習は、受講料が入ってくる（収益が上がる）のであれば対応も可能だろう。 ➢ 一方で、試験を誰が作るかが課題である。講習会事業者で作成しても構わないが、講習会ごとにレベル差が出てくると思われるので、試験を作成する上でのガイドラインがあればありがたい。	➢ カリキュラムの時間の割き方は再度検討する余地がある。医学の基礎知識等は時間内で講義できる内容がかなり限られてきているので、その分実習時間を増やしたほうがよいのではないか。

（2）都道府県

図表　福祉用具専門相談員指定講習会：都道府県ヒアリング結果１

指定講習会の指定事務について	Ａ県	Ｂ県	Ｃ県
１．福祉用具専門相談員指定講習会の指定事務について			
指定事務移管後の指定状況	➢ 平成 18 年３月以前に九州厚生局による引継ぎ。平成 18 年４月以降（都道府県移管後）の新規指定分は０件。	➢ 平成 18 年３月以前に東北厚生局指定によるにみなし指定が２件、平成 18 年４月以降（都道府県移管後）の新規指定分は０件。	➢ 平成 18 年３月以前に指定のみなし指定による指定が２件。平成 18 年４月以降の新規指定分は０件。
指定事務の担当者		➢ 福祉用具担当の前任者の人事異動により決定。	➢ ヘルパー講習会の指定業務を実施していたため関連事業として引継ぎ。
指定事務にかかる今後の方針と課題（メリット等含む）	➢ 現状では島嶼部での対応が困難。	➢ 県民からの照会に直接回答することが可能な一方で、要綱の策定や様式の検討等の事務負担増加。 ➢ 数事業者の新規参加を期待。	➢ 県内の情報を一元的に把握できるが、事務量の増大が課題。 ➢ 今後大幅に方針を変更することはなく、要綱を変えることも非現実的。
２．指定事務の負担感			
指定事務が移管されたことによる“都道府県”としての裁量権の有無	➢ 裁量権を発揮するような事態になっていない。 ➢ 都道府県で決めたことが国の方針と異なる場合が想定される。	➢ これまで裁量権を発揮する事態になっていない。どのように裁量権を発揮すべきか不明。 ➢ 指定要綱の緩和/厳格化の必要性も感じない。	➢ 国の方針に従っており現時点で裁量権は発揮していない。裁量権の発揮には躊躇する場面も多い。 ➢ 資格制度なので、国で一本化した方針を決定するほうがいい。
本省からの引継ぎ事項における不明点	➢ 事業者が多数の県で指定を受けている場合、指定を受けている都道府県の書類が全て引継書類として送られてきた。	➢ 県に事業所がない法人が他県での指定で講習を開いた際の取り扱い。	➢ 引継ぎに際して、厚生局とのやり取りが不十分。 ➢ 都道府県間での情報交換は行いにくい。
その他、指定事務を実施する上での困難な点	➢ ほとんどの指定事務は厚生労働省のガイドラインに沿って実施。	➢ 特になし。	➢ 庁内でも部署が異なると連携が難しいため、具体的な指定業務の方法が見えてこないのが現状。

D県	E県	F県
➢ 平成18年４月の引継ぎ以降、新規事業者指定が２件、更新が１件。 ➢ 移管当初は事業者からの問い合わせがあった。	➢ 平成18年３月以前に厚生局のみなし指定を引き継いでいる。平成18年４月以降の新規指定分は０件。 ➢ 特に事業者からの問い合わせはない。	➢ 現在は県内で３事業者が講習会を実施している平成18年４月以降、特に県内事業者からの問い合わせはない。
➢ 以前から当課でヘルパー研修の指定を行っていた、「講習会」の区切りで業務を引き継いだ。	➢ 平成18年４月以前から福祉用具に関する業務を担当していた。	➢ 以前からヘルパー講習等の担当だった。
➢ メリットは特にない。 ➢ 引継ぎに伴い業務量が増加したことがデメリットである。 ➢ 全国的に研修のばらつきが生じるのはメリットでもあるがデメリットでもある。	➢ 引き継いだことによるメリットはない。県指定事業者の他県での実施状況を把握してもそれほど意味はなく、他県での実施状況に不明点が多いのが実際。	➢ 県が担当窓口になったことで事業者とのやり取りが増えたことはメリット。 ➢ 他県の事業者が実施を希望している場合、その事業者を拒むことはできない。
➢ 指定要綱について変更等の議論は行っていない。 ➢ 独自性を出すのはかなり難しい。県としての裁量を発揮するのであれば研修内容に関する部分ではないかと思う。	➢ 県の指定要綱は国のものと殆ど同じ。 ➢ オリジナリティを出すとすれば、事業者－県との間の報告義務や頻度等の事務的な部分。 ➢ 実施する会場（の県）ごとに指定を与えるほうが現実的。	➢ 現在の要綱は厚生労働省から提示されたものを使用。 ➢ 事業者に対してどこまでの対応を県で実施し、どこからは国で対応するのかが不明。 ➢ 事務的な部分については裁量権の発揮が可能。
➢ 引継ぎでの不明点は特になかった。	➢ 引継ぎの詳細な中身を十分に把握していないのが正直なところであるが、どこまで事業者に対して関与していくべきかが不明である。	➢ 他県の事業者が実施する際にどのような情報交換をすればいいのかが不明（何を引き継げばいいのかがあいまい）である。
➢ 県が指定した事業者が他県で講習会を実施する場合の対応や連絡等が不備。	➢ 困難な点はない。講師の資格要件の変更に関しては、要望があれば検討する予定である。	➢ 他県の事業者に不正があった場合にはどこまで講習会を実施する県が関与できるのかが分からない。

図表　福祉用具専門相談員指定講習会：都道府県ヒアリング結果２

福祉用具専門相談員指定講習会に対する意見	Ａ県	Ｂ県	Ｃ県
１．福祉用具専門相談員の位置づけ、必要性の認識	➢ 福祉用具専門相談員の資格としての位置づけは低いのではないか。 ➢ 用具知識がないのに取扱っている印象。	➢ 適正な判断の下、指定福祉用具貸与・指定特定福祉用具販売が行われるために必要な人材。	➢ 福祉に関する資格を持っていない人にとって必要な資格。 ➢ フォローアップ研修がないが、取得者のバックグラウンドによって資質やレベルにばらつきが生じるのではないか。
２．指定講習会の質を高める上での課題・問題点等		➢ ２事業者とも概ね３ヶ月に１回の割合で開催しているため妥当。 ➢ 問い合わせは２週間に１回程度。一時期問い合わせが集中した時期があったが、販売・貸与業者に義務付けられた事業所の動きと関連。	➢ 実習方法等の工夫については県としての指導方法が確立していない。 ➢ 今後は県としてどの程度まで関与すべきかを改めて検討する必要あり。
３．国・都道府県として取り組むべき課題		➢ 本事業については県においては概ね順調に推移しているものと認識。	➢ 都道府県間の情報交換が必要。事業者からの質問があった際にどの部署がどのように対処すべきか未決定の状況。 ➢ 本省が「指定講習会業務に関するＱ＆Ａ集」等を作成するのも一案。 ➢ 県のHP上では指定講習会の情報提供を行っていない。県内の資格者の把握は今後の検討課題。

D県	E県	F県
➢ 福祉用具専門相談員は必要な資格ではあるが、「働くための資格」ではないとの認識。 ➢ 当課では専門相談員の数は把握していない（把握しているのは別の課）ため、今までの修了者がどの程度いるかの実態が不明。	➢ 必要な資格ではあるが、汎用性が低い資格との認識。 ➢ 福祉用具の販売・貸与を実施するための登竜門としての位置づけにしかなっていない。 ➢ 福祉用具の販売・貸与の事業者の資質が講習の受講によって磨かれているかどうかが不明。	➢ 専門相談員の資格をどれだけ重視するかによって位置づけが異なる。最終的に全国で資格の統一性がないと困る。 ➢ 専門相談員は資格としての位置づけが低いのではないか。専門相談員の業務がしたければむしろみなし資格を取ったほうが効率的である。
➢ 県では10程度の指定講習会事業者がいるが、指定講習会の数自体はこの程度が妥当だろう。県内で実施場所のバランスが取れていればよい。	➢ 講習の受講により、事業者（従事者等）の資質が向上するような仕組みが必要。 ➢ 専門相談員は今後ヘルパー資格のサブ的な位置づけにすることができるのではないか。専門相談員の資質を実質的に担保できる形で他の資格養成の中に指定講習会を残すようなことも可能だろう。	➢ 現在みなし資格として扱われている資格（ヘルパー２級等）の養成過程で、40時間の指定講習会を組み込んでいくことができればいいのではないか。
➢ 県として改めて資格の周知が必要である。県のHPや広報等での宣伝はしておらず、事業者の努力に任せているのが現状である。 ➢ 事業者から県内の用具や施設に対する問い合わせがあった場合は、当課ではなく別の課が担当している。担当課は各都道府県によって異なるが、課同士の情報交換や現状把握も再度必要になってくるだろう。	➢ 特になし	➢ 他県とのやり取りは重視されていない。他県と連絡を取りたくてもどのようにして取ればいいのかが不明なので、対応方法等は課題である。 ➢ 全国的な統一感がないと資格としては問題であるため、きちんとした資格と位置づけるのであれば改めて国が取り仕切るほうが望ましいのではないか。

第４章　福祉用具専門相談員指定講習会の現状・課題

第４章　福祉用具専門相談員指定講習会の現状・課題

これまでの調査結果を受けて、福祉用具専門相談員指定講習会の現状・課題を以下にまとめる。

1. 福祉用具専門相談員指定講習会の実施に関する現状・課題

(1) 指定講習会の実施

指定講習会の実施について現状をみると、大半の指定講習会において定員を下回る受講生しか集まらず、年々受講生が減少している傾向にある。

受講生が減少していることの是非は別として、指定講習会の実施（日時や場所）に関しての認知度が高くないこと、そのため地域によっては受講生が少なく指定講習会が実施されないため受講機会が失われていること等が課題となっている。

【アンケート調査結果から】

- 受講生が集まらない（受講生が集まらないことで年１回程度講習会が中止されている）

【ヒアリング調査結果から】

- 定員を大幅に下回る受講生しか集まらず、受講生は減少していると認識。
- ここ数年受講生が集まらず厳しい状況が続いている。その他講習会の黒字で赤字を埋めている状況。

【委員会意見などから】

- 一番簡単なのは、どこか１カ所にアクセスすれば見えるような仕組みがあればいい
- どんな講習会があるかが一元的に見える仕組みが最低限必要である

（2） 指定講習会の講義・演習

指定講習会の講義・演習を実施する体制／方針については、指定講習会を実施する事業所ごとにばらつきがある。特に講義・演習の人数に差がある。講義については座学中心であり、その体制／方針の違いによる影響はあまり生じないが、演習に関しては、実習の人数、体制、方法等の違いでその理解度に影響を及ぼしかねないという課題も指摘される。

【アンケート調査結果から】

- 講義は 31 人以上、演習は 10 人以下としている事業所が多いが、ばらつきがある
- 講義/演習内容や進め方は事前に打ち合わせるが、講師の権限・発言力も大きい

【ヒアリング調査結果から】

- 演習を実施する際は 100 名を 5 グループ程度に分けて実施（東京都）
- 演習は 50 人未満で実施。代表者が前に出て福祉用具を触る形式（北海道）
- 講師に対する講義マニュアルを作成（大阪府）
- 受講者のレベルに合わせて適宜内容を調整しながら実施（北海道）

【委員会意見などから】

- 実習の進め方はできるだけ統一して画一的に実施してもらいたい
- 最低限のポイントや学習目標をガイドライン的に立てることが 1 つの手である

指定講習会の講義・演習内容、テスト等の実施について、（社）シルバーサービス振興会のテキストを使う事業所が大多数を占める一方で、講義ごとのレジュメを講師が作成、その内容は講師の裁量となっている場合が多く、第三者的なチェック機能はあまり働いていない現状にある。また、テスト等については実施していない事業所が大多数となっているなかで、独自に確認テストやレポート提出を行っているところもある。

【アンケート調査結果から】

- 資料等については事前に確認するが、講師の権限も大きい
- テストや確認試験等の必要性を感じている事業所が大多数

【ヒアリング調査結果から】

- 講義用テキスト（レジュメ）は講師が作るが、内容をアドバイザーが確認（東京都）
- 受講生の属性を講師に伝えたうえで講師に教材作成を依頼。講座の開催ごとに部分的に変更（北海道）
- 演習・講義後に効果測定を実施。講義・演習の確認テストとしての位置づけ（石川県）
- 科目ごとに受講生に 1 枚程度のレポートの提出を求める（秋田県）

【委員会意見から】

- 講師の特性を生かした形の講習はまた別にして、基本的な流れはある程度統一していった方がいい
- 試験を 40 時間/50 時間の終わりにやるような形の指定要件もありうる

（3） 指定講習会の講師

指定講習会の講師・講師確保については、講師の質・レベルには差があり、質・レベルの高い講師は一部に偏り、業績が短く、人脈をもたない場合には充分な人材を確保しにくいという現状にある。また、他との比較ができないので、講師の質・レベルの相対評価がしづらい。

一方で、現座経験等が豊富で高い知見をもっていても、教え方の是非（分かりやすさ）というもう一つの基準がある。

【アンケート調査結果から】

- レベルの高い講師の確保が難しい
- 講師の質・レベルには差がある
- 講師の養成に関連する取組みはあまり行われていない

【ヒアリング調査結果等から】

- 講師へのコンタクトは過去からの付き合いが多い（全体傾向）
- 講師の資格要件にはかなりのばらつきが見られる（全体傾向）
- 講師の基準として判断しにくい部分も多い（岡山県、沖縄県）

【委員会意見などから】

- 保有資格だけで講師が行う講習の内容の質が高いことになるかというところは疑問
- 講師の判断基準として判断しづらいものが出てきている
- 業績を審査する際の基準が不明。審査過程の厳格化（試験の導入）等もありえる

（4） 指定講習会の施設・福祉用具

指定講習会で使用する施設・福祉用具については、車いすや特殊寝台等の基本的なものを除きその品揃えにばらつきが生じているという現状にある。また、介護実習・普及センターなどの公的施設を使えるか使えないかで使用できる福祉用具に大きな差が生じている。

【アンケート調査結果から】

- 新しい福祉用具の調達に問題がある
- 演習における福祉用具の使用については車いすや特殊寝台等の基本的なものを除きその品揃えに差が生じている

【ヒアリング調査結果から】

- 一部の指定講習会実施事業者には、都道府県内で福祉用具がどこにあるか等の情報を十分に得ていない事業者も見受けられた（一部事業者へのヒアリング結果）
- 介護実習・普及センターなどの公的施設を使えるか使えないかで使用できる福祉用具に大きな差が生じる（愛知県）

【委員会意見などから】

- 福祉用具の実習での利用は、実習で大体こういうことをやりなさいということが決まれば、自動的に決まる

2. その他方向性の検討

① 福祉用具専門相談員の見なし要件

【アンケート調査結果から】

- 特になし

【ヒアリング調査結果から】

- 福祉用具専門相談員としての業務を示すことができなくなるためみなし認定は認めないほうがいいのではないか（神奈川県）
- ヘルパー２級の見なし資格となっていることによる影響力が大きい（大阪府）

【委員会意見から】

- 専門性の高い人たちが福祉用具に関する事業をやるべき

② その他、福祉用具専門相談員の状況把握等

【ヒアリング調査結果から】

- どれくらいの福祉用具専門相談員がどのくらい県内にいるのかが不明（岡山県）
- 事業者や利用者からの問い合わせがあった際の対応が困難（岡山県）

第５章　福祉用具専門相談員指定講習会の課題解決の方向性

第５章　福祉用具専門相談員指定講習会の課題解決の方向性

1.　福祉用具専門相談員指定講習会の実施に関する課題解決の方向性

専門相談員指定講習会は全国で実施されているが、実施主体の実施体制等に差があるため相談員の質の確保や向上にばらつきが生じることが懸念されている。本来は実施主体が個々に質の向上や均質性の確保に取り組むべきではあるが、外部から一定の支援を行うことで均質性の確保等に更に資することが可能である。

アンケート調査とヒアリング調査から把握された現状および課題、検討委員会等での議論を踏まえて、「福祉用具専門相談員の資質向上と均質性の確保」における方策の方向性が示されたため、以下にその結果を示す。

なお、「短・中期的方向性」では主として現行制度の枠内で検討されうる課題解決の方向性をまとめ、「中・長期的方向性」においては主に現行制度の変更等も視野に入れた上で長いスパンで見た際の課題解決の方向性をまとめた。

(1) 指定講習会の実施

指定講習会を実施する上での事業者の方向性は以下の通り整理される。

《短・中期的対策》

- **告知方法の工夫：各都道府県HP上での告知、ワンストップ窓口での告知**

情報提供は指定講習会受講のきっかけ作りに非常に重要な役割を持つが、情報提供は事業者や都道府県ごとに異なる状況があるので、講習会の実施期間や事業者連絡先が一括して見えるような仕組みがあると受講する側にとっての助けになる。

定期的に情報を更新・提供する主体をどこに置くのかが課題となるが、例えばシルバーサービス振興会が提供している「知るNAVI」等はいろいろなセミナーの案内を出しており、そこに福祉用具の専門相談員の養成研修のコーナーを作り、研修機関に対して定期的な情報提供を依頼すれば、民間のレベルで情報発信は可能である。

《中・長期的対策》

- **受講機会の均一化：e－ラーニング制度の導入**

福祉用具専門相談員の講習会の利便性を上げるという視点では、座学の部分に対してe－ラーニングの導入が検討される。導入によって座学の部分をシステム化するのが１つと、それによって座学の部分を圧縮して実習時間を増やすことで講習会の質を向上することも想定される。

一方、e－ラーニングはコンテンツを作るのに費用がかかるために、ニーズと実際に経費との見合いが取れているかどうかは要検討事項である。また、指定講習会を実施していない地域のために導入するということでなく、指定講習会全体の構造として中長期的な視点から取り組むことが必要である。

指定講習会の講義・演習

指定講習会の講義・演習の課題解決の方向性は、以下の通り整理される。

《短・中期的対策》

◆　講習会シラバスの策定・公開

指定講習機関のレベルでシラバス（最低限必要な情報のレベル）を公表・提示し、最低限を担保することが想定される。講習課程等について研修の内容は定められているが、それらを具体化した運営規定の中での項目、例えばシラバスのようなものは見当たらない。シラバス的なものでも内容をさらに細かく記載することで、ある程度統一的なものを示すことが可能である。

シラバスの公開によって、公表している事実と実際の行いという事実の対比が出来るため、情報公開の１つとして重要なチェックとして機能する。

◆　研修効果の確認による講習会の質の担保：テストの導入

アンケート等の結果からは、テストや確認試験等を実施した方がいいというのが大多数の意見であった。一方、全国統一的に価値を向上させるような仕組みが取られることが望ましいが、中・長期的に全国というのはあり得るにしても、短期、中期的に全国的な統一を取るのは難しいのが現状である。

短・中期的には、指定講習会事業者が独自に実施できるレベルでの採点式レポートの提出等や○×テスト等での研修効果確認の実施が期待される。

《中・長期的対策》

◆　ガイドライン（指導要領）の作成によるあり方の例示

学習目標的なガイドラインを策定し、講義/演習の実行段階でのミニマムを確保する。現時点でのガイドラインでは十分ではないため、中長期的には実行段階でのミニマムを決めることが想定される。

◆　研修効果や資格としての価値向上を図る仕組みの導入：全国的な統一テスト等

全国的な統一試験を実施する場合、特に頻度や開催時期等についてシステム全体として問題が生じることが予想される。指定講習を受けて資格が取れるのであれば、指定講習にある程度の統一性が必要である。

ただし、統一性の維持することは「中長期的には必要」であり「検討する必要がある」一方で、統一性を確保する方法を十分に検討しないと実行不可能になりかねないとも想定される。

（2）指定講習会の講師

指定講習会の講師に関する課題解決の方向性は、以下の通り整理される。

《短・中期的対策》

◆　講師要件の明確化

「保有資格」よりも「実務経験」を重視した講師の資格要件の明示は難しい。「資格者」として以外に「福祉用具専門相談員としての経験等」による判断基準が想定されるが、実際の人材確保の点から考えると、「福祉用具に関わる経験」という形での講師要件が実態に即しており望ましい。

《中・長期的対策》

◆　一定の質・レベルにある講師を調達できる仕組みづくり

講師を確保する上で、講師要件に則した「専門家」を確保する上では各都道府県の専門家協会等にアクセスするのは各自業者の努力によるところが大きい。

一方、「教える」能力があるかどうかは保有資格とは離れた話になるため、中・長期的には授業をする上でのポイント等を１日、半日で講習するような研修会、勉強会といった人材育成や講師の情報交流が出来るような仕組みの検討も期待される。

（3）指定講習会の施設・福祉用具

指定講習会の施設・福祉用具に関する課題解決の方向性は、以下の通り整理される。

《短・中期的対策》

◆　実習内容に即した形での福祉用具等利用の検討

実習で必要な福祉用具が強制によらないのであれば、民間ベースで使用器具の推奨（レコメンデーション）を作るのが一番簡単な方法である。実習に関するテキスト等の作成は現実感があるものであり、そういったものを参考にするという程度が、一番手前では実施しやすい。

これだけの福祉用具については触れるように、といった形でのガイドラインをはっきりさせることが必要である。

《中・長期的対策》

◆　各都道府県内で福祉用具設備状況や施設についての情報提供

事業者がいかに用具や施設を調達するかといった点からは、「こういったところに福祉用具の展示がある」というような情報を提供する程度の取組みは可能である。

また、介護実習普及センター等の公的施設の利用については都道府県内の問題であり、県の裁量で利用を可能にすることはできるが、一方で、強制力を持って事業者に対して統一的に使わせるといったことは現実的には難しい。

2. その他福祉用具専門相談員指定講習会に関する課題解決の方向性

その他指定講習会に関する課題解決の方向性については、以下の通り整理される。

《中・長期期的提言》

◆ 専門相談員として果たすべき役割や必要な知識等の明確化

福祉用具専門相談員の見なし要件と言われている部分の根本には、ヘルパーの１級、２級課程と今後加えられる基礎研修等の見なしの指定講習会がある。これらをもって見なしと言うのなら正しいが、国家試験の看護師やその他資格者というものを見なしと呼ぶのは適切ではない。福祉用具専門相談員の見なし要件については、見なしという概念の表現が正しいのかどうかを再度整理する必要がある。

◆ 都道府県間での情報交換等の検討

一部の都道府県からは、他県が国に照会して得られた答えがその県にしか返っていかないから情報を共有化したいといった要望があった。また、指定事務は移管しているが、現実的にはどこかにお伺いを立てないと判断がつかないような問題も想定されるため、都道府県間の取組みとして積極的な状況把握や情報交換の実施が期待される。

参考資料

福祉用具専門相談員の資質向上と均質性の確保に関する実態把握のためのアンケート調査

日頃、介護保険サービス等の振興について、格段のご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、私ども社団法人シルバーサービス振興会では、厚生労働省の老人保健事業推進費等補助金を受け、「福祉用具専門相談員の資質向上と均質性の確保に関する調査研究事業」を実施しております。

本事業は、福祉用具専門相談員を養成する指定講習を実施する事業者に対してアンケートを実施し、その結果を踏まえて今後の福祉用具専門相談員指定講習会のあり方や質の向上、均質性の確保を検討するものです。

このアンケート調査は、その一環として、福祉用具専門相談員指定講習会の実態を把握し、指定講習会の抱えている課題を検討するための基礎資料とすることを目的とするものです。

ご回答頂いた内容は統計目的だけに使用し、他の目的には一切利用いたしません。お忙しいところ誠に恐縮ですが、趣旨をご理解の上、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご回答いただいた中からいくつかの事業者の方に対して、ヒアリング等の調査をさせていただくことも検討しております。その際は、ご協力を宜しくお願い申し上げます。

敬具

平成 18 年 12 月

社団法人　シルバーサービス振興会

【ご回答にあたって】

○ 設問の説明にしたがって、**事業者代表の方、もしくは福祉用具専門相談員指定講習会の管理責任者の方**が本票に回答を実情に即して記入してください。

○ 選択肢で「その他」を選ばれた場合は、具体的な内容をご記入ください。

○ 本調査及び福祉用具専門相談員指定講習会の実施等についてご意見等がございましたら、末尾の自由記入欄にご記入ください。

お問合せは、以下の本事業委託先にお願いいたします。

株式会社　日本総合研究所 研究事業本部

鐘ヶ江、矢野

Tel: 03-3288-5347　Fax: 03-3288-4691

Email: kanegae.yasushi@jri.co.jp

■ご回答者についてご記入ください

貴事業者名	
ご回答者の部署名	

問１．貴事業者についてお教え下さい

⑴ 貴事業者が福祉用具専門相談員指定講習会実施の**指定を受けている都道府県名を全てご記入ください**。

【都道府県名】：

また、貴事業者が**指定を受けている都道府県のうち、事業所（本社・支社）を構えていない都道府県**で、過去２年間に講習会を実施した（本年度実施予定も含む）都道府県がございましたら、その都道府県を**全て**ご記入ください。

【平成 17 年度】
都道府県名：

【平成 18 年度】
都道府県名：

⑵ 貴事業者が福祉用具専門相談員指定講習会の事業者指定を初めて受けたのはいつですか。**該当するものを１つ選び、選択肢を○で囲んでください**。

１．1999 年度　２．2000 年度　３．2001 年度　４．2002 年度
５．2003 年度　６．2004 年度　７．2005 年度

⑶ 貴事業者の団体分類に**該当するものを１つ選び、選択肢を○で囲んでください**。

○ 営利法人　１．株式会社　２．有限会社　３．その他（　　）
○ 非営利法人　４．財団法人　５．社団法人　６．社会福祉法人
７．学校法人　８．医療法人　９．特定非営利活動法人
10．その他（　　）
○ 公的法人　11．公法人　12．独立行政法人　13．その他（　　）

⑷ 貴事業者全体の従業員数に**該当するものを１つ選び、選択肢を○で囲んでください。**ただし、外部に依頼している講師等は除きます。

１．～５人　２．６人～10 人　３．11 人～20 人
４．21 人～30 人　５．31 人～50 人　６．51 人～100 人
７．101 人～200 人　８．201 人以上（　　）人

問２．以下、貴事業者が実施されている指定講習会についてお教えください

(1) 過去の指定講習会の実施状況に関してお尋ねします

① 貴事業者が福祉用具専門相談員指定講習会の指定を受けてから、平成 18 年度 12 月までの間に実施された福祉用具専門相談員指定講習会の**延実施回数と延修了者数**をご記入ください。指定を受けた都道府県以外でも講習会を実施されている場合は、それらも含めた合計をお答えください。

【延実施回数】 ［　　］回　　【延修了者数】 ［　　］人

② 上記のうち、平成 17 年度および平成 18 年度では指定講習会を何回実施し、何名の修了者がいらっしゃいましたか。**実施した延回数と延修了者数の延数をご記入ください**。指定を受けた都道府県以外でも講習会を実施されている場合は、それらも含めた合計をお答えください。

	【延実施回数】	【延修了者数】
平成 17 年度	［　　］回	［　　］人
平成 18 年度	［　　］回	［　　］人

③ **貴事業者が指定を受けている都道府県のうち、事業所（本社・支社）を構えていない都道府県**で実施した指定講習会の**延回数と延修了者数の延数を都道府県別にご記入ください。**

【平成 17 年度】

【都道府県名】	【延実施回数】	【延修了者数】
［　　］	［　　］回	［　　］人
［　　］	［　　］回	［　　］人
［　　］	［　　］回	［　　］人
［　　］	［　　］回	［　　］人
［　　］	［　　］回	［　　］人
［　　］	［　　］回	［　　］人

【平成 18 年度】

【都道府県名】	【延実施回数】	【延修了者数】
	回	人
	回	人
	回	人
	回	人
	回	人
	回	人

④ 貴事業者が当初実施を予定していた指定講習会のうち**実施が見送られた講習会はありますか**。回数をご記入ください(該当がない場合は0回とご記入ください)。

【講習会実施中止回数】 回

また、実施が見送られた理由に**該当する選択肢を全て選んで○をつけてください。**

1．講習会を開催するために十分な受講者が集まらなかった
2．講習会の担当講師が確保できなかった
3．講習を行う場所が確保できなかった
4．講習会を行うための予算が不足していた
5．その他（ ）

⑤ 貴事業者では、指定講習会の受講者の職種や業種等を把握されていらっしゃいますか。**該当する選択肢を１つ選んで、○をつけてください**。

1．ほぼ全ての受講者の職種・業種を把握している
2．一部の受講者の職種・業種を把握している
3．受講者の職種・業種はほとんど把握していない
4．その他（ ）

次のページにお進みください。

⑵ 指定講習会の講義・演習に関してお尋ねします

① 指定講習会の講義・演習で、受講者への知識や理解の落とし込みのために特段工夫・努力されている項目はありますか。努力・工夫されている講義・演習内容を下記の**選択肢群から３つまで選び、**その理由について**最も近い選択肢を１つ選んで、番号を記入してください**。

【努力・工夫している講義・演習内容】	【その理由（その他の場合は具体的内容）】

【努力・工夫している講義・演習内容】

1．老人保健福祉制度の概要
2．介護に関する基礎知識
3．介護技術
4．介護場面における福祉用具の活用
5．高齢者等の心理
6．医学の基礎知識
7．リハビリテーション概要
8．福祉用具の活用に関する実習

【その理由】

1．他の講義と比較して重要度が高く、情報提供や講義内容の工夫が必要なため
2．他の講義と比較して難易度が高く、情報提供や講義内容の工夫が必要なため
3．他の講義と比較して専門性が高く、情報提供や講義内容の工夫が必要なため
4．実施することによって福祉用具専門相談員の資質の向上が期待されるため
5．その他

② その他、指定講習会の講義・演習に関して、努力・工夫されていることがありましたらご記入ください。

【努力・工夫している講義・演習内容】	【努力・工夫する理由】

③ 指定講習会の講義･演習の具体的な内容はどのように決めていらっしゃいますか。**最も近い選択肢を１つ選んで、○をつけてください。**

１．事前に講義・演習内容を依頼し、進め方等に関する打ち合わせを行う
２．事前に講義・演習内容は依頼するが、進め方等は講師の裁量に委ねる
３．事前に講義・演習内容は依頼しないが、進め方等に関する打ち合わせを行う
４．事前に講義・演習内容を依頼せず、進め方等は講師の裁量に委ねる
５．その他（　　）

④ 指定講習会の講義・演習に講師が作成したテキストや資料を使用する場合、事前にそれらの内容を確認されていますか。**最も近い選択肢を１つ選んで○をつけてください。**

１．資料や講義内容は事前に確認し、適宜内容の修正を依頼する
２．資料や講義内容は事前に確認するが、内容の修正は依頼しない
３．資料や講義内容の事前確認はせず、事後確認を行い適宜内容の修正を依頼する
４．資料や講義内容の事前確認はせず、事後確認を行うが内容の修正は依頼しない
５．資料や講義内容の事前確認および事後確認は行わず、内容の修正は依頼しない
６．その他（　　）

⑤ 講師が作成したテキストや資料以外に、指定講習会で使用している資料・テキストに**該当する選択肢を全て選んで○をつけてください。**

１．（社）シルバーサービス振興会が作成したテキストを使用する
２．１以外の既製の資料・テキストを使用する
３．指定講習会主催者が独自に作成した資料・テキストを使用する
４．資料・テキストは特に使用していない
５．その他（　　）

⑥ 指定講習会の講義･演習でテストや確認試験等を実施する必要性に対するお考えとして**最も近い選択肢を１つだけ選んで○をつけてください。**

１．必要性を強く感じている　⇒「設問Ⅰ」へお進みください
２．必要性をやや感じている　⇒「設問Ⅰ」へお進みください
３．必要性をあまり感じていない　⇒「設問Ⅱ」へお進みください
４．必要性を感じていない　⇒「設問Ⅱ」へお進みください
５．分からない　⇒⑦へお進みください

設問Ⅰ．「必要性を強く感じている」「必要性をやや感じている」と答えた方にお尋ねします。理由として**該当する選択肢を全て選んで○をつけてください。**

1．講義・演習の理解度や定着度を測ることで、講義内容の改善につながるため
2．受講生の能力や知識レベルを客観的に評価することができるため
3．受講生のモチベーションや資質の向上につなげることができるため
4．成績が悪い受講生に対する指導ができるため
5．その他（　　）

設問Ⅱ．「必要性をあまり感じていない」「必要性を感じていない」と答えた方にお尋ねします。理由として**該当する選択肢を全て選んで○をつけてください。**

1．受講生の理解度や定着度を測っても、講義・演習の改善につながらないため
2．受講生の能力や知識レベルを評価する必要がないため
3．受講生のモチベーションや資質の向上は、現在の講義・演習で可能なため
4．時間的制約が多く、テストを実施する時間・機会が設けられないため
5．福祉用具専門相談員の能力や資質はテストの成績で測ることができないため
6．現行の制度で確認試験やテストが義務付けられていないため
7．その他（　　）

⑦ 受講者の出欠や受講態度について、通常どのような対応を取られていますか。**最も近い選択肢を１つ選んで○をつけてください。**

1．受講者の出欠は事業者が毎回取り、講義中の態度が好ましくない受講者には場合によって出席を慎んでもらう等の厳しい対応を取る
2．受講者の出欠は毎回取るが、講義中の受講者への対応は担当講師に任せている
3．受講者の出欠は担当講師に任せているが、講義中の態度が好ましくない受講者には場合によって出席を慎んでもらう等の厳しい対応を取る
4．出欠および講義中の受講者への対応は担当講師に任せている
5．その他（　　）

次のページにお進みください

⑶ 指定講習会の講師に関してお尋ねします

① 講義・実習を担当されている講師について、**平成 18 年度時点で申請書類に記載されている担当講師数をご記入いただき、該当する講師要件の選択肢を全て選んで**番号に○をつけてください。

注）担当講師数は、**平成 18 年度時点での申請書類に記載された人数**をご記入ください。

【講義】

○老人保健福祉制度の概要　**担当講師数：（　　）人　うちこの科目のみの担当講師数（　　）人**

1．老人保健福祉を担当している行政職員
2．大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目、あるいはそれと同様の内容の科目を担当する教員（非常勤含む）
3．社会福祉士
4．上記以外のもので、その業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められるもの（　　）
5．その他（　　）

○介護に関する基礎知識　**担当講師数：（　　）人　うちこの科目のみの担当講師数（　　）人**

1．介護福祉士
2．保健師、看護師、作業療法士、理学療法士
3．訪問介護員養成研修１級課程修了者
4．大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目、あるいはそれと同様の内容の科目を担当する教員（非常勤含む）
5．上記以外のもので、その業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められるもの（　　）
6．その他（　　）

○介護技術　**担当講師数：（　　）人　うちこの科目のみの担当講師数（　　）人**

1．介護福祉士
2．保健師、看護師、作業療法士、理学療法士
3．訪問介護員養成研修１級課程修了者
4．大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目、あるいはそれと同様の内容の科目を担当する教員（非常勤含む）
5．上記以外のもので、その業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められるもの（　　）
6．その他（　　）

○介護場面における福祉用具の活用

担当講師数：（　　）人　うちこの科目のみの担当講師数（　　）人

1．作業療法士、理学療法士
2．介護福祉士
3．保健師、看護師
4．大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目、あるいはそれと同様の内容の科目を担当する教員（非常勤含む）
5．介護実習・普及センターに配置されている介護機器相談指導員
6．財団法人テクノエイド協会等が実施する福祉用具プランナー研修修了者

7．上記以外のもので、その業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められるもの（　　）
8．その他（　　）

〇高年齢者等の心理　　担当講師数：（　　）人　うちこの科目のみの担当講師数（　　）人

1．医師
2．精神保健福祉士
3．保健師、看護師、作業療法士
4．社会福祉士
5．介護福祉士
6．大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目、あるいはそれと同様の内容の科目を担当する教員（非常勤含む）
7．上記以外のもので、その業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められるもの（　　）
8．その他（　　）

○医学の基礎知識　　担当講師数：（　　）人　うちこの科目のみの担当講師数（　　）人

1．医師
2．保健師、看護師
3．大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目、あるいはそれと同様の内容の科目を担当する教員（非常勤含む）
4．上記以外のもので、その業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められるもの（　　）
5．その他（　　）

○リハビリテーション概要

担当講師数：（　　）人　うちこの科目のみの担当講師数（　　）人

1．作業療法士、理学療法士
2．大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目、あるいはそれと同様の内容の科目を担当する教員（非常勤含む）
3．上記以外のもので、その業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められるもの（　　）
4．その他（　　）

【演習】

○福祉用具の活用に関する実習

担当講師数：（　　）人　うちこの科目のみの担当講師数（　　）人

1．作業療法士、理学療法士
2．介護福祉士
3．保健師、看護師
4．大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目、あるいはそれと同様の内容の科目を担当する教員（非常勤含む）
5．介護実習・普及センターに配置されている介護機器相談指導員
6．財団法人テクノエイド協会等が実施する福祉用具プランナー研修修了者
7．上記以外のもので、その業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められるもの（　　）
8．その他（　　）

② 上記のうち、**指定講習会１回あたりの担当講師数**は平均で何人ですか。科目別に該当するものを**下記選択肢群から選び、番号を記入してください**。

○老人保健福祉制度の概要	担当講師数（　　）人
○介護に関する基礎知識	担当講師数（　　）人
○介護技術	担当講師数（　　）人
○介護場面における福祉用具の活用	担当講師数（　　）人
○高年齢者等の心理	担当講師数（　　）人
○医学の基礎知識	担当講師数（　　）人
○リハビリテーション概要	担当講師数（　　）人
○福祉用具の活用に関する実習	担当講師数（　　）人

【平均担当講師数の選択肢群】

①．０人　②．１人　③．２人　④．３人～４人　⑤．５人以上

上記担当講師のうち、科目を兼任されている講師がいる場合、兼任している科目を**講師別**に組み合わせ、科目番号を記入してください。

講師Ａ；［　　］　講師Ｂ；［　　］　講師Ｃ；［　　］

１．老人保健福祉制度の概要　２．介護に関する基礎知識　３．介護技術
４．介護場面における福祉用具の活用　５．高年齢者等の心理　６．医学の基礎知識
７．リハビリテーション概要　８．福祉用具の活用に関する実習

③ 上記設問に関連して、なぜ当該講師を講習会の講師として選定されましたか。**下記選択肢群から３つまで選び、その番号を記入してください**。

【講師を選定した理由】

［　　］［　　］［　　］

【選択肢群】

１．講師の適任者が周囲に見当たらないため
２．講師の推薦や選定を組織（法人等）に依頼したため
３．講師の対外的な評価や評判が高いため
４．講師としての年数が長いため
５．講師としての知識・情報量が多いため
６．依頼した講義・演習内容を適切に実施してもらえるため
７．従来から講師依頼の経験や定期的な付き合いがあるため
８．福祉用具メーカーやその他事業者等との付き合いがあるため
９．その他（　　）

④ 指定講習会の講師等指導者に対する取組みをお尋ねします。講師等指導者の養成に関連するような取組みは行っていますか。**該当する選択肢を全て選んで○をつけてください**。

1．講師を主対象とした研修や勉強会等を実施している
2．講師が活用できるテキストやマニュアル等を作成している
3．講師が利用できるe-ラーニング等の学習システムを導入している
4．講師に対する取組みの必要性は感じていない
5．その他（　　）

⑤ **貴事業者が指定を受けている都道府県のうち、事業所（本社・支社）を構えていない都道府県**で講習会を実施する場合、講師はどのようにして確保されていますか。**最も近い選択肢を１つ選んで、○をつけてください**。

1．講義・実習ともに、事業所のある都道府県で実施する時と同じ講師に依頼する場合が多い
2．講義の講師は講習会の開催地（および周辺）の講師に依頼し、演習は事業所のある都道府県で実施する場合と同じ講師に依頼する場合が多い
3．講義の講師は事業所のある都道府県で実施する場合と同じ講師に依頼し、実習の講師は開催地（および周辺）の講師に依頼する場合が多い
4．講義・実習ともに開催地（および周辺）の講師に依頼する場合が多い

⑥ 指定講習会の受講者に講義内容や講師への満足度を確認するアンケート等を実施されたことはありますか。**該当する選択肢を１つ選んで○をつけてください**。

1．個別の科目ごとに講義内容や講師に関するアンケート等を実施している
2．講習全体を通して講師や講義内容に関するアンケート等を実施している
3．講義内容や講師に関するアンケート等は実施していないが、講師が独自に行っている場合がある
4．特にアンケート等は実施していない
5．その他（　　）

⑦ **⑥で１．２と答えた方のみ**お答えください。アンケート等の結果はどのように活用されていますか。**最も近い選択肢を１つ選んで○をつけてください**。

1．担当講師に結果を積極的に提示し、フィードバックを行っている
2．担当講師から求められた場合のみ結果を提示し、フィードバックを行っている
3．結果は講師に提示せず、フィードバック等は行っていない
4．その他（　　）

(4) 指定講習会を実施する施設や福祉用具に関してお尋ねします

① 指定講習会の講義及び演習の１クラス（グループ）あたりの平均人数に**最も近いものを選択肢から選んで、○をつけてください。**

【講義】

１．10 人以下　　２．11 人～20 人　　３．21 人～30 人　　４．31 人以上

【演習】

１．10 人以下　　２．11 人～20 人　　３．21 人～30 人　　４．31 人以上

② また、演習を実施する際に特に人数編成での努力・工夫があればご記入ください。

③ 指定講習会で使用する福祉用具・機器について、**演習での実際の使用状況に該当するものを下記選択肢群から選び、番号を記入してください**

１．受講者全員が実際に使用する（触れることができる）福祉用具・機器

選択肢番号 [　　]

２．５人に１人程度が実際に使用する（触れる機会が少ない）福祉用具・機器

選択肢番号 [　　]

３．10 人に１人程度が実際に使用する（触れることができる）福祉用具・機器

選択肢番号 [　　]

４．20 人以上に１人程度が実際に使用する（触れることができる）福祉用具・機器

選択肢番号 [　　]

５．実際に使用していない（触れることができない）福祉用具・機器

選択肢番号 [　　]

【選択肢群】

①．車いす（自走用、介助用、電動車いす）		②．車いす付属品	③．特殊寝台
④．床ずれ予防用具	⑤．体位変換器	⑥．手すり	⑦．スロープ
⑧．歩行器	⑨．歩行補助つえ	⑩．認知症老人徘徊感知器	
⑪．腰掛便座	⑫．特殊尿器	⑬．入浴補助用具	⑭．簡易浴槽
⑮．移動用リフト（床走行式リフト、固定式リフト、据置式リフト）			
⑯．移動用リフトのつり具部分			
⑰．特殊寝台付属品（サイドレール、マットレス、ベッド用手すり、テーブル、スライディングボード、スライディングマット等）			

④ 指定講習会で使用する福祉用具・機器について、**演習での実際の使用台数（個数）に該当するものをページ下の選択肢群から選び、番号を記入してください。**

1．1台（1個）のみ使用している福祉用具・機器

選択肢番号 [　　]

2．2台（2個以上）から4台（4個）程度使用している福祉用具・機器

選択肢番号 [　　]

3．5台（5個）以上使用している福祉用具・機器

選択肢番号 [　　]

4．その他（　　）

選択肢番号 [　　]

⑤ 指定講習会で使用する福祉用具・機器の**調達方法に該当するものをページ下の選択肢群から選び、番号を記入してください。**

1．所有している福祉用具・機器

選択肢番号 [　　]

2．無償でレンタル（無償貸与含む）している福祉用具・機器

選択肢番号 [　　]

3．有償でレンタルしている福祉用具・機器

選択肢番号 [　　]

4．その他（　　）

選択肢番号 [　　]

【選択肢群（④、⑤共通）】

①．車いす（自走用、介助用、電動車いす）		②．車いす付属品	③．特殊寝台
④．床ずれ予防用具	⑤．体位変換器	⑥．手すり	⑦．スロープ
⑧．歩行器	⑨．歩行補助つえ	⑩．認知症老人徘徊感知器	
⑪．腰掛便座	⑫．特殊尿器	⑬．入浴補助用具	⑭．簡易浴槽
⑮．移動用リフト（床走行式リフト、固定式リフト、据置式リフト）			
⑯．移動用リフトのつり具部分			
⑰．特殊寝台付属品（サイドレール、マットレス、ベッド用手すり、テーブル、スライディングボード、スライディングマット等）			

⑥ 本ページの設問は、**事業所（本社・支社）を構えていない都道府県**で指定講習会を実施されている場合のみお答えください。

設問Ⅰ．指定講習会で使用する福祉用具や機器はどのようにして調達されていますか。**最も近い選択肢を１つ選んで、○をつけてください**。

１．使用する福祉用具・機器は**全て**事業所（本社・支社）から運搬する
２．使用する福祉用具・機器の**一部**は事業所（本社・支社）から運搬し、**一部**は講習会を行う現地で調達する
３．使用する福祉用具・機器は**全て**講習会を行う現地で調達する
４．その他（　　）

設問Ⅱ．指定講習会で使用する**福祉用具・機器の数**は、事業所を構えている都道府県で実施する講習会と比較してどのようになりますか。**最も近い選択肢を１つ選んで、○をつけてください**。

１．事業所を構えている都道府県と比較して、**数が少なくなる**場合が多い
２．事業所を構えている都道府県と比較して、**数はほとんど変わらない**
３．事業所を構えている都道府県と比較して、**数が多くなる**場合が多い
４．その他（　　）

設問Ⅲ．指定講習会で使用する**福祉用具・機器の種類**は、事業所を構えている都道府県で実施する講習会と比較してどのようになりますか。**最も近い選択肢を１つ選んで、○をつけてください**。

１．事業所を構えている都道府県と比較して、**種類が少なくなる**場合が多い
２．事業所を構えている都道府県と比較して、**種類はほとんど変わらない**
３．事業所を構えている都道府県と比較して、**種類が多くなる場合が多い**
４．その他（　　）

設問Ⅳ．事業所（本社・支社）がない都道府県で講習会を実施する際に、福祉用具・機器の調達の点から**問題点や課題**があればご記入ください。

⑦ 指定講習会で使用する福祉用具･関連機器の再購入や入替えについてお尋ねします。再購入や入替えを決める要因は何ですか。**該当する選択肢を全て選んで○をつけてください**。

1．「年に１回」「２年に１回」等、**時間の経過**によって購入や入替えを行う
2．福祉用具・機器の**使用状況**（痛み具合）によって購入や入替えを行う
3．福祉用具・機器の**新製品発売等**によって購入や入替えを行う
4．福祉用具・機器メーカーの**営業や影響等**によって購入や入替えを行う
5．指定講習会の**担当講師や受講者の要望等**によって購入や入替えを行う
6．福祉用具・機器の購入や入替えをしたことはない
7．その他（　　）

また、貴事業者が「再購入や入替えをした経験がある」福祉用具・機器のうち、「再購入・入替えをした回数や頻度」に最も近い選択肢を選んで記入してください。

【福祉用具・機器の選択肢群（複数記入可）】　　【回数・頻度の選択肢群】

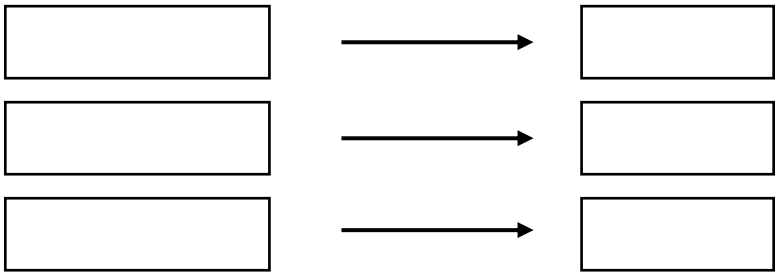

【再購入・入替えをしたことがある福祉用具・機器の選択肢群】

①．車いす（自走用、介助用、電動車いす）		②．車いす付属品	③．特殊寝台
④．床ずれ予防用具	⑤．体位変換器	⑥．手すり	⑦．スロープ
⑧．歩行器	⑨．歩行補助つえ	⑩．認知症老人徘徊感知器	
⑪．腰掛便座	⑫．特殊尿器	⑬．入浴補助用具	⑭．簡易浴槽
⑮．移動用リフト（床走行式リフト、固定式リフト、据置式リフト）			
⑯．移動用リフトのつり具部分			
⑰．特殊寝台付属品（サイドレール、マットレス、ベッド用手すり、テーブル、スライディングボード、スライディングマット等）			

【再購入・入替えをした回数・頻度の選択肢群】

1．0回　　2．1回　　3.2回～4回　　4．5回以上

問３．以下、貴事業者が実施されている講習会の課題と解決策に関してお教えください

(1) 指定講習会の開催や受講者の課題

① 講習会の開催や受講者の確保の点から見ると、講習会の運営上どのようなことが課題として挙げられますか。**下記の選択肢群から３つまで**選び、番号を記入してください。

【選択肢群】

１．講習会の受講者が十分に**集まらない**
２．講習会の受講希望者数に対して**実施回数が不足している**
３．受講者の受講時の**知識や情報量に差**がある
４．受講者の**受講態度や受講意欲に差**がある
５．受講者の**経歴やバックグラウンドに差**がある
６．講習の**開催時期や時間の都合**がつかない
７．その他（　　）
８．該当なし

② 上記以外に、指定講習会の開催や受講者の確保に関する課題があればご記入ください。

③ ①、②の課題を解決するためには、どのような対処・対応をすればいいと思われますか。ご意見をご記入ください。

⑵ 指定講習会の講義・演習の課題

① 指定講習会の講義や演習の実施の点から見ると、講習会の運営上どのようなことが課題として挙げられますか。**下記選択肢群から３つまで**選び、番号を記入してください。

□ □ □

1．講義・演習の**科目と内容**が決められている
2．講義・演習の**時間配分**が科目ごとに決められている
3．**講義**の**時間**が足りない
4．**演習**の**時間**が足りない
5．講習会で使用する**資料やテキスト**が**統一されていない**
6．講習会で使用する**資料やテキスト**の**選択肢が少ない**
7．その他（　　）
8．該当なし

② 上記以外に、指定講習会の講義や演習の開催に関する課題があればご記入ください。

③ ①、②の課題を解決するためには、どのような対処・対応をすればいいと思われますか。ご意見をご記入ください。

⑶ 指定講習会の講師、講師確保の課題

① 指定講習会の講師の質や講師の確保の点から見ると、講習会の運営上どのようなことが課題として挙げられますか。**下記選択肢群から３つまで**選び、番号を記入してください。

１．講習会の開催場所によって担当講師の**確保が難しい**
２．**講義**を依頼する担当講師の**質・レベルに差**（レベル差や地域差）がある
３．**演習を**依頼する担当講師の**質・レベルに差**（レベル差や地域差）がある
４．知名度の高い講師は、**スケジュール上の都合**で確保が難しい
５．知名度の高い講師は、**予算上の都合**で確保が難しい
６．講習会の**講師要件に見合った講師**を見つけることができない
７．その他（　　）
８．該当なし

② 上記以外に、指定講習会の講師の質や講師の確保に関する課題があればご記入ください。

③ ①、②の課題を解決するためには、どのような対処・対応をすればいいと思われますか。ご意見をご記入ください。

⑷ 指定講習会の施設、福祉用具の課題

① 指定講習会で使用する施設や福祉用具の点から見ると、講習会の運営上どのようなことが課題として挙げられますか。下記選択肢群から３つまで選び、番号を記入してください。

□ □ □

1．指定講習会を開催する**場所を確保できない/見つからない**
2．指定講習会を開催する場所はあるが、受講者数に対して**場所が狭い**
3．演習で使用する十分な**数**の福祉用具・機器を購入/レンタルすることができない
4．演習で使用する十分な**種類**の福祉用具・機器を購入/レンタルすることができない
5．演習で使用する**新しい（時代遅れではない）**福祉用具・機器を購入/レンタルすることができない
6．その他（　　）
7．該当なし

② 上記以外に、指定講習会の施設や福祉用具の確保に関する課題があればご記入ください。

③ ①、②の課題を解決するためには、どのような対処・対応をすればいいと思われますか。ご意見をご記入ください。

⑸ 指定講習会の事業に関連して、国や自治体等に対する希望や要望があれば、ご記入ください。

■自由記入欄

その他、福祉用具専門相談員の資質の向上にあたって、ご意見等がございましたらご記入ください。

ご協力ありがとうございました

ヒアリング先	
ヒアリング日時	

1. 事業者情報

- 事業者の基礎情報
  - 指定状況（指定の時期・更新の有無、更新の予定等）
  - 事業主団体の規模、従業員構成・資格等
  - その他の事業者情報

- 事業者の他事業所の基礎情報
  - 他事業所での事業展開

2. 福祉用具専門相談員指定講習会の実施状況

- 指定講習会の実施状況全般
  - 講習会の実施状況および受講者数
  - 受講生の属性
  - 受講料および経営状況
  - 受講生を集める上での工夫・努力（広報・宣伝等）、働き口

- 指定講習会の講義・演習
  - 講義・演習の実施状況
  - 事業者（講習会）独自のテキスト、資料等の有無
  - 講師の進め方、テキスト・資料等の有無、講義の進め方
  - 講義・演習実施後のアンケートの実施、その反応
  - テスト等の実施状況、実施の必要性

- 指定講習会の講師
  - 講師の調達や講師を確保する方法

- ■ 講師を決定する上でのプロセス
- ■ 指定申請時の講師と実際に講習を行う講師
- ■ 講師の科目間専任・兼任

- ● 指定講習会で使用する施設、福祉用具
  - ■ 指定講習会で使用する福祉用具・機器のレンタル、会場のレンタル
  - ■ 指定講習会で使用する福祉用具・機器の買い替え

3. その他、福祉用具専門相談員指定講習会に関すること

- ● 福祉用具専門相談員の質の向上に関する方策
  - ■ 福祉用具専門相談員および指定講習会の位置づけ
  - ■ 福祉用具専門相談員の資質向上や均質性の確保のための方策

福祉用具専門相談員の資質向上と均質性の確保に関する実態把握のためのヒアリング調査

※お手数ですが、指定講習会の実態を把握する上での参考にさせていただきたいので、御課でお手持ちの資料、マニュアル等で拝見させていただくことができるものがございましたらご用意いただければ幸いです。

- 指定講習会の指定事務について

1. 福祉用具専門相談員指定講習会の指定事務について

   - 指定事務移管後（平成 18 年４月以降）の指定状況
   - 指定事務の担当者（担当者が決まった経緯）
   - 指定事務にかかる今後の方針と課題
     - 都道府県に業務移管されたことによるメリット
     - 都道府県に業務移管されたことによるデメリット
     - その他今後の方針

2. 指定事務の負担感

   - 指定事務が移管されたことによる“県”としての裁量権の有無
   - 本省からの引継ぎ事項における不明点
   - その他、指定業務を実施する上での困難な点

- 福祉用具専門相談員指定講習会に対するご意見

1. 福祉用具専門相談員の位置づけ、必要性のご認識

2. 指定講習会の質を高める上での課題・問題点、必要と考える取り組みや解決策

   - 開催状況頻度に関するご意見
   - 開催場所に関するご意見
   - その他質を高める上での課題・問題点

3. 国、県として取り組むべき課題・問題点等

この調査研究事業は厚生労働省の老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）事業の一環として行われたものです。

福祉用具専門相談員の資質向上と均質性の確保に関する調査研究事業

平成 19 年３月発行

内容照会先　　社団法人 シルバーサービス振興会
〒102-0083
東京都千代田区麹町３丁目１番地
TEL　03-5276-1602